資 料

目 次

資料 1	第二次世界大戦後の武力紛争325	資料39	在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組につ	いて
資料 2	各国の主要な核戦力328			370
資料3	主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元329	資料40	新世紀の日米同盟	370
資料4	国連平和維持活動一覧330	資料41	日米防衛協力のための指針	371
資料 5	主要国・地域の兵力一覧(概数)332	資料42	日米共同訓練の実績(平成17年度)	375
資料6	主要国・地域の正規軍及び予備兵力(概数)332	資料43	武器輸出三原則など	376
資料 7	わが国周辺の兵力推移の概要332	資料44	23事案の概要	377
資料8	衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛	資料45	SACO最終報告 (仮訳)	378
	権」に関する質問に対する答弁書(昭和56年5月29日提	資料46	イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関す	る基
	出) - 抜粋333		本計画	380
資料 9	衆議院議員土井たか子君提出「小泉内閣発足にあたって	資料47	イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等	手につ
	国政の基本政策」に関する質問に対する答弁書(平成13		いて	
	年 5 月 8 日提出) - 抜粋333	資料48	内閣総理大臣談話	383
資料10	国防の基本方針333	資料49	テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画	可の根
資料11	平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について333		要	
資料12	中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)につい	資料50	自衛隊が行った国際平和協力活動	385
	τ336	資料51	二国間防衛交流の主要実績(最近5年間)	386
資料13	「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び		多国間安全保障対話の主要実績(アジア太平洋地域	
	「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)につい		近5年間)	
	て」に関する内閣官房長官談話339	資料53	第5回IISSアジア安全保障会議における額賀防衛庁長	
資料14	平成18年度主要事業の経費341		ピーチ	
資料15	平成18年度に調達する主要装備343	資料54	国際機関への防衛庁職員の派遣実績(最近5年間)	
資料16	主要装備の勢力推移(戦車、護衛艦及び戦闘機を除く)	資料55	自衛官の定員及び現員	
	344	資料56	自衛官などの応募及び採用状況(平成17年度)	
資料17	戦車、主要火器などの保有数・性能諸元344	資料57	予備自衛官補の採用などの状況(平成17年度)	
資料18	主要艦艇の就役数・性能諸元344	資料58	自衛官の心がまえ	
資料19	主要航空機の保有数・性能諸元	資料59	自衛官の教育体系の概要	
資料20	誘導弾の性能諸元347	資料60	留学生受入実績(平成17年度)	
資料21	防衛関係費(当初予算)の推移348	資料61	近年防衛庁において開発が完了した主要な装備品なる	
資料22	一般会計歳出(当初予算)の主要経費の推移349			
資料23	防衛関係費(当初予算)の使途別構成の推移350	資料62	調達方法別の装備品などの調達額の推移	394
資料24	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006350	資料63	日本の防衛生産額などの推移	
資料25	各国国防費の推移351	資料64	自衛隊・防衛問題に関する世論調査(平成18年2月)	
資料26	弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究に関			
	する内閣官房長官談話	資料65	防衛庁における情報公開の実績(平成17年度)	
資料27	弾道ミサイル防衛システムの整備等について351	資料66	防衛庁における政策評価の実績(平成17年度)	
資料28	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する	資料67	防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要	
	内閣官房長官談話			
資料29	「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日	資料68	日本国憲法(抄)	400
	米共同開発」に関する内閣官房長官談話353	資料69	日米安全保障条約第五条	
資料30	自衛隊の主な行動354	資料70	日米安全保障条約第六条	
資料31	自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武器使用規定355	資料71	自衛隊法第七条	
資料32	国民の保護に関する基本指針(概要)357	資料72	自衛隊法第七十六条	
資料33	防衛庁・防衛施設庁国民保護計画のポイント360	資料73	自衛隊法第七十七条の四	
資料34	日米安全保障共同宣言 - 21世紀に向けての同盟 - (仮訳)	資料74	自衛隊法第八十二条の二	
22110	360	資料75	自衛隊法第八十三条	
資料35	日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(平成17年		自衛隊法第九十六条の二	
-2,100	2月19日)		自衛隊法第九十七条	
資料36	日米同盟:未来のための変革と再編(仮訳)(平成17年10		自衛隊法第百二十二条	
221100	月29日)		自衛隊法別表第四	
資料37	日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表(平成18年5		日米地位協定第二十四条	
25/1/01	月1日)		国際連合憲章第五十一条	
資料38	再編実施のための日米のロードマップ		日际在口心主力工!	
1 100				

資料 1 第二次世界大戦後の武力紛争

	₩ 2 4	#0 BB	и = ±	+ +		
地域	紛 争 名	期間	当事者	摘 要		
	国共内戦	1945 ~ 49	中国国民党 中国共産党	中国国民党と中国共産党の直接対立化を契機とした。 国共産党による中国の統一		
	インドネシア独立戦争	1945 ~ 49	オランダ インドネシア	オランダからの独立をめぐる紛争		
	インドシナ戦争	1946 ~ 54	フランス ベトナム民主共和国(北ベトナム)	フランスからの独立をめぐる紛争		
	第1次印パ紛争	1947 ~ 49	インド パキスタン	独立直後のカシミールの帰属をめぐる紛争		
	マラヤの反乱	1948 ~ 57	英国 共産ゲリラ	英領マレー各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの 試み		
	マラヤの反乱	1957 ~ 60	マラヤ連邦 共産ゲリラ	マラヤ連邦各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み		
	朝鮮戦争	1950 ~ 53	韓国、米国など(国連) 北朝鮮、中国	 北朝鮮の武力による朝鮮半島の統一の試み		
	金門・馬祖砲撃	1954 ~ 78	台湾中国	 金門・馬祖両島をめぐる砲撃、宣伝戦		
	ラオス内戦	1959 ~ 75	ラオス政府(右派、中立派) パテト・ラオ(左派) 北ベトナム	ラオス政府と北ベトナムの支援を受けたパテト・ラ: 軍との間の紛争		
	チベット反乱	1959	ダライ・ラマ派 中国政府	チベット問題をめぐるダライ・ラマ派の反乱		
ア	中印国境紛争		インド 中国	国境線をめぐる紛争		
	ベトナム戦争		南ベトナム、米国など 南ベトナム民族解放戦線、北ベトナム	米国の支援を受けた南ベトナム政府と北ベトナム及で 南ベトナム民族解放戦線との間の紛争		
	ゴア紛争	1961	インド ポルトガル	インドによるポルトガル領ゴアなどの植民地の併合		
	西イリアン紛争	1961 ~ 62	インドネシア オランダ	西ニューギニアの領有をめぐる紛争		
	マレーシア紛争		英国、マレーシア・フィリピン	北ボルネオの領有をめぐる紛争		
	マレーシア紛争		英国、マレーシア・インドネシア	マレーシア結成に反対したインドネシアの対決政策		
ジ	第2次印パ紛争	1965 ~ 66	インド パキスタン	カシミールの帰属をめぐる紛争		
	中ソ国境紛争	1969	中国ソ連	国境をめぐって珍宝島(ダマンスキー島)新彊裕民 区などで衝突が発生		
	カンボジア内戦	1970 ~ 75	カンボジア政府 カンプチア民族統一戦線	政府(ロンノル派)と民族統一戦線(シハヌーク派・: ンボジア共産党)との内戦		
	第 3 次印パ紛争 1971		インド、バングラデシュ パキスタン	バングラデシュ(東パキスタン)の独立を契機とした約 争		
ア	 西沙群島紛争	1974	南ベトナム 中国	予 西沙群島の領有をめぐる紛争		
	ティモール内戦		親インドネシア派・インドネシア(義勇兵) 即			
	ベトナム・カンボジア紛争	1977 ~ 91	時独立派 左派) ベトナム カンボジア	ベトナムとカンボジアとの国境紛争とベトナムのカンボジアへの軍事介入		
	中越紛争	1979	中国 ベトナム	ベトナムのカンボジアへの軍事介入に反対する中国 ベトナムとの紛争		
	 南沙群島紛争	1988	中国 ベトナム	南沙群島の領有をめぐる紛争		
	タジク紛争		タジキスタン政府 UTO(統一タジク反対派)	1992年の内戦後、アフガン領内に流出したイスラス 系武装勢力とタジク政府との間のタジク・アフガン 境地域での紛争 1997.6 和平協定成立		
	カンボジア武力衝突	1997 ~ 98	ラナリット第1首相(当時)派部隊 フン・セン第2首相派部隊	政府の主導権を握るラナリット第1首相(当時)派部隊とフン・セン第2首相派部隊との武力衝突		
	ジャム・カシミール地方に おける戦闘	1999	インド イスラム武装勢力	ジャム・カシミール地方(カルギル)における、パキンタンから侵入した武装勢力とインド軍との戦闘		
	第1次中東戦争	1948 ~ 49	イスラエル エジプト、シリア、ヨルダン、レ バノン、イラク	イスラエル国家の独立を否定するアラブ諸国の試み		
中	アルジェリア戦争	1954 ~ 62	フランス政府 FLN(アルジェリア民族解放戦線)	フランスからの独立をめぐる紛争		
東	キプロス紛争	1955 ~ 59	英国政府 EOKA(キプロス戦士全国組織)	英国の支配を排除してキプロスをギリシャと併合さ ようとしたギリシャ系住民の試み		
北	第2次中東戦争	1956	英国、フランス、イスラエル エジプト	スエズ運河をめぐるエジプトと英仏間の紛争、イス: エルは英仏側で参戦		
アフ	レバノン出兵	1958	レバノン政府、米国 レバノン反乱派	キリスト教徒大統領シャムーンが再度就任しようとたため、反乱が発生。米国はレバノン政府の要請で		
IJ	クウェート出兵	1961		た イラクがクウェート併合を図ったため、英国が派兵		
-	イエメン内戦	1962 ~ 69		共和政府に対する王党派の闘争		
カ						
	キプロス内戦 	1963 ~ 64	キプロス政府、ギリシャ トルコ系キプロス人、 トルコ	ギリシャ系キプロス人の権力強化に反対するトルコ キプロス人の反発		

地域	紛 争 名	期間	当 事 者	摘要
	アルジェリア・モロッコ国 境紛争	1963 ~ 88	アルジェリア モロッコ	国境地区の領有をめぐる紛争
	第3次中東戦争	1967	イスラエル エジプト、シリア、ヨルダン	イスラエルの独立保持をめぐる紛争
	第4次中東戦争	1973	イスラエル エジプト、シリア	エジプトとシリアが第3次中東戦争によってイスラエ ルに占領された失地の回復を企図した紛争
中	西サハラ紛争	1973~	モロッコ政府、モーリタニア政府(78年、モーリタニアはポリサリオ解放戦線と平和協定を締結) ポリサリオ解放戦線 アルジェリアが支援)	スペイン領サハラ (西サハラ)からスペイン撤退後の主権をめぐる紛争 1988 8 モロッコとポリサリオ解放戦線は帰属を住民投票で決定することで合意(その後住民投票は実施されず) 97 9 モロッコとポリサリオ解放戦線は、88年の合意の実施を妨げていた諸問題につき原則合意
東	キプロス紛争	1974~	キプロス トルコ	中立派大統領 マカリオス)の追放によるキプロスのギリシャへの併合阻止及びトルコ系住民の保護のためトルコが軍事介入
	南北イエメン紛争	1978 ~ 79	北イエメン 南イエメン、反北イエメン政府グ ループ	政府軍と北イエメン民族解放戦線などの反政府グループ、南イエメン軍による国境付近における紛争
	アフガニスタン紛争	1979 ~ 89	カルマル政権、ソ連 反カルマル・反ソ勢力 1986 5 以降、ナジブラ政権、ソ連 反ナジブ ラ・反ソ勢力	タラキ・アミン政権の土地改革などに対する反抗が国内で続いていたが、ソ連がこれに軍事介入 1989 2 ソ連軍撤退完了
	イラン・イラク戦争	1980 ~ 88	イラン イラク	国境河川の領有権などをめぐる紛争 1988 8 停戦成立
北	レバノン内戦	1975 ~ 91	キリスト教徒右派(イスラエル、イラク支援) アラブ平和維持軍(シリア軍)・イスラム教徒左派	キリスト教徒右派とイスラム教徒左派との抗争にシリアが介入 1989 ターイフ合意(国民和解憲章)成立 91 内戦終結
ア	レバノン侵攻	1982	イスラエル PLO、シリア	PLO 制圧のため、イスラエル軍レバノンに侵攻(2000年、撤退完了)
	スーダン内戦	1983 ~	スーダン中央政府 反政府勢力(スーダン人民解放軍など)	スーダン中央政府による南部3州のアラブ化政策に反発する南部反政府勢力との間の紛争が発端
フ	アフガニスタン内戦	1989 ~ 2001	1989 2以降、ナジプラ政権 反ナジプラ政府勢力 1992 6以降、ラバニ政権 反ラバニ政府勢力 1996 9以降、タリバーン政権 反タリバーン政府勢力	ソ連軍撤退後も内戦が継続したが、2001年、タリバーン政権崩壊により終結
	湾岸戦争	1990 ~ 91	イラク クウェート、米国、英国、サウジアラ ビア、エジプトなど	イラクがクウェートに侵攻、米国、英国等28か国が 国連決議を受けて派兵 1991 4 正式停戦
カ	イエメン内戦	1994	サーレハ大統領 北)とベイド副大統領 南)を中心とする旧南北政治指導者	統一後の政治運営をめぐり旧南北指導者層間での対立 が激化、旧南北両軍の衝突で内戦に突入 北軍のアデン制圧で内戦終結
	アフガニスタン軍事作戦	2001 .10	タリバーン、アルカイダ 米国、英国、フランス、カナダ、豪州などの各国及び北部同盟などの反タリバーン勢力	
	イラク軍事作戦	2003 3~	イラク 英米など	大量破壊兵器査察に協力しないイラクのフセイン政権 に対する米英などによる武力行使
中	コンゴ動乱	1960 ~ 63	コンゴ政府 分離派、ベルギー	コンゴの統一保持に対する分離独立派の反乱、国連に よる調停で国家統一保持
部・	チャド・リビア紛争		チャド リビア	政権をめぐる部族間の対立とアオゾウ地区の領有をめ ぐるチャド・リビア間の対立 1994 5 リビア軍がアオゾウ地区から完全撤収
南部	エチオピア内戦	1962 ~ 93	エチオピア政府 エリトリア・ティグレ解放勢 カ	政府とエリトリア州・ティグレ州の分離独立を要求する反政府勢力との紛争 1993 5 エリトリア独立
アフ	南ローデシア紛争	1965 ~ 79	南ローデシア政府 ZANU(ジンバブエ・アフリカ民族同盟 $)$ ZAPU(ジンパブエ・アフリカ人民同盟 $)$	スミス白人政権と黒人ゲリラ組織との紛争
Ŋ	ナイジェリア内戦	1967 ~ 70	ナイジェリア政府 ビアフラ州	ナイジェリアの統一保持に対する分離独立派による紛争
カ	ナミビア独立紛争	1975 ~ 90	南アフリカ政府 SWAPO(南西アフリカ人民機構)	ナミビアの独立を求めるSWAPOと南アフリカ政府と の対立

地域	紛 争 名	期間	当 事 者	摘要
	アンゴラ内戦	1975 ~ 91	MPLA(アンゴラ解放人民運動) FNLA(アンゴラ民族解放戦線)、UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)FNLAはアンゴラ独立後弱体化	ポルトガルからの独立(1975.11)に伴った解放グループ間の対立抗争
	モザンビーク内戦	1975 ~ 91	モザンビーク解放戦線 FRELIMO) 反政府組 織 モザンビーク民族抵抗運動 RENAMO)	1975年のポルトガルからの独立以来続いた社会主義 路線を歩む政府勢力FRELIMOと南アフリカ共和国の 支援を受けたRENAMOとの紛争
中	エチオピア・ソマリア紛争	1977 ~ 78	エチオピア 西ソマリア解放戦線、ソマリア	オガデン地方をめぐる紛争
部	ソマリア内戦	1988 ~	バーレ政権 反政府勢力、その後複数の武装勢 力間	北部で激化したバーレ政権と反政府ゲリラとの間の戦 闘が、全国に波及し、複数勢力間の内戦に発展
·	リベリア内戦	1989 ~ 2003	ドウ政権 NPFL(国民愛国戦線)、その後複数 の武装勢力間	ドウ政権とNPFLとの間の武力闘争が発展・複雑化した、 複数勢力間の内戦。テーラー大統領が選出されるも、 反政府勢力との戦闘が継続 2003.8 和平協定調印
	ルワンダ内戦	1990 ~ 94	ルワンダ政府 RPF(ルワンダ愛国戦線)	フツ族による政権とツチ族主導のRPFとの間の紛争
南	ザイール内戦	1996 ~ 97	モブツ政権 コンゴ・ザイール解放民主勢力連 盟(ADFL)等	ザイール東部地域のツチ族系住民バニャムレンゲが、 武装蜂起したことを契機に始まった、モブツ大統領の 独裁政権とそれに反対する勢力の武力闘争 1997 5 コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL) がコンゴ民主共和国への国名変更を宣言
部	シエラレオネ紛争	1997 ~ 98	AFRO(軍事革命評議会) ECOMOG(西アフリ カ諸国経済共同体平和維持軍)	下級兵士のクーデター(民選のカバ大統領を追放)により発足したAFRC政権と民政回復を求めたナイジェリア、ECOMOGとの紛争 1998 5 カバ大統領が帰国
ア	コンゴ共和国内戦	1997	政府軍 前大統領派 アンゴラが支援)	大統領選挙をめぐってリスバ大統領派 政府軍)とサス・ ンゲソ前大統領派の私兵が衝突 1997 .10 サス・ンゲソ前大統領が大統領に復帰
フ	エチオピア・エリトリア紛 争	1998 ~ 2000	エチオピア エリトリア	両国間の未確定の国境線をめぐる紛争 2000 ß 両国が休戦合意受け入れ
	ギニア・ビサオ内戦	1998 ~	政府軍 元参謀長派	大統領派と元参謀長派との紛争
IJ	コンゴ民主共和国内戦	1998 ~ 99	カビラ政権(アンゴラ等が支援) DRC(コンゴ 民主連合)等の反政府勢力(ルワンダ等が支援)	ツチ族とフツ族の対立に起因する、カビラ大統領率いる政府軍と反政府勢力との紛争。周辺諸国を巻き込んで拡大 1999 8 紛争の停戦合意が成立
カ	シエラレオネ内戦	1998 ~ 99	ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持 軍) RUF(革命統一路線)	政府を支援するナイジェリア主導のECOMOGと旧軍 事政権の兵士が合流した反政府勢力RUFとの紛争 1999 .7 政府とRUFとの間で和平合意成立
	アンゴラ内戦	1998 ~ 2002	政府軍 UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)	政府軍と反政府勢力UNITAとの紛争 2002 3 両者が停戦協定に調印
	コートジボワール内戦	2002 .9 ~ 2003.7	コートジボワール政府 MPC(コートジボワール愛国運動)など	退役を拒否する軍人らの蜂起を契機に内戦状態に突入 2003.7 内戦終結宣言
	ギリシャ内戦	1946 ~ 49	ギリシャ政府 ELAS(ギリシャ人民解放軍)	共産党が反乱軍を指導して山岳を利用したゲリラ戦を 展開
	ベルリン封鎖	1948 ~ 49		ソ連による西ベルリンへの交通路しゃ断をめぐる紛争
区欠	ハンガリー動乱	1956	ハンガリー政府、ソ連 ハンガリー民族主義派	ハンガリー国民の民族革命的運動に対するソ連の介入、 これに対する運動
	チェコ事件	1968	チェコ・スロバキア ソ連を含むワルシャワ条 約機構加盟 5 か国	チェコ・スロバキアの自由化を阻止するための武力介 入
	北アイルランド紛争	1969 ~ 98	カトリック系過激派組織 プロテスタント系過激派組織	北アイルランドの少数派であるカトリック系住民の地位向上と独立をめぐる紛争 1998年に和平合意
	ナゴルノ・カラバフ紛争	1988 ~	アゼルバイジャン アルメニア武装勢力	アゼルバイジャン領ナゴルノ・カラバフ自治州のアル メニア系住民がアルメニアへの帰属換えを要求し、ア ゼルバイジャン軍と武力衝突
	ルーマニア政変	1989	チャウシェスク政権(国内軍・秘密警察) ルーマニア民主化グループ(ルーマニア人民軍)	独裁、抑圧政策を強行するチャウシェスク政権を民主 化運動グループ及び市民側を支持する人民軍が打倒
	アブハジア紛争	1991 ~	アプハジア グルジア	グルジア共和国アブハジア自治共和国が アブハジア 共和国」として独立宣言。グルジア政府と武力紛争
州	スロベニア内戦	1991	スロベニア 旧ユーゴ連邦軍	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すスロベニアとそれを 阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 1991年7月停戦成立
	クロアチア内戦	1991 ~ 95	クロアチア 旧ユーゴ連邦軍、セルビア人武装 勢力	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すクロアチアとそれを 阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 旧ユーゴ連邦解体後もセルビア人武装勢力との内戦が 継続 1995年11月に和平協定成立

地域	紛 争 名	期間	当 事 者	摘 要
欧	ボスニア・ヘルツェゴビナ 内戦	1992 ~ 95	ムスリム政府(武装)勢力、クロアチア人武装勢力 セルピア人武装勢力	ボスニア・ヘルツェゴビナの旧ユーゴからの独立問題 を契機としたムスリム、セルビア人、クロアチア人3 民族間の勢力争い 1995年12月に和平協定成立
	チェチェン紛争	1994 ~ 96 1999 ~	ロシア政府 チェチェン武装勢力	ロシアからの独立を目指すチェチェン共和国武装勢力 とそれを阻止しようとするロシア政府との紛争 1996年に停戦合意。1999年から武力衝突
州	コソボ紛争	1998 ~ 99	ユーゴ連邦政府、セルビア共和国政府 アルバニア系武装勢力	ユーゴ連邦からの独立を目指すアルバニア系武装勢力とそれを阻止しようとするユーゴ連邦政府及びセルビア共和国政府との紛争1999年ユーゴースラビア連邦政府、米欧露提示の和平案を受諾
	グアテマラの反革命	1954	グアテマラ政府 反革命派	政府の農地改革などに反抗した保守勢力のクーデター で政権が交代
	キューバ革命	1956 ~ 59	バチスタ政権 反政府派	極端な弾圧政策のため国民の支持を失ったバチスタ政 権を、反政府派が打倒
米	キューバ進攻	1961	キューバ政府 キューバ亡命者	在米キューバ人がキューバに進攻して敗退
	キューバ危機	1962	米国 ソ連、キューバ	ソ連の中距離ミサイルがキューバに持込まれたことから起きた危機
	ベネズエラの反乱活動	1962 ~ 63	ベネズエラ政府 反乱派	社会改革の穏健派の政権に対する共産党、MIRなどの 反乱活動
	ドミニカ共和国内乱	1965	ドミニカ政府、米国 反乱派	若手将校グループが立憲主義復帰を目指して反乱を起こしたことから内戦状態に発展、米軍及び米州機構平 和維持軍が介入
	ニカラグア内戦	1979 ~ 90	ニカラグア政府 反政府派	サンディニスタ民族解放戦線 (FSLN)などによる革命・政権樹立後、同政権の左傾 化に反対する勢力(コントラ)がゲリラ戦を展開
	エルサルバドル内戦	1979 ~ 92	エルサルバドル政府 反政府派	ファラブンド・マルチ民族解放戦線(FMLN)が現政府 打倒のためゲリラ戦を展開
	フォークランド(マルビー ナス <i>)</i> 紛争	1982	英国 アルゼンチン	フォークランド(マルビーナス)諸島の領有権をめぐる 軍事衝突
州	グレナダ派兵	1983	グレナダ反乱派 米国、ジャマイカ、バルバド ス、東カリブ海諸国	東カリブ海諸国機構設立条約加盟国が同条約に基づく 集団措置として、また、米国などが上記措置への支援 の要請に応じて、グレナダに派兵
	パナマ派兵	1989	米国 パナマ	パナマの実権を握るノリエガ国防軍最高司令官と米国 との間の対立

資料 2 各国の主要な核戦力

		*	国		シ	ア	英	国	フ	ラ	ン	ス	中	国
111	ICBM (大陸間弾道ミサイル)	550基 ミニットマン ピースキーパー		506基 SS - 183 SS - 193 SS - 253 SS - 273	型 型	86 100 270 50						_		(CSS - 4)20 (CSS - 9)6
サイ	IRBM MRBM					_			_			_	DF - 4	(CSS - 2) 2 (CSS - 3) 20 (CSS - 5) 33
1	SRBM	432基		252基		_	58基		64基				725基 12基	
JV	SLBM (潜水艦発射弾道 ミサイル)	トライデントC トライデントD (弾道ミサイル 子力潜水艦14隻	144 - 5型 288 搭載原	SS - N - SS - N - SS - N - (弾道ミ 子力潜か	20型 23型 サイル		トライデント (弾道ミサイ	58 イル搭載原	M - 45 (弾道 子力潜	ミサイ			JL - 1(C	SS - N - 3) 12 サイル搭載原 艦 1 隻)
長	距離(戦略)爆撃機	114機 B - 2 B - 52	20 94	80機 Tu - 95 Tu - 160 (ブラッ		16						_		

(注)資料は、ミリタリー・バランス(2006)などによる。

資料3 主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元

区分	国別	名称	最大射程(km)	弾頭(威力)	誘導方式	備考
	米	ミニットマン	13,000	MIRV (170KT又は335~350KT×3)	慣 性	固燃3段
	国	ピースキーパー	9,600	MIRV (300~475KT×10)	慣 性	固燃3段
	п	SS - 18	10,200 ~ 15,000	MIRV (1.3MT × 8、500~550KT×10又は 500~750KT×10) 又は単弾頭 (24MT)	慣 性	液燃2段
		SS - 19	9,000 ~ 10,000	MIRV (500KT×6又は500~750KT×6)	慣 性	液燃2段
ICBM	シ	SS - 24	10,000	MIRV (550KT×10)	慣 性 + コンピュータ 制 御 P B V	固燃3段 (全廃)
	ア	SS - 25	10,500	单弾頭(550KT)	慣 性 + コンピュータ 制 御	固燃3段
		SS - 27	10,500	单弾頭(550KT)	慣性+ Glonass	固燃3段
	中	DF - 5 (CSS - 4)	12,000 ~ 13,000	単弾頭(4MT) 又はMIRV(150~350KT×4~6)	慣 性	液燃2段
	国	DF - 31 (CSS - 9)	8,000 ~ 14,000	単弾頭(1MT)又は MIRV(20~150KT×3~5)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	*	トライデントC - 4	7,400	MIRV (100KT × 8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	国	トライデントD - 5	12,000	MIRV (100KT×8又は475KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	П	SS - N - 18	6,500 ~ 8,000	単弾頭(450KT) 又は MIRV(500KT×3又は100KT×7)	慣性 + 天 測	液燃2段
	シ	SS - N - 20	8,300	MIRV (200KT × 10)	慣 性 + 天 測	固燃3段
SLBM	ア	SS - N - 23	8,300	MIRV (100KT × 4)	慣 性 + 天 測 + コンピュータ制御PBV	液燃3段
	英	トライデントD-5	12,000	MIRV (100KT×8又は475KT×8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	1 Δ	M - 4	4,000 ~ 5,000	MRV (150KT × 6)	慣 性 + コンピュータ制御	固燃3段
	14	M - 45	5,300	MRV (100KT × 6)	慣 性 + コンピュータ制御	固燃3段
	中国	JL - 1 (CSS - N - 3)	2,150 ~ 2,500	单弾頭(20~500KT)	慣 性 + G P S + レーダー	固燃2段
	中	DF - 3 (CSS - 2)	2,650 ~ 2,800	単弾頭(3MT)	慣 性	液燃1段
IRBM MRBM		DF - 4 (CSS - 3)	4,750	単弾頭(3MT)	慣 性	液燃2段
	国	DF - 21 (CSS - 5)	2,150 ~ 2,500	单弾頭(20~500KT)	慣 性 + G P S + レーダー	固燃2段
SRBM	中	DF - 11 (CSS - 7)	280 ~ 530	単弾頭(2KT~20KT)	慣 性 + G P S + 終 末 誘 導	固燃1段
SINDIVI	国	DF - 15 (CSS - 6)	600	単弾頭 (90KT)	慣性+終末誘導	固燃1段
巡 航ミサイル	*	トマホーク (TLAM - N)	2,500	単弾頭(200KT)	慣性+地形照合	海上 / 海中発射型
(長射程)	国	AGM - 86B	2,500	単弾頭(200KT)	慣性+地形照合	空中発射型

区分	国別	名 称	最大射程(km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備考
巡 航ミサイル	<u> </u>	SS - N - 21	2,400	単弾頭(200KT)	慣性 +地形照合	海中発射型
(長射程)	シア	AS - 15	2,500 ~ 3,500	単弾頭(200~250KT)	慣性+地形照合	空中発射型

⁽注)資料は、「ジェーン戦略兵器システム」などによる。

資料4 国連平和維持活動一覧

_____ 1 活動が終了した国連平和維持活動

(2006年5月末現在)

// 到 // 於] O/C 国 建 十 // 和 # 1 7 // 到		(2006年5月末現在)
P K O 活 動	活動期間	展 開 地 域
第1次国連緊急隊(UNEF)	1956 .11 ~ 67 .6	スエズ運河地帯、シナイ半島、ガザ
レバノン国連監視団(UNOGIL)	58 .6 ~ 58 .12	レバノン・シリア国境
コンゴ国連軍 (ONUC)	60 .7 ~ 64 .6	コンゴ
西イリアン国連保安隊(UNSF)	62 .10 ~ 63 .4	西イリアン
イエメン国連監視団(UNYOM)	63 .7 ~ 64 .9	イエメン
ドミニカ事務総長代表使節団(DOMREP)	65 5~66 .10	ドミニカ共和国
国連インド・パキスタン監視団(UNIPOM)	65 9~66 3	インド・パキスタン国境
第 2 次国連緊急隊(UNEF)	73 .10 ~ 79 .7	スエズ運河地帯、シナイ半島
国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション(UNGOMAP)	88 5~90 3	アフガニスタン・パキスタン国境
国連イラン・イラク軍事監視団(UNIIMOG)	88 8~91 2	イラン・イラク国境
国連アンゴラ監視団(UNAVEM)	89 .1 ~ 91 .5	アンゴラ
国連ナミビア独立支援グループ(UNTAG)	89 4~90 3	ナミビア
国連中米監視団(ONUCA)	89 .11 ~ 92 .1	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、 ホンジュラス、ニカラグア
国連イラク・クウェート監視団(UNKOM)	91 .4 ~ 03 .10	イラク・クウェート
第2次国連アンゴラ監視団(UNAVEM)	91 5~95 2	アンゴラ
国連エルサルバドル監視団(ONUSAL)	91 .7 ~ 95 .4	エルサルバドル
国連カンボジア先遣ミッション(UNAMIC)	91 .10~92 .3	カンボジア
国連保護隊(UNPROFOR)	92 3~95 .12	92 3~95 3 旧ユーゴ 95 3~95 .12 ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連カンボジア暫定機構(UNTAC)	92 3~93 9	カンボジア
国連ソマリア活動(UNOSOM)	92 4~93 3	ソマリア
国連モザンビーク活動(ONUMOZ)	92 .12 ~ 94 .12	モザンビーク
第 2 次国連ソマリア活動(UNOSOM)	93 3~95 3	ソマリア
国連ウガンダ・ルワンダ監視団(UNOMUR)	93 .6 ~ 94 .9	ウガンダ
国連リベリア監視団(UNOMIL)	93 9~97 9	リベリア
国連ハイチ・ミッション(UNMIH)	93 .9 ~ 96 .6	ハイチ
国連ルワンダ支援団(UNAMIR)	93 .10~96 .3	ルワンダ
国連アオゾウ帯監視団(UNASOG)	94 5~94 6	リビア・チャド国境
国連タジキスタン監視団(UNMOT)	94 .12~00 .5	タジキスタン
第3次国連アンゴラ監視団(UNAVEM)	95 2~97 .6	アンゴラ
国連クロアチア信頼回復活動(UNCRO)	95 .3 ~ 96 .1	クロアチア
国連予防展開隊(UNPREDEP)	95 3~99 2	マケドニア
国連ポスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション(UNMIBH)	95 .12 ~ 02 .12	ボスニア・ヘルツェゴビナ

P K O 活 動	活動期間	展 開 地 域
国連東スラボニア、バラニャ及び西スレム暫定機構(UNTAES)	96 .1 ~ 98 .1	東スラボニア、バラニャ、西スレム(クロアチア)
国連プレヴラカ監視団(UNMOP)	96 .1 ~ 02 .12	プレヴラカ半島 (クロアチア)
国連八イチ支援団(UNSMIH)	96 .7 ~ 97 .7	ハイチ
国連グアテマラ人権監視団(MINUGUA)	97 .1 ~ 97 .5	グアテマラ
国連アンゴラ監視団(MONUA)	97 .6 ~ 99 .2	アンゴラ
国連ハイチ暫定ミッション(UNTMIH)	97 .8 ~ 97 .11	ハイチ
国連ハイチ文民警察ミッション(MIPONUH)	97 .12~00 .3	ハイチ
国連文民警察サポート・グループ (UNPSG)	98 .1 ~ 98 .10	東スラボニア、バラニャ、西スレム(クロアチア)
国連中央アフリカ共和国ミッション(MINURCA)	98 .4 ~ 00 .2	中央アフリカ
国連シエラレオネ監視ミッション(UNOMSIL)	98 .7 ~ 99 .10	シエラレオネ
国連東ティモール暫定行政機構(UNTAET)	99 .10 ~ 02 .5	東ティモール
国連シエラレオネ・ミッション(UNAMSIL)	99 .10 ~ 05 .12	シエラレオネ
国連東ティモール支援団(UNMISET)	02 5~05 5	東ティモール

(注)1 出典:国連資料等

2 活動中の国連平和維持活動

P K O 活 動	活動期間	活動規模	展 開 地 域		
国連休戦監視機構(UNTSO)	1948 .6 ~	154	エジプト、ヨルダン、レバノン、イスラエルなど		
国連インド・パキスタン軍事監視団(UNMOGIP)	49 .1 ~	43	ジャム・カシミール、印パ間停戦ライン		
国連キプロス平和維持隊(UNFICYP)	64.3~	928	キプロス		
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	74 .6 ~	1,033	ゴラン高原 (シリア)		
国連レバノン暫定隊(UNIFIL)	78.3~	1,991	南部レバノン		
国連西サハラ住民投票監視団(MINURSO)	91 .4~	225	西サハラ		
国連グルジア監視団(UNOMIG)	93 .8 ~	131	アブハジア (グルジア)		
国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK)	99 .6 ~	2,171	コソボ		
国連コンゴ民主共和国ミッション(MONUC)	99 .11 ~	17,490	コンゴ民主共和国及び周辺国首都		
国連エチオピア・エリトリア・ミッション(UNMEE)	00 .7 ~	3,373	エチオピア・エリトリア国境		
国連リベリア・ミッション (UNMIL)	03 .9 ~	15,891	リベリア		
国連コートジボワール活動(UNOCI)	04 .4 ~	7,601	コートジボワール		
国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)	04 .6 ~	8,770	ハイチ		
国連ブルンジ活動 (ONUB)	04 .6 ~	3,556	ブルンジ		
国連スーダン・ミッション(UNMIS)	05.3~	9,265	スーダン		

⁽注)活動規模については、2006年4月末現在の人員規模。

² UNAMICは後にUNTACに吸収された。

資料5 主要国・地域の兵力一覧(概数)

陸上	兵 力	海	上兵力	J	航空	兵 力
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻 数	国名など	作戦機数
中 国	160	米 国	571.1	1,120	米 国	3,560
インド	110	ロシア	211.0	870	中 国	3,530
北朝鮮	100	中 国	107.5	780	ロシァ	2,320
韓国	56	英 国	88.0	240	インド	990
パキスタン	55	フランス	39.3	250	シリア	630
米 国	49	インド	34.8	150	エジプト	630
ベトナム	41	トルコ	21.1	200	韓国	600
トルコ	40	台 湾	20.5	340	北朝鮮	590
ロシア	40	スペイン	20.3	130	トルコ	540
イ ラ ン	35	ドイツ	20.0	140	台 湾	530
ミャンマー	35	イタリア	18.4	170	イスラエル	440
エジプト	34	インドネシア	18.1	180	パキスタン	430
インドネシア	23	ブラジル	17.9	120	ドイツ	430
シリア	20	オーストラリア	15.2	80	フランス	420
台湾	20	韓国	13.5	180	ウクライナ	380
日 本	14.8	日 本	42.8	150	日 本	440

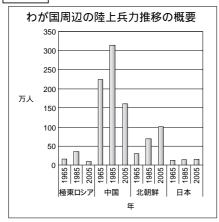
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス(2006)」など、 海については「ジェーン年鑑(2005~2006)」などによる。
 - 2 日本は、平成17 (2005)年度末における各自衛隊の実勢力を示し、 作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く。)及び海上自衛隊の作 戦機(固定翼のみ)の合計である。
 - 3 作戦機数のうち、 は空軍、海軍及び海兵隊の作戦機数を含んでいる ことを示す。
 - 4 配列は兵力の大きい順になっている。

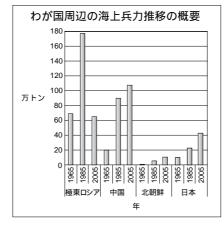
|資料 6 |主要国・地域の正規軍及び予備兵力(概数)

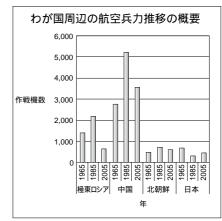
52110		~~				1 Im> 1/2 (Im>xx
国名な	ど	兵役	设制		正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)
*	国	志	願		155	96
ロシ	ア	徴兵	・志願		103	2000
英	国	志	願		22	24
フラン	ス	志	願		25	2
ドイ	ツ	徴	兵		28	35
イタリ	ア	志	願		19	6
イン	ド	志	願		133	116
中	国	徴	兵		226	80
北朝	鮮	徴	兵		110	65
韓	国	徴	兵		69	450
エジプ	۲	徴	兵		47	48
イスラエ	ル	徴	兵		17	41
				陸	14.8	3.4 (0.6)
日	本	志	願	海	4.5	0.1
				空	4.6	0.08

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2006)」などに よる。
 - 2 日本は、平成17(2005)年度末における各自衛隊 の実勢力を示す。()内は即応予備自衛官の現員 数であり、外数。
 - 3 ロシアは、徴兵制から志願制への移行を優先課題 としている。

資料7 わが国周辺の兵力推移の概要







(注)資料は、当該年版のミリタリー・バランスなどによる(日本は、当該年度末実勢力)。

資料8

衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的 自衛権」に関する質問に対する答弁書 (昭和56年5月29日提出) 抜粋

集団的自衛権と憲法第九条、国際法との関係については必ず しも明瞭でないので、これを明らかにすることがこの際必要と 考えるので、ここに質問主意書を提出する。

集団的自衛権について次のとおり質問する。

- 一 内閣としての統一した定義
- 二 独立主権国家たる日本は当然自衛権を持ち、その中に集団 的自衛権も含まれるのか。
- 三 集団的自衛権は憲法上「禁止」されているのか。とすれば 憲法何条のどこにどのように規定されているのか。
- 四 「禁止」されていず政策上の問題として「やらない」としているのか。
- 五 集団的自衛権が「ない」ということで我が国の防衛上、実 質的に不利を蒙むることはあるか。

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たつては我が国を防衛する ため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのである から、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利 益が生じるというようなものではない。

資料9

衆議院議員土井たか子君提出「小泉内閣発足にあたって国政の基本政策」に関する質問に対する答弁書 (平成13年5月8日提出) 抜粋

小泉内閣発足にあたって国政の基本政策にたいする総理大臣 ご自身の認識を知るため、次の問題を質したい。いずれも内閣 総理大臣就任の前にも、自民党総裁選挙ならびに総裁就任時の 記者会見での発言をめぐって疑義のある問題点であり、国政の 基本問題として看過できない。

したがって、次の事項について質問する。

一 小泉氏は集団的自衛権について、憲法解釈を変更して、その行使を認めることを検討すべきだとしているが、いままでの政府の見解はどうか。また、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認めることは許されるのかどうか。あらためて小泉内閣の統一見解を問う。

ーについて

政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団

的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲 法上許されないと考えてきている。

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第九条について は過去五十年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、そ の解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。

他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。

資料10

国防の基本方針

昭和32年5月20日 国防会議決定 閣議決定

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を 基調としてこれに対処する。

資料11

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について

平成16年12月10日 安全保障会議決定 閣 議 決 定 2

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、平成7年11月28日付け閣議決定「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」は、平成16年度限りで廃止する。

(別靴)

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱

策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下で、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するために、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」(平成15年12月19日 安全保障会議及び閣議決定)に基づき、ここに「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

我が国を取り巻く安全保障環境

1 今日の安全保障環境については、米国の9.11テロにみられるとおり、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態(以下「新たな脅威や多様な事態」という。)への対応は、国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている。また、守るべき国家や国民を持たない国際テロ組織などに対しては、従来の抑止が有効に機能しにくいことに留意する必要がある。

一方、冷戦終結後10年以上が経過し、米口間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展している。こうした状況の下、安定した国際環境が各国の利益に適うことから、国際社会において安全保障上の問題に関する国際協調・協力が図られ、国連をはじめとする各種の国際的枠組み等を通じた幅広い努力が行われている。

この中で、唯一の超大国である米国は、テロとの闘いや大量 破壊兵器の拡散防止等の課題に積極的に対処するなど、引き続 き、世界の平和と安定に大きな役割を果たしている。

また、国際社会における軍事力の役割は多様化しており、武力紛争の抑止・対処に加え、紛争の予防から復興支援に至るまで多様な場面で積極的に活用されている。

2 我が国の周辺においては、近年さらに、国家間の相互依存が 拡大・深化したことに伴い、二国間及び多国間の連携・協力関 係の充実・強化が図られている。

他方、冷戦終結後、極東ロシアの軍事力は量的に大幅に削減されたが、この地域においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできた。また、朝鮮半島や台湾海峡を巡る問題など不透明・不確実な要素が残されている。この中で、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持している。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、地域の安全保障における重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっている。また、この地域の安全保障に大きな影響力を有する中国は、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向には今後も注目していく必要がある。

このような中で、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために重要な役割を果たしている。

- 3 以上のような我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、 我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、 我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や 多様な事態に対応することが求められている。
- 4 なお、我が国の安全保障を考えるに当たっては、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。

我が国の安全保障の基本方針

1 基本方針

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化することであり、第二の目標は、国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることである。

我が国は、国際の平和と安全の維持に係る国際連合の活動を 支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力 を推進するとともに、日米安全保障体制を基調とする米国との 緊密な協力関係を一層充実させ、内政の安定により安全保障基 盤の確立を図り、効率的な防衛力を整備するなど、我が国自身 の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み 合わせることにより、これらの目標を達成する。

また、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に 脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、 文民統制を確保するとともに、非核三原則を守りつつ、節度あ る防衛力を自主的に整備するとの基本方針を引き続き堅持する。

核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

(1)基本的な考え方

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識の下、我が国として総力を挙げた取組により、 我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努める。また、国際的な安全保障環境の改善による脅威の防止のため、 我が国は国際社会や同盟国と連携して行動することを原則としつつ、外交活動等を主体的に実施する。

(2)国としての統合的な対応

一方、こうした努力にもかかわらず、我が国に脅威が及んだ場合には、安全保障会議等を活用して、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応する。このため、平素から政府の意思決定を支える情報収集・分析能力の向上を図る。また、自衛隊、警察、海上保安庁等の関係機関は、適切な役割分担の下、一層の情報共有、訓練等を通じて緊密な連携を確保するとともに、全体としての能力向上に努める。さらに、各種災害への対応や警報の迅速な伝達をはじめとする国民の保護のための各種体制を整備するとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整える。

(3) 我が国の防衛力

防衛力は、我が国に脅威が及んだ場合にこれを排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保である。

我が国はこれまで、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲した「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に従って防衛力の整備を進めてきたところであり、これにより日米安全保障体制と相まって、侵略の未然防止に寄与してきた。

今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要がある。また、国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結びついているという認識の下、我が国の平和と安全をより確固たるものとすることを目的として、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要がある。

このように防衛力の果たすべき役割が多様化している一方、 少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情 等に配慮する必要がある。

このような観点から、今後の我が国の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準

の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする。その際、規模の拡大に依存することなくこれを実現するため、要員・装備・運用にわたる効率化・合理化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することが必要である。

3 日米安全保障体制

米国との安全保障体制は、我が国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、依然として不透明・不確実な要素が存在するアジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠である。

さらに、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や 多様な事態の予防や対応のための国際的取組を効果的に進める 上でも重要な役割を果たしている。

こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

また、情報交換、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術交流、在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組等の施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していく。

4 国際社会との協力

国際的な安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、政府開発援助(ODA)の戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進する。また、地域紛争、大量破壊兵器等の拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、我が国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行っていく。

特に、中東から東アジアに至る地域は、従来から我が国と経済的結びつきが強い上、我が国への海上交通路ともなっており、資源・エネルギーの大半を海外に依存する我が国にとって、その安定は極めて重要である。このため、関係各国との間で共通の安全保障上の課題に対する各般の協力を推進し、この地域の安定化に努める。

21世紀の新たな諸課題に対して、国際社会が有効に対処する ためには、普遍的かつ包括的な唯一の国際機関である国連の機 構を実効性と信頼性を高める形で改革することが求められてお り、我が国としても積極的にこの問題に取り組んでいく。

アジア太平洋地域においては、ASEAN地域フォーラム (ARF) 等の地域の安全保障に関する多国間の枠組みや、テロ対策や海賊対策といった共通の課題に対する多国間の努力も定着しつつあり、我が国としては、引き続き、こうした努力を推進し、米国との協力と相まって、この地域における安定した安全保障環境の構築に向け、適切な役割を果たすものとする。

防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下、以下のとおり、それぞれの分野において、実効的にその役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとする。

(1)新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊等をその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置することにより、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する。事態が発生した場合には、迅速かつ適切に行動し、警察等の関係機関との間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努める。

新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と 自衛隊の体制の考え方は以下のとおり。

ア 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立することにより、実効的に対応する。我が国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑止力と相まって、このような取組により適切に対応する。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に対しては、部隊の即応性、機動性を一層高め、状況に応じて柔軟に対応するものとし、事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持する。

ウ 島嶼部に対する侵略への対応

島嶼部に対する侵略に対しては、部隊を機動的に輸送・ 展開し、迅速に対応するものとし、実効的な対処能力を備 えた体制を保持する。

エ 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等 への対応

周辺海空域において、常時継続的な警戒監視を行うものとし、艦艇や航空機等による体制を保持する。また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、戦闘機部隊の体制を保持する。さらに、護衛艦部隊等を適切に保持することにより、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処する。

オ 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持する。

(2)本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る。同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保する。

(3)国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取 細

国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、 所要の部隊の待機態勢、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を 派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立するととも に、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所 要の体制を整える。

また、平素から、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進や国連を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野の諸活動への協力など、国際社会の平和と安

定に資する活動を積極的に推進する。

2 防衛力の基本的な事項

上記のような役割を果たす防衛力を実現するための基本となる事項は以下のとおり。

(1)統合運用の強化

各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのための体制を強化する。このため、統合運用に必要な中央組織を整備するとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立する。その際、統合運用の強化に併せて、既存の組織等を見直し、効率化を図る。

(2)情報機能の強化

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして、 各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種 事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収 集・分析・共有等が不可欠である。このため、安全保障環境 や技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分 析・評価能力等の強化を図るとともに、当該能力を支える情 報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、 高度な情報能力を構築する。

(3)科学技術の発展への対応

情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩による各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、内外の優れた情報通信技術に対応し、統合運用の推進などに不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用及び体制の効率化を図るため、サイバー攻撃にも対処し得る高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築する。

(4)人的資源の効果的な活用

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策 を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備 の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を 図り、必要な教育訓練を実施する。

また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するととも に、その人的基盤を強化する。

上記の役割を果たすための防衛力の具体的な体制は別表のとおりとする。

留意事項

- 1 で述べた防衛力の整備、維持及び運用に際しては、次の諸 点に留意してこれを行うものとする。
- (1)格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。
- (2)装備品等の取得に当たっては、その調達価格を含むライフ サイクルコストの抑制に向けた取組を推進するとともに、研 究開発について、産学官の優れた技術の積極的導入や重点的 な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直し等に より、その効果的かつ効率的な実施を図る。

また、我が国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、 真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努める。

- (3)関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的 な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのよ リー層の調和を図るための諸施策を実施する。
- 2 この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを

念頭においたものであるが、5年後又は情勢に重要な変化が生 じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動 向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。

(別表)

今後の防衛力を多機能で弾力的な実効性のあるものとするとの 趣旨にかんがみ、以下の具体的な体制をもって、 に示す多様な 役割を果たすものとする。

		新官定員 備自衛官員数	15万 5 千人 14万 8 千人 7 千人
	N-70- 3 1	平時地域配備する部隊	8 個師団 6 個旅団
陸上自衛隊	基幹部隊	機動運用部隊	1 個機甲師団 中央即応集団
		地対空誘導弾部隊	8 個高射特科群
	主要装備	戦車 主要特科装備	約600両 約600門/両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊(機動運用) 護衛艦部隊(地域配備) 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊 4個隊 1個掃海隊群 9個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	47隻 16隻 約150機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊 地対空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 2個飛行隊) 12個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約350機 約260機
弾道ミサイ	ル防衛	イージス・システム搭載護衛艦	4隻
にも使用し得る主要装備・基幹部隊		航空警戒管制部隊	7 個警戒群 4 個警戒隊
	T-71 HKL9)	地対空誘導弾部隊	3 個高射群

(注)「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上 自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

資料12

中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度) について

(平成16年12月10日 安全保障会議決定)
 閣 議 決 定)

平成17年度から平成21年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)に従い、別紙のとおり定める。

これに伴い、平成12年12月15日付け閣議決定「中期防衛力整備計画(平成13年度~平成17年度)について」は、平成16年度限りで廃止する。

(別紙)

中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)

計画の方針

平成17年度から平成21年度までの防衛力整備に当たっては、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定。以下「新防衛大綱」という。)に従い、以下を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとする。

1 新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際

的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に取り組むため、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備する。

- 2 新たな安全保障環境の下、防衛行政を担う組織等を見直すと ともに、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつ つ、基幹部隊、主要装備等について、新防衛大綱に定める新た な防衛力の体制へ早期かつ効率的に移行する。
- 3 多機能で弾力的な実効性のある防衛力を実現するため、科学技術の発展に的確に対応しつつ、人的資源の効果的な活用を図りながら、統合運用の強化及び情報機能の強化を図ることとし、防衛力の基本的な事項の充実に努める。
- 4 防衛力の整備、維持及び運用に際して、装備品等の取得の効果的かつ効率的な実施、関係機関や地域社会との協力の強化を図ることとし、防衛力を支える各種施策を推進する。
- 5 日米安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠であり、また、米軍のプレゼンスは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠である。また、日米安全保障体制を基調とする日米両国の協力関係は安全保障面における国際的取組を効果的に進める上でも重要である。このため、新たな安全保障環境の下、日米安全保障体制及びそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。
- 6 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との 調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費 を抑制する。

防衛庁・自衛隊の組織の見直し

- 1 防衛行政を担う組織の充実・強化を図るため、内部部局等の 在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。
- 2 統合運用を基本とする体制を強化するため、既存の組織等の 見直し、効率化を図り、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の 改編を行うほか、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効 的に行い得る組織等の在り方について、検討の上、必要な措置 を講ずる。

また、情報本部については、防衛庁長官直轄の組織とする。

3 陸上自衛隊については、戦車及び主要特科装備の縮減を図りつつ、即応性、機動性等を一層向上させるため、5個の師団、1個の旅団及び2個の混成団について改編を実施し、このうち1個の師団及び2個の混成団は旅団に改編する。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理・運用する中央即応集団を新編する。

計画期間末の編成定数については、おおむね16万1千人程度、 常備自衛官定員についてはおおむね15万2千人程度、即応予備 自衛官員数については、おおむね8千人程度をめどとする。な お、陸上自衛隊の常備自衛官の充足については、計画期間末に おいて、おおむね14万6千人程度をめどとする。

- 4 海上自衛隊については、護衛艦部隊(機動運用)について、 一つの護衛隊を4隻とし、8個護衛隊に集約化するとともに、 護衛艦部隊(地域配備)のうち1個護衛隊を廃止する。また、 潜水艦部隊を5個潜水隊に、固定翼哨戒機部隊を4個航空隊に、 回転翼哨戒機部隊を5個航空隊に、それぞれ集約化する。
- 5 航空自衛隊については、航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊 を2個飛行隊とする改編を行うとともに、空中給油・輸送部隊 を新設する。

自衛隊の能力等に関する主要事業

- 1 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
- (1)弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃へ対応する機能を付加するため、引き続き、イージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上を行う。ただし、平成20年度以降の能力向上の在り方については、米国における開発の状況等を踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。

また、引き続き、自動警戒管制システムの改修を行うとと もに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を有する新たな警戒管 制レーダーの整備に着手する。

海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究については、これを引き続き推進するとともに、その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。

(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に実効的に対処し得るよう、部隊の即応性、機動性等を一層高めることとし、普通科部隊の強化を行うほか、引き続き、軽装甲機動車、多用途へリコプター(UH-60JA、UH-1J)戦闘ヘリコプター(AH-64D)を整備する。また、核・生物・化学兵器による攻撃への対処能力の向上を図る。

(3)島嶼部に対する侵略への対応

輸送・展開能力等の向上を図り、島嶼部に対する侵略に実効的に対処し得るよう、引き続き、輸送ヘリコプター(CH-47JA/J)、空中給油・輸送機(KC-767)、戦闘機(F-2)を整備するとともに、現有の輸送機(C-1)の後継機として、新たな輸送機を整備する。また、空中給油・輸送機(KC-767)については、その運用状況等を踏まえ、その保有機数の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

さらに、救難ヘリコプター (UH - 60J) に対する空中給油機能を輸送機 (C - 130H) に付加し、救難能力の向上を図る。

(4)周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等へ の対応

周辺海空域の警戒監視を常時継続的に行うとともに、武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処するため、引き続き、ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)、汎用護衛艦(DD)、哨戒ヘリコプター(SH-60K)及び掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)を整備するほか、早期警戒機(E-2C)の改善及び自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化を推進する。また、現有の固定翼哨戒機(P-3C)の後継機として、新たな固定翼哨戒機を整備するとともに、早期警戒管制機(E-767)の改善に着手する。

さらに、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるため、引き続き、戦闘機 (F-15)の近代化改修を推進する。併せて、財政事情も勘案し、新防衛大綱の下での整備数量の抑制に配意しつつ、現有の戦闘機 (F-4)の後継機として、新たな戦闘機を整備する。

(5)大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種 の事態において、関係機関と連携しつつ実効的に対応するた め、引き続き、災害派遣能力の向上を図るための各種施策を 推進する。

2 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態 生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、 いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつつ、防衛力の整備が短期間になし得ないものであることに鑑み、周辺諸国の動向に配意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、引き続き、戦車、火砲、中距離地対空誘導弾、護衛艦、潜水艦、掃海艇、哨戒機、戦闘機等を整備する。

3 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

(1)国際平和協力活動への適切な取組

国際平和協力活動に迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するため、国際平和協力活動に係る教育、研究等を行う部隊を新編するとともに、ローテーションによる待機態勢の大幅な拡充を図るほか、引き続き国際平和協力活動に資する装備品を整備する。

(2)諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練等の充実 引き続き各レベルの交流を積極的に推進するほか、拡散に 対する安全保障構想(PSI)を含む国際平和協力活動や捜索救 難等に関する共同訓練に取り組むなど、二国間・多国間の安 全保障対話・防衛交流等の諸施策を計画的かつ重層的に推進

する。また、国際連合を含む国際機関等が行う軍備管理・軍

縮分野における諸活動に対し、引き続き協力する。

4 防衛力の基本的な事項 (1)統合運用の強化

前記 2 に示すとおり、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用基盤の確立に資するよう、統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化等を行う。

(2)情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等を行うため、情報本部をはじめとする情報部門の体制につき、能力の高い要員の確保・育成も含め、その充実を図るとともに、電波情報・空間情報を含めた多様な情報収集・分析手段の整備や、電子戦データ収集機(EP-3)の改善を図るなど、各種情報収集器材・装置等の充実を図る。また、戦闘機(F-15)の偵察機転用のための試改修に着手する。

このほか、滞空型無人機について、検討の上、必要な措置 を講ずる。

(3)科学技術の発展への対応

(ア)指揮通信能力等の強化

統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行に不可 欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるととも に、運用及び体制の効率化を図るため、指揮命令系統の情 報集約・伝達部隊レベルの情報共有、サイバー攻撃対処能 力及び関係機関等との情報共有の強化を図り、内外の優れ た情報通信技術に対応した高度な指揮通信システムや情報 通信ネットワークを整備する。

(イ)研究開発の推進

引き続き、固定翼哨戒機 (P-3C)の後継機、輸送機 (C-1)の後継機、現有戦車の後継戦車の開発を推進する ほか、科学技術の動向等も踏まえ、重点的な資源配分を行いつつ、各種指揮統制システム、無人機等の研究開発を推進する。その際、産官学の優れた技術の積極的導入、モデリング・アンド・シミュレーションの積極的な活用、装備品の共通化・ファミリー化、民生品・民生技術の活用、米国をはじめとする諸外国との協力等により、効果的かつ効

率的な研究開発の実施に努める。

また、研究開発における重点投資の在り方、技術研究本 部の体制等について検討の上、必要な措置を講ずる。

(4)人的資源の効果的な活用

(ア)人事・教育訓練施策の充実

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化、統合運用の強化等に対応し得るよう、柔軟な判断力を持つ若手幹部の増加等を通じて質の高い人材の確保・育成を図り、また、教育訓練を充実する。

このほか、退職自衛官の社会における有効活用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

(イ)安全保障問題に関する研究・教育の推進

防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実 を図るとともに、安全保障分野における人的交流等により 人的基盤を強化する。

5 防衛力を支える各種施策の推進

(1)装備品等の取得の合理化・効率化

調達価格の抑制を含む装備品等のライフサイクルコストの 抑制に向け、具体的な達成目標を設定しつつ、取組を一層強 化するとともに、多様な事態にも対処し得る効率的な調達補 給態勢の整備や我が国の安全保障上 不可欠な中核技術分野を中心とした真に必要な防衛生産・技術基盤の確立等総合取得改革を推進し、各種施策を実施する。

(2)関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、 国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を 推進する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

日米安全保障体制の強化のための施策

1 情報交換、政策協議

国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、 日米の役割分担及び在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安 全保障全般に関する戦略的な対話等を継続して行う。その際、 米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な 負担軽減に留意する。

2 運用協力、共同演習・訓練

戦略的な協議の成果等を踏まえつつ、運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。

3 弾道ミサイル防衛における協力の推進

弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取組を強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を 一層推進する。

4 装備・技術交流

引き続き、日米共同研究等装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。

5 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

在日米軍の兵力構成に関する米国との協議に主体的に取り組みつつ、引き続き、抑止力を維持しつつ、在日米軍駐留支援及び沖縄の施設・区域の整理・統合・縮小を含む在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

6 グローバル及び地域的な安全保障面での国際社会の取組にお ける日米両国の連携の強化

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想 (PSI) をはじめとする新たな脅威や多様な事態の予防や対応に係る国際的取組に関して、我が国として主体的に取り組むとともに、日米が密接に連携するための施策を推進する。

整備規模

前記 (自衛隊の能力等に関する主要事業)に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

所要経費

- 1 この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成16 年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとする。
- 2 各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を 図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、この計画の所要経費 の枠内で決定するものとする。なお、将来における予見し難い 事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特 に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を 得て、上記1の額の他、1,000億円を限度として、これら事業の 実施について措置することができる。

その際、「今後の防衛力整備について」(昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定)示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

3 この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、 情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情等内 外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内 において、必要に応じ見直しを行う。

その他

- 1 新防衛大綱に定める防衛力の在り方について、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し、必要な修正を行うための検討を行う。
- 2 SACO (沖縄に関する特別行動委員会)関連事業については着 実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることと する。

(別表)

区分	種類類	整	備	規	模
	戦 車				49両
	火砲 (迫撃砲を除く。)				38両
陸上自衛隊	装 甲 車				104両
111111	戦闘ヘリコプター(AH - 64D)				7機
	輸送へリコプター(CH - 47JA)			- "	11機
	中距離地対空誘導弾			8 (固中隊
	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上				3隻
	護衛艦				5隻
	潜水艦				4隻
	その他				11隻
海上自衛隊	自衛艦建造計				20隻
	(トン数)		(約5	5.9万	トン)
	新固定翼哨戒機				4機
	哨戒ヘリコプター (SH - 60K)				23機
	掃海・輸送へリコプター(MCH - 101)				3 機
	地対空誘導弾ペトリオットの能力向上	2 個群	(及び	教育	所要等
	戦闘機 (F - 15) 近代化改修				26機
	戦闘機 (F-2)				22機
航空自衛隊	新戦闘機				7機
	新輸送機				8機
	輸送へリコプター (CH - 47J)				4機
	空中給油・輸送機(KC - 767)				1機

資料13

「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」 及び「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21 年度)について」に関する内閣官房長官談話

(平成16年12月10日)

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画 (平成17年度~平成21年度)について」を決定いたしました。
- 2 今般、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定したのは、 大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動 等の新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応 が課題となっている今日の安全保障環境の下で、今後の我が国の 安全保障及び防衛力の在り方について新たな指針を示す必要があ ると判断したことによります。
- 3 新「防衛大綱」においては、防衛力の在り方のみではなく、その前提となる我が国の安全保障の基本方針を明らかにいたしました。安全保障の目標としては、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることの二つを掲げました。特に後者については、海上交通の安全確保等が自国の繁栄と発展に不可欠である我が国にとって、国際的な安全保障環境の改善が安全保障の目標の柱であることを明確にいたしました。

これらの目標を達成するためには、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることが必要であるとしております。また、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。

4 目標達成のための取組として、まず、我が国自身の努力については、国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとともに、我が国に脅威が及んだ場合には、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応することとしております。国と国民の安全を確保するためには、自衛隊、警察、海上保安庁等関係機関の能力を結集して、国として全力を傾注することが重要であるとの認識を明確にいたしました。同時に、我が国自身の努力として、国際的な安全保障環境の改善によって脅威を防止するため、外交活動等を主体的に実施することとしております。

安全保障の最終的担保である我が国の防衛力については、いわゆる「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が努力して行う国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要があるとしております。このように防衛力の果たすべき役割が多様化する一方、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮し、今後の防衛力については、多機能で弾力的な実効性あるものとし、その実現に当たっては、効率化・合理化を図ることが必要であるとしております。

次に、同盟国との協力として、日米安全保障体制が我が国の安全やアジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠であるのみならず、それを基調とする日米両国の協力関係は、新たな脅威や多様な事態への対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要としております。こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組むこととしております。

国際社会との協力としては、政府開発援助(ODA)の戦略的 な活用や国際平和協力活動の推進を掲げておりますが、このよう な取組について、国際的な安全保障環境の改善との関係を明確に 記述したのも今回の新「防衛大綱」の特徴であります。

5 今後の防衛力の在り方については、新たな脅威や多様な事態に 実効的に対応することを重視し、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特 殊部隊による攻撃等、島嶼部に対する侵略、周辺海空域の警戒監 視及び領空侵犯対処や武装工作船等、大規模・特殊災害をはじめ とする各種の事態に対応するために、即応性や高い機動性を備え た部隊等をその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置す るとしております。さらに、事態が発生した場合には、状況と役 割分担に応じて、警察等の関係機関と円滑かつ緊密に協力し、事 態に対する切れ目のない対応に努めることとしております。

また、本格的な侵略事態への備えについては、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断し、装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図ることといたしました。一方、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配意するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保することとしております。

さらに、国際的な安全保障環境の改善についても、国際平和協力活動に適切に取り組むため、各種の基盤を確立するとともに、所要の体制を整えることとしています。また、平素から、安全保障対話・防衛交流の推進等の国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することとしております。

6 武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平 和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対 処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、

日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に 資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合 には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと とします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に 資する案件についても新「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提 起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の 助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別 の案件毎に検討の上、結論を得ることとしております。

- 7 新「防衛大綱」も踏まえ、我が国の国際平和協力の在り方について所要の検討を行うとともに、自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置付け、弾道ミサイル防衛システムの運用等我が国の安全保障及び防衛に係る諸課題について、検討の上、法的措置を含む所要の措置を講ずる考えです。
- 8 新「防衛大綱」においては、防衛力の目標水準の達成時期をより明確に示すことが重要と考え、防衛力の在り方はおおむね10年後までを念頭に置くと明示することとしました。また、安全保障環境等の変化により的確に対応するため、5年後には、その時点の安全保障環境等を勘案し検討を行い、必要な見直しを行うことを明示しました。
- 9 「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)」は、新「防衛大綱」に定めた我が国が保有すべき防衛力の水準を達成するために策定したものであります。新たな中期防においては、計画の実施に必要な防衛関係費の総額を平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとしております。
- 10 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次 第であります。 1 主要事項 (単位:百万円)

			(十座・口/川)
区分	平成17年度	平成18年度	備考
	予 算 額	予 算 額	MH "5
1 . 新たな脅威や多様な事態への実効的対応			
(1) 弾道ミサイル攻撃への対応	119,842	139 879	新たな警戒監視レーダー(FPS-XX)の整備、BMD用能力向上型
(1) 372 7 1774 1075	1.0,0.2	.00,010	迎撃ミサイルの日米共同開発等
(2)ゲリラや特殊部隊の攻撃等への対応	84.060	84 515	移動監視レーダー(8台)、新近距離監視装置(11台)、生物偵察
	01,000	01,010	車(2両)、化学防護車(2両)、NBC偵察車の開発等
(3)周辺海域における潜水艦及び武装工作船	7,558	8 151	P-3C用バイスタティック信号処理装置の整備(2式)、P-3C用改
への対応	7,000	0,101	善型ダイファーブイの整備(256本)、対潜モールス弾の研究、新
107 KJ NJ			対潜用短魚雷の開発等
(4)大規模・特殊災害等への対応	71,790	62,522	
2.我が国を含む国際社会の平和と安定のため	10,403	7.109	国際活動教育・広報施設、国際平和協力業務等の推進、安保対話・
の取組	10,100	7,100	防衛交流、軍備管理軍縮、大量破壊兵器の拡散防止への取組
3 . 統合運用態勢の充実	90	345	統合訓練の実施、統合運用基盤の充実
			 コンピュータ・システム共通運用基盤(COE)の整備、海上保安
4.より高度な情報通信態勢の構築	211,493	196,165	コンピューダ・システム共通運用基盤(COE)の整備、海工休女 庁とのデータ通信能力の整備等
			1] この 7 一 7 週 日 能力 0 元 相 子
5. 軍事科学技術の進展への対応	175,452	165,922	P-X・C-Xの開発、空対空用小型標的の開発等
6.人事・教育・部隊訓練の充実			
(1)隊員施策の推進			
ア 生活関連・勤務環境改善	71,752	52,093	世帯用 (55m ² 以上) 宿舎の整備を推進、防衛参事官等俸給表の
イの週改善・就職援護	68,550	68,051	廃止
(2)教育訓練の充実	,		
(訓練費、燃料費、修理費等)	846,933	899,984	
			↓
7. 衛生(医官施策の充実を含む)	40,665	29,766	地区病院のオープン化、防衛医学研究の推進、看護師餐放課程の 4年制化検討等
			4 午前10快的寺
0 美史於院德力數供(十冊准供口等)	74.4.00.4	700.075	戦車(11両)、火砲(7両)護衛艦(DDH)(1隻)戦闘機(F-2)
8. 着実な防衛力整備(主要装備品等)	714,094	730,975	(5機) F-15の近代化改修(2機分)等

- (注)1 金額は契約ベースである(以下同じ)。 2 「新たな脅威や多様な事態への実効的対応」については、事業相互に重なりのある場合がある。

2 主な装備の充実 (単位:百万円)

X	分	数量	総額	平成18年度の予算額	後年度負担額
陸上装備					
90 式 戦 車		11両	8,811	0	8,811
96 式 装 輪 装 甲 車		20両	2,421	0	2,421
99式自走155mmりゅう弾	砲	7 両	6,694	0	6,694
87 式 偵 察 警 戒 車		3 両	720	0	720
化 学 防 護 車		2 両	354	0	354
軽 装 甲 機 動 車		180両	5,550	0	5,550
そ の 他			5,906	19	5,886
合	計		30,456	19	30,436
誘導弾					
地対空誘導弾ホーク改善	用装備品	-	2,285	36	2,249
地対空誘導弾(ペトリオ・	ツト)	-	8,568	637	7,931
地対空誘導弾ペトリオッ	トの能力向上等	1 個高射群分	63,598	40	63,558
(PAC- 3 ミサイルの	取得を含む)				
03式中距離地対空誘導	弾	1個中隊	20,269	0	20,269
81式短距離地対空誘導弾	改善用装備品	1セット	4,741	0	4,741
93式近距離地対空誘導	弾	4セット	3,128	0	3,128
91式携带地対空誘導	弾	15セット	234	0	234
88 式 地 対 艦 誘 導	弾	-	2,853	0	2,853
96式多目的誘導弾システ	Д	1セット	3,348	0	3,348
01 式 軽 対 戦 車 誘 導	弾	48セット	3,074	0	3,074
そ の 他			0	0	0
合	計		112,098	713	111,385

区	分	数量	総額	平成18年度の予算額	後年度負担	旦額
航空機						
陸上自衛隊						
観測ヘリコプター (OH	- 1)	2 機	4,839	0	4,839	
多用途へリコプター(U	H - 60JA)	1機	5,039	0	5,039	
多用途ヘリコプター(U	H - 1J)	4機	4,383	0	4,383	
輸送へリコプター(CH	- 47JA)	1機	6,102	0	6,102	
戦闘ヘリコプター(AH・	- 64D)	1機	10,528	5	10,524	
小計		9 機	30,892	5	30,887	
海上自衛隊						
哨戒へリコプター(SH	- 60K)	3 機	21,070	16	21,054	
初等練習機(T-5)		1機	367	0	367	
電子戦データ収集機(EP	- 3) の改善	(1機分)	5,148	0	5,148	
小計		4 機	26,584	16	26,569	
航空自衛隊						
戦闘機 (F - 15) 近代化	改修	(2機分)	13,077	1,081	11,996	
戦闘機 (F-2)		5 機	66,761	13	66,748	
輸送へリコプター (CH	- 47J)	1機	3,683	-	3,682	
救難捜索機 (U - 125A)		1機	6,085	414	5,670	
救難ヘリコプター (UH	- 60J)	2 機	11,880	20	11,860	
初等練習機(T-7)		3 機	756	3	753	
早期警戒機(E-2C)の		(0.5機分)	1,077	39	1,038	
早期警戒管制機(E-767)レ	ーダー機能の向上	(4機分)	16,228	406	15,822	
小計		12機	119,547	1,976	117,569	
合	計	25機	177,023	1,997	175,025	
艦船						
護衛艦 (DDH)		1隻	97,513	227	97,286	
潜水艦 (SS)		1隻	56,231	126	56,105	
掃海艇 (MSC)		1隻	15,789	19	15,769	
むらさめ型護衛艦等の短SAM	システム換装	(2隻分)	893	259	634	
イージス・システム搭載護衛艦	盤の能力向上等	(1隻分)	30,694	3,676	27,018	
(SM - 3ミサイルの取行	导等を含む)					
合	計	3隻	201,120	4,306	196,813	

- (注)1 金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

 - 2 改良ホーク改善用装備品の額は、誘導弾の改善に要する経費などである。3 地対空誘導弾(ペトリオット)の額は、射耗用ミサイルの整備等に要する経費などである。
 - 4 91式携帯地対空誘導弾の額は、ヘリコプター搭載用の訓練弾の整備に要する経費などを含む。
 - 5 88式地対艦誘導弾の額は、訓練用ミサイルの整備に要する経費などである。
 - 6 戦闘へリコプター (AH-64D) の金額には、射撃統制レーダーの整備に要する経費を含む。
 - 7 戦闘機 (F-15) 近代化改修、早期警戒機 (E-2C) の改善、早期警戒管制機 (E-767) レーダー機能の向上については、既就役機の改善に係 る事業であるため、機数の合計には含まない。また、早期警戒機 (E-2C)の改善の額については、機体改修費を含む。
 - 8 むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装及びイージス・システム搭載護衛艦の能力向上等については、既就役鑑の改善に係る事業である ため、隻数の合計には含まない。

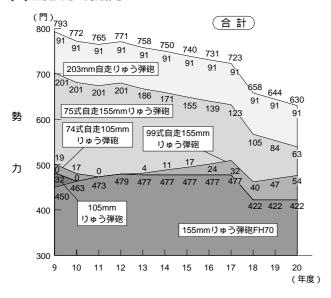
資料15 平成18年度に調達する主要装備

	括 미	出 45	調調	童 量
	種別	単位	平成17年度	平成18年度
	89式小銃	丁	7,084	6,064
	5.56mm機関銃MINIMI	丁	343	348
	12.7mm重機関銃	丁	80	80
	87式対戦車誘導弾発射装置	セット	10	5
陸	81mm迫擊砲L16	門	12	9
-	120mm迫擊砲RT	門	6	4
	99式自走155mmりゅう弾砲	両	7	7
	90式戦車	両	12	11
	軽装甲機動車	両	160	180
上	96式装輪装甲車	両	15	20
	87式偵察警戒車	両	1	3
	99式弾薬給弾車	両	1	1
	90式戦車回収車	両	1	1
<u></u>	91式戦車橋	両	1	1
自	78式雪上車	両	15	12
	化学防護車	両	2	2
	対人狙撃銃	丁	157	164
	観測へリコプター(OH - 1)	機	2	2
衛	多用途へリコプター(UH - 60JA)	機	1	1
	多用途へリコプター(UH - 1J)	機	3	4
	輸送へリコプター(CH - 47JA)	機	1	1
	戦闘へリコプター (AH - 64D)	機	2	1
	03式中距離地対空誘導弾	個中隊	2	1
隊	81式短距離地対空誘導弾の改善	セット	1	1
	93式近距離地対空誘導弾	セット	4	4
	91式携带地対空誘導弾	セット	15	-
	96式多目的誘導弾システム	セット	2	1
	01式軽対戦車誘導弾	セット	36	48

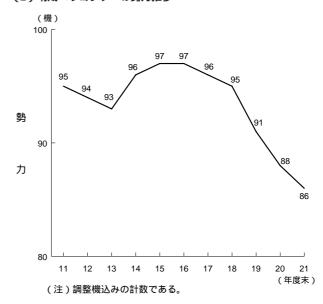
		種別	単位	調	董 量
F		1至 がり	<u>+</u> 1⊻	平成17年度	平成18年度
		13,500トン型護衛艦	隻	-	1
	> =	2,900トン型潜水艦	隻	1	1
	海	570トン型掃海艇	隻	1	1
	上	980トン型多用途支援艦	隻	2	-
	自	哨戒ヘリコプター (SH - 60K)	機	7	3
	Ħ	救難飛行艇(US - 2)	機	1	-
	衛	初等練習機 (T-5)	機	-	1
	隊	電子戦データ収集機 (EP - 3) の改善	機	1	1
	1-21	むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	隻	3	2
		イージス・システム搭載護衛鑑の改修等	隻	1	1
		戦闘機 (F - 15) 近代化改修	機分	4	2
		戦闘機 (F-2)	機	5	5
		輸送へリコプター(CH - 47J)	機	-	1
	航	空中給油・輸送機(KC - 767)	機	1	-
	rto.	救難搜索機(U - 125A)	機	1	1
	空	救難へリコプター (UH - 60J)	機	2	2
	自	初等練習機 (T - 7)	機	3	3
	衛	早期警戒機(E - 2C)の改善	機分	2	0.5
	神」	衛 早期警戒機(E - 767)レーダー機能の向上		4	4
	隊	偵察機(RF - 4E)偵察機能の改善	機分	1	-
		特別輸送機の改善	機分	2	-
		地対空誘導弾ペトリオットの能力向上等	個群	1相当 (教育所要等)	1
		軽装甲機動車	両	8	8

資料16 主要装備の勢力推移(戦車、護衛艦及び戦闘機を除く)

(1)主要火砲の勢力推移



(2) 哨戒ヘリコプターの勢力推移



資料17 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数

(2006.3.31現在)

性能諸元(その1)

約15

種			類	保有概数
無	反	動	砲	3,140
迫	曹	2	砲	2,000
野	単	戈	砲	720
ロク	「ット引	単発射	幾等	1,670
高	射梯	幾 関	砲	110
戦			車	950
装	Ħ	F	車	950

(注)装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

品目	口径(mm)	全長(m)	全幅(m)	全高(m)	重量 (kg)
84mm無反動砲	84	1.1	0.32	0.43	16
81mm迫擊砲L16	81	1.3	0.88	1.23	38
155mmりゅう弾砲FH70	155	12.4	7.7	2.2	9,600
99式自走155mmりゅう弾砲	155	11.3	3.2	4.3	40,000
203mm自走りゅう弾砲	203	10.7	3.2	3.1	28,500
87式自走高射機関砲	35	7.99	3.2	3.3	38,000

5

25mm機関砲

87式偵察警戒車

性能諸元(その2)

品	目	車両総重量 (トン)	最高速度 (km時)	乗員 (人)	主要搭載火器
90式戦車		約50	70	3	120mm戦車砲
96式装輪装甲車		約15	100	10	12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃
89式装甲戦闘車		約27	70	10	35mm機関砲
82式指揮通信車		約14	100	8	12.7mm重機関銃

100

資料18 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数 (2006. 3. 31現在)

					(======================================
	X	分	•	数(隻)	基準排水量 (千トン)
護	循	ij	艦	53	205
潜	7	K	艦	16	42
機	雷	艦	艇	31	27
哨	戒	艦	艇	9	1
輸	送	艦	艇	13	29
補	助	艦	艇	29	123
	盲	†		151	428

⁽注)数字は四捨五入によっているので計と符号しないことがある。

⁽注)155mmリゅう弾砲FH70の重量は補助動力装置を含む。

性能諸元

種別	型別	基準排水量(トン)	最大速力 (ノット)	主要	装備
	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 イージス装置一式	VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管 × 2
	しらね型	5,200	32 (31)	5 インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置×1	│ アスロック装置×1 │ 短魚雷発射管×2 │ 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5 インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 タータ 装置×1	SSM装置一式 アスロック装置 × 1 短魚雷発射管 × 2
	たかなみ型	4,650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管 × 2 哨戒ヘリコプター × 1
護衛艦	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式	SSM装置一式 短魚雷発射管 × 2 哨戒ヘリコプター × 1
	あさぎり型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式	アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	はつゆき型	2,950 (3,050)	30	76ミリ砲×1 短SAM装置一式 高性能20ミリ機関砲×2	SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管 × 2 哨戒ヘリコプター × 1
	あぶくま型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1 SSM装置一式	アスロック装置一式 短魚雷発射管 × 2
潜水艦	おやしお型	2,750	20	水中発射管一式	1
掃海艦	やえやま型	1,000	14	20ミリ機関砲×1	深深度掃海具一式
掃 海 艇	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1	掃海装置一式
ミサイル艇	は や ぶ さ 型	200	44	76ミリ砲×1 SSM装置一式	
輸送艦	おおすみ型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2	輸送用エアクッション艇 × 2

(注)()内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。

_									(2000. 0. 01% 圧)
所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
	圔	LR - 1	連絡偵察	9	290	2(5)	10	12	ターボプロップ、双発
7±	定翼	LR - 2	連絡偵察	6	300	2(8)	14	18	ターボプロップ、双発
陸		AH - 1S	対戦車	84	120	2	14	3	ターボシャフト
上	回	OH - 6D	観測	140	140	1(3)	7	2	ターボシャフト
自		OH - 1	観測	22	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
衛	転	UH - 1H/J	多用途	158	120	2 (11)	12/13	3	ターボシャフト
		CH - 47J/JA	輸送	53	150/140	3 (55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
隊	翼	UH - 60JA	多用途	26	150	2 (12)	16	3	ターボシャフト、双発
		AH - 64D	戦闘	2	150	2	18	6	ターボシャフト、双発
海	固定翼	P - 3C	哨戒	96	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
上自		SH - 60J	哨戒	89	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
衛隊	転	SH - 60K	哨戒	8	140	4	20	16	ターボシャフト、双発
1530	翼	MH - 53E	掃海・輸送	10	160	7	22	6	ターボシャフト、3発
		F - 15J/DJ	戦闘	203	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
航		F - 4EJ	戦闘	91	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
	固	F - 1	戦闘	7	1.6マッハ	1	18	8	ターボファン、双発
空		F - 2A/B	戦闘	68	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
<u> </u>	定	RF - 4E/EJ	偵察	27	2.2マッハ/ 1.8マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
自		C - 1	輸送	26	440	5 (60)	29	31	ターボファン、双発
衛	翼	C - 130H	輸送	16	340	5 (92)	30	40	ターボプロップ、4発
1年J		E - 2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
隊		E - 767	早期警戒管制	4	0.8マッハ	20	49	48	ターボファン、双発
)\$K	回転翼	CH - 47J	輸送	17	150	3 (55)	16	4	ターボシャフト、双発

⁽注) 1 保有数は、2006.3.31現在の国有財産台帳数値である。 2 乗員の項で()内の数値は、輸送人員を示す。 3 F-4EJには、F-4EJ改84機を含む。

貝介720 754	(2006.3.31現在								灯現在				
用 途	名	称	所属	重量	(kg)	全長	(m)	直径	(cm)	誘	導 方	Ī	t:
	ペトリオット		空	約1	,000	約	5.0	約	41	プリプログ	ラム + 指	令 + T\	VM
	改良ホーク	改良ホーク		約	640	約	5.0	約	36	レーダー・	ホーミン	グ	
	03式中距離地対空誘	導弾(中SAM)		約	930	約	5.1	約	33	-			
	81式短距離地対空誘		- 陸							画像 + 赤外	線ホーミ	ング	
	(SAM - 1C)	(PX)		約	100	約2	.7/2.9	約	16	レーダー・			
	81式短距離地対空誘 (SAM - 1)	導弾		約	100	約	2.7	約	16	赤外線ホー	ミング		
対	携帯SAM(スティン	/ガー)	陸海空	約	10	約	1.5	約	7	赤外線ホー	ミング		
73	91式携帯地対空誘導	弾(SAM-2)		約	12	約	1.4	約	8	画像 + 赤外	線ホーミ	ング	
航	93式近距離地対空誘	導弾 (SAM - 3)	陸	約	12	約	1.4	約	8	画像 + 赤外	線ホーミ	ング	
空	スタンダード (SM -	- 1)		約	630	約	4.5	約	34	レーダー・	ホーミン	グ	
機	スタンダード (SM -	- 2)	海	約	710	約	4.7	約	34	慣性誘導 + レーダー・	ホーミン	グ	
TAX	シースパロー(RIM	- 7F/M)		約	230	約	3.7	約	20	レーダー・	ホーミン	グ	
	スパロー (AIM - 7E	/F/M)		約	230	約	3.7	約	20	レーダー・	ホーミン	グ	
	サイドワインダー (AIM - 9L)	空	約	89	約	2.9	約	13	赤外線ホー	ミング		
	90式空対空誘導弾(AAM - 3)	AAM - 3)		約	91	約	3.0	約	13	赤外線ホー	ミング		
	99式空対空誘導弾(AAM - 4)		約	220	約	3.7	約	20	レーダー・	ホーミン	グ	
	88式地対艦誘導弾(SSM - 1)	陸	約	660	約	5.1	約	35	慣性誘導 + レーダー・	ホーミン	グ	
	ハープーン(SSM)			約	680	約	4.6	約	34	慣性誘導 + レーダー・		グ	
対	ハープーン(USM)		海	約	680	約	4.6	約	34	慣性誘導 + レーダー・		グ	
艦	ハープーン(ASM)		,,,,	約	520	約	3.9	約	34	慣性誘導 + レーダー・		グ	
/Jmm.	90式艦対艦誘導弾(SSM - 1B)		約	660	約	5.1	約	35	慣性誘導 + レーダー・	ホーミン	グ	
船	91式空対艦誘導弾(ASM - 1C)	海	約	510	約	4.0	約	35	慣性誘導 + レーダー・	ホーミン	グ	
	80式空対艦誘導弾(ASM - 1)	空	約	600	約	4.0	約	35	慣性誘導 +		グ_	
	93式空対艦誘導弾(ASM - 2)		約	530	約	4.0	約	35	慣性誘導 + 赤外線画像		グ	
	64式対戦車誘導弾]	約	16	約	1.0	約	12	有線誘導			
対戦事	87式対戦車誘導弾		- 陸	約	12	約	1.1	約	11	レーザー・	ホーミン	グ	
ΛJ + Α + Ε Α	01式軽対戦車誘導弾	İ	P#	約	11	約	0.9	約	12	赤外線画像	ホーミン	グ	
	TOW			約	18	約	1.2	約	15	赤外線半自	動有線誘	導	
	79式対舟艇対戦車誘	導弾	₇ ±	約	33	約	1.6	約	15	赤外線半自			
対舟艇対戦車	96式多目的誘導弾シ	ステム (MPMS)	- 陸	約	59	約	2.0	約	16	慣性誘導 + 光ファイバ		像	
	ヘルファイア		海	約	48	約	1.6	約	18	レーザー・	ホーミン	グ	

区分	GNP+GDP	一般会計	対前年度	一 般	対前年度	防衛関係費	対前年度	防衛関係費	防衛関係費	防衛関係費
	(当初見通し)	歳 出		歳出				の 対 GNP・GDP	の 対 一般会計	の 対 一 般 歳 出
年度	(A)	(B)	伸び率	(C)	伸び率	(D)	伸び率	比 (D/A)	歳 出 比 (D/B)	比 (D/C)
昭30 (55)	75,590	9,915	0.8	8,107	2.8	1,349	3.3	1.78	13.61	16.6
40 (65)	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50 (75)	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60 (85)	3,146,000	524,996	3.7	325,854	0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7 (95)	4,928,000	709,871	2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
8 (96)	4,960,000	751,049	5.8	431,409	2.4	48,455	2.58	0.977	6.45	11.2
9 (97)	5,158,000	773,900	3.0	438,067	1.5	49,414 49,475	1.98 2.1	0.958 0.959	6.39 6.39	11.3 11.3
10 (98)	5,197,000	776,692	0.4	445,362	1.7	49,290 49,397	0.3 0.2	0.948 0.950	6.35 6.36	11.1 11.1
11 (99)	4,963,000	818,601	5.4	468,878	5.3	49,201 49,322	0.2 0.2	0.991 0.994	6.01 6.03	10.5 10.5
12 (00)	4,989,000	849,871	3.8	480,914	2.6	49,218 49,358	0.0 0.1	0.987 0.989	5.79 5.81	10.2 10.3
13 (01)	5,186,000	826,524	2.7	486,589	1.2	49,388 49,553	0.3 0.4	0.952 0.956	5.98 6.00	10.1 10.2
14 (02)	4,962,000	812,300	1.7	475,472	2.3	49,395 49,560	0.0 0.0	0.995 0.999	6.08 6.10	10.4 10.4
15 (03)	4,986,000	817,891	0.7	475,922	0.1	49,265 49,530	0.3 0.1	0.988 0.993	6.02 6.06	10.4 10.4
16 (04)	5,006,000	821,109	0.4	476,320	0.1	48,764 49,030	1.0 1.0	0.974 0.979	5.94 5.97	10.2 10.3
17 (05)	5,115,000	821,829	0.1	472,829	0.7	48,301 48,564	1.0 1.0	0.944 0.949	5.88 5.91	10.2 10.3
18 (06)	5,139,000	796,860	3.0	463,660	1.9	47,906 48,139	0.8 0.9	0.932 0.937	6.01 6.04	10.3 10.4

 ⁽注) 1 昭和60年度までは国民総生産(GNP)、平成7年度以降は、国内総生産(GDP)であり、いずれも当初見通しである。
 2 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費(9年度:61億円、10年度:107億円、11年度:121億円、12年度:140億円、13年度:165億円、14年度:165億円、15年度:265億円、16年度:266億円、17年度:263億円、18年度:233億円)を除いたもの、下段は含 んだものである。

(単位:億円、%)

資料22 一般会計歳出(当初予算)の主要経費の推移

49,530

48,764

49,030

48,301

48,564

47,906

48,139

16 (04)

17 (05)

18 (06)

821,109

821,829

796,860

6.1

5.9

6.0

5.9

5.9

6.0

6.0

年度区分	一般会計	防衛	構成比	社会保障 関係費	構成比	文 教 及 び 科学振興費	構成比	公共事業 関係費	構成比
昭30 (55)	9,915	1,349	13.6	1,043	10.5	1,308	13.2	1,635	16.5
40 (65)	36,581	3,014	8.2	5,183	14.2	4,751	13.0	7,333	20.0
50 (75)	212,888	13,273	6.2	39,282	18.5	25,921	12.2	29,120	13.7
60 (85)	524,996	31,371	5.98	95,740	18.2	48,409	9.2	63,689	12.1
平7 (95)	709,871	47,236	6.7	139,368	19.6	60,765	8.6	92,413	13.0
8 (96)	751,049	48,455	6.5	143,014	19.0	62,270	8.3	96,210	12.8
9 (97)	773,900	49,414 49,475	6.4 6.4	145,650	18.8	63,436	8.2	97,490	12.6
10 (98)	776,692	49,290 49,397	6.3 6.4	148,598	19.1	63,457	8.2	89,891	11.6
11 (99)	818,601	49,201 49,322	6.0 6.0	161,123	19.7	64,632	7.9	94,338	11.5
12 (00)	849,871	49,218 49,358	5.8 5.8	167,666	19.7	65,285	7.7	94,340	11.1
13 (01)	826,524	49,388 49,553	6.0 6.0	176,156	21.7	66,472	8.0	94,335	11.6
14 (02)	812,300	49,395 49,560	6.1 6.1	182,795	22.5	66,998	8.2	84,239	10.4
15 (03)	817,891	49,265 49,530	6.0 6.1	189,907	23.2	64,712	7.9	80,971	9.9

(注) 1 平成7年度以降は比較対照のため13年度予算ベースに組み替えたものである。ただし、13年度については、14年度との比較対照のため14年

197,970

203,808

205,739

度予算ペースに組み替えたものである。 2 平成7年度以降の公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき91年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、 当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金 の償還時において負担又は補助することとした金額を含んだものである。

24.1

24.8

25.8

61,330

57,235

52,671

7.5

7.0

6.6

78,159

75,310

72,015

9.5

9.2

9.0

3 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段は、SACO関係経費(9年度:61億円、10年度:107億円、11年度:121億円、12年度:140億 円、13年度:165億円、14年度:165億円、15年度:265億円、16年度:266億円、17年度:263億円、18年度:233億円)を除いたもの、下段 は含んだものである。

(単位:億円、%)

									(1 1=	
年 度	平9((97)	10 (98)	11 (99)	12 ((00)	13 (01)
区分	金額	構成比								
人件・糧食費	21,260	43.0 43.0	21,739	44.1 44.0	21,674	44.1 43.9	22,034	44.8 44.6	22,269	45.1 44.9
物件費	28,154 28,215	57.0 57.0	27,551 27,657	55.9 56.0	27,527 27,648	55.9 56.1	27,183 27,324	55.2 55.4	27,119 27,284	54.9 55.1
装備品等購入費	9,347	18.9 18.9	9,442	19.2 19.1	9,629	19.6 19.5	9,141	18.6 18.5	9,178	18.6 18.5
研究開発費	1,605	3.2 3.2	1,277	2.6 2.6	1,307	2.7 2.6	1,205	2.4 2.4	1,353	2.7 2.7
施設整備費	2,194	4.4 4.4	1,897	3.8 3.8	1,822	3.7 3.7	1,687	3.4 3.4	1,598	3.2 3.2
維持費等	8,929	18.1 18.0	9,015	18.3 18.2	8,601	17.5 17.4	8,906	18.1 18.0	8,865	18.0 17.9
基地対策経費	5,384	10.9 10.9	5,206	10.6 10.5	5,402	11.0 11.0	5,447	11.1 11.0	5,326	10.8 10.7
SACO関係経費	61	0 0.1	107	0 0.2	121	0 0.2	140	0 0.3	165	0.3
そ の 他	696	1.4 1.4	714	1.4 1.4	765	1.6 1.6	797	1.6 1.6	798	1.6 1.6
合 計	49,414 49,475	100.0	49,290 49,397	100.0	49,201 49,322	100.0	49,218 49,358	100.0	49,388 49,553	100.0

年 度	14 (02)	15 (03)	16 ((04)	17 (05)	18 (06)
区分	金額	構成比								
人件・糧食費	22,273	45.1 44.9	22,188	45.0 44.8	21,654	44.4 44.2	21,562	44.6 44.4	21,337	44.6 44.3
物件費	27,122 27,287	54.9 55.1	27,077 27,342	55.0 55.2	27,110 27,376	55.6 55.8	26,739 27,002	55.4 55.6	26,570 26,803	55.5 55.7
装 備 品 等 購 入 費	9,206	18.6 18.6	9,028	18.3 18.2	8,806	18.1 18.0	9,000	18.6 18.5	8,594	17.9 17.9
研 究 開 発 費	1,277	2.6 2.6	1,470	3.0 3.0	1,707	3.5 3.5	1,316	2.7 2.7	1,714	3.6 3.6
施設整備費	1,570	3.2 3.2	1,528	3.1 3.1	1,442	3.0 2.9	1,386	2.9 2.9	1,150	2.4 2.4
維持費等	9,065	18.4 18.3	9,075	18.4 18.3	9,175	18.8 18.7	9,177	19.0 18.9	9,405	19.6 19.5
基地対策経費	5,189	10.5 10.5	5,151	10.5 10.4	5,094	10.4 10.4	4,973	10.3 10.2	4,879	10.2 10.1
SACO関係経費	165	0 0.3	265	0 0.5	266	0 0.5	263	0 0.5	233	0 0.5
そ の 他	815	1.6 1.6	825	1.7 1.7	885	1.8 1.8	887	1.8 1.8	827	1.7 1.7
合 計	49,395 49,560	100.0	49,265 49,530	100.0	48,764 49,030	100.0	48,301 48,564	100.0	47,906 48,139	100.0

- (注) 1 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
 - 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
 - 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 - 平成9年度以降については、金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費(9年度:61億円、10年度:107億円、11年度:121億円、12年度: 140億円、13年度:165億円、14年度:165億円、15年度:265億円、16年度:266億円、17年度:263億円、18年度:233億円)を除いたもの、 下段は含んだものである。

資料24

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006

(平成18年7月7日閣議決定)

第4章 安全・安心の確保と柔軟で多様な社会の実現

4. 生活におけるリスクへの対処

(国際的な取組、テロ対策等)

- ・防衛については、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定 を確保するため、引き続き「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」 等に基づき効率的な体制の整備に取り組む。
- ・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を 踏まえ、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速 に実施するための措置を講ずる一方、厳しい財政事情の下、政府 全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費におい ても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備 に努める。「中期防衛力整備計画」については、再編関連措置に要す る経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。

別紙 防衛関係費

防衛力整備については、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する 政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に従い、更に 思い切った合理化・効率化を行い、効率的な整備に努めることと し、「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)」(平成16年 12月10日閣議決定)についても、同閣議決定に基づき対処する。

こうした取組を踏まえ、防衛関係費については、人件糧食費の 増加や米軍再編経費が見込まれる中ではあるが、以下のような項 目を中心に従来以上に厳しい削減に取り組み、今後5年間、人件 費を含む国(一般会計)の予算について名目伸び率ゼロ以下の水 準とする。

- ・総人件費改革等を通じた自衛官実員の削減
- ・3 自衛隊の装備品、在庫部品等の調達の効率化・合理化
- ・入札談合再発防止の徹底を通じた予算削減 防衛施設の特性に配慮 しつつ、公共事業総合コスト縮減率(5年間で15%)の達成を含む。)
- ・在日米軍駐留経費負担の所要の見直し
- ・基地周辺対策の抜本見直し

米軍再編に要する経費については、既存予算の更に思い切った 合理化・効率化を行ってもなお、上記削減目標の中では、米軍再 編に関する地元の負担軽減に資する措置の的確かつ迅速な実施に 支障が生じると見込まれる場合は、各年度の予算編成過程におい て検討し、必要な措置を講ずるものとする。

なお、今後、経済・社会情勢等により、既存の防衛関係費につ いて名目伸び率ゼロ以下の目標により難い場合であっても、上記 閣議決定に従い更に思い切った合理化・効率化に努め、少なくと も経済成長率との関係を勘案したこれまでの歳出削減のペースを 加速することを基本方針とする。

国 名 年 度	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)
日本(億円)	49,395	49,265	48,764	48,301	47,906
	49,560	49,530	49,030	48,564	48,139
	0.0%	0.3%	1.0%	1.0%	0.8%
	0.0%	0.1%	1.0%	1.0%	0.9%
米 国 (百万ドル)	331,951	387,319	436,521	474,163	512,053
	14.3%	16.7%	12.7%	8.6%	8.0%
英 国 (百万ポンド)	27,334 4.7%	29,338 7.3%	29,524 0.6%	29,153 1.3%	-
ド イ ツ (百万マルク/百万ユーロ)	23,622 1.4%	24,379 3.2%	24,250 0.5%	24,040 0.9%	-
フ ラ ン ス	28,911	31,070	32,402	32,920	-
(百万フラン/百万ユーロ)	0.4%	7.5%	4.3%	1.6%	
ロ シ ア	2,841.578	3,603.256	4,187.183	5,311.392	6,660.266
(億ループル)	32.4%	26.8%	16.2%	26.8%	25.4%
中 国 (億元)	1,684	1,853	2,100	2,447	2,807
	19.4%	10.0%	13.3%	16.5%	14.7%

- (注)1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
 - %表示は、対前年度伸び率。
 - 米国の国防費は、2007年度historical tableによる狭義の支出額。
 - 英国については、英国国防省公表「UK Defense Statistics」を情報源としており、これによると、01年度以降は予算算出法を変更し、資源会 計の形で公表されることになったため、00年度以前の数字とは比較が困難となっている(本文中には、"cannot be compared"と表示。)。

 - ドイツ、フランスの2002年度以降の単位は百万ユーロである。 ロシアについては、1998年に実施されたデノミ後の単位に換算し直した数値。
 - 中国については、全人代における財政部長報告による。なお、02年度及び04年度国防予算については、財政報告ではそれぞれ「17.6%増、 252億元の増加」及び「11.6%増、218.3億元の増加」と報告されたが額は明らかにされず、01年度及び03年度国防予算を元にこれらの数値を 用いてそれぞれ計算すると齟齬が生じるため、01年度及び03年度の国防予算実績額(非公表)を基準とした数値と仮定してそれぞれ試算した もの。
 - 8 ミリタリー・バランス (2006) の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、04年度の上記諸国の国防費は、米国455,908 百万ドル、英国50,120百万ドル、ドイツ37,790百万ドル、フランス52,704百万ドル、ロシア61,500百万ドル、中国84,303百万ドル、日本 45,152百万ドルとなっている。
 - 06年度:233億円)を除いたもの、下段は含んだものである。

資料26

弾道ミサイル防衛 (BMD) に係る日米共同技術研 究に関する内閣官房長官談話

(平成10年12月25日)

- 1 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海 上配備型上層システム (NTWD) を対象として米国との間で共同 技術研究に着手することを決定した。
- 2 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾 道ミサイルの拡散状況を踏まえると、弾道ミサイル防衛(BMD) が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我 が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要 の検討を行ってきたところである。
- 3 政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間 において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も 効率的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、 日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
- 4 宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、も とより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであ るが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあ るところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るため の純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段である ことを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り 組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和 国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解

をいただけるものと考えている。

なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮 によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国 民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされてい るところである.

また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、 対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。

5 なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階へ の移行については別途判断する性格のものである。これらの判断 は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方 等について十分検討した上で行うこととする。

資料27

弾道ミサイル防衛システムの整備等について

平成15年12月19日 安全保障会議決定 閣議決定ノ

(弾道ミサイル防衛システムの整備について)

弾道ミサイル防衛 (BMD) については、大量破壊兵器及び弾道 ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要 であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画(平成13年度~平成17 年度)」(平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現 中期防」という。) において、「技術的な実現可能性等について検 討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種 試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我 が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

(我が国の防衛力の見直し)

2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態(以下「新たな脅威等」という。)への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配意しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- (1)現在の組織等を見直して、統合運用を基本とした自衛隊の 運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- (2)陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな 脅威等により実効的に対処し得るよう、新たな編成等の考え 方を構築する。
- (3)国際社会の平和と安全のための活動を実効的に実施し得るよう、所要の機能、組織及び装備を整備する。
- (4)将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が 国周辺地域の状況等を考慮し、
 - ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を 転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる 体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について 見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。
 - イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を 図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直 しを行い適切に規模の縮小等を図る。
 - ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想

を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを 行い適切に規模の縮小等を図る。

(経費の取り扱い)

3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、 上記 2 に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、 効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、 防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、 現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに 策定し、その総額の限度を定めることとする。

(新たな防衛計画の大綱の策定)

4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方に基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

資料28

「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に 関する内閣官房長官談話

(平成15年12月19日)

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル 防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は 弾道ミサイル防衛(BMD)システムの導入の考え方を明らかにす るとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえ た我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府 としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の 大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。
- 2 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している 状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩 し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、 BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであ ることを踏まえ、我が国としてイージスBMDシステムとペトリオ ットPAC - 3 による多層防衛システムを整備することとしました。
- 3 BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における 迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自の シミュレーションによっても、確認されています。 したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定 したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に 達しているものと判断されます。
- 4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。
- 5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。
- 6 BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃

としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃 事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾 道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう、法的措 置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。

- 7 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。
- 8 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ 国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面等 において一層の協力を行い、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾 道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料29 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話

(平成17年12月24日)

- 1 政府は、本日の安全保障会議決定及び閣議決定を経て、弾道ミサイル防衛(BMD)用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に着手することを決定いたしました。
- 2 政府としては、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況において、BMDシステムが弾道ミサイル攻撃に対して、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛政策にふさわしいものであることから、平成11年度から海上配備型上層システムの共同技術研究に着手し、推進してきたところです。これは、平成16年度から整備に着手したBMDシステムを対象としたものでなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すために推

進してきたものであります。

- 3 「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)について」 (平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)においては、「そ の開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる」と されておりますが、これまで実施してきた日米共同技術研究の結 果、当初の技術的課題を解決する見通しを得たところであり、現 在の国際情勢等において、今後の弾道ミサイルの脅威への対処能 力を確保するためには、依然として厳しい財政事情を踏まえつつ、 BMD用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発を効率的に 推進することが適切であると考えております。なお、同ミサイル の配備段階への移行については、日米共同開発の成果等を踏まえ、 判断することとします。
- 4 武器輸出三原則等との関係では、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)の内閣官房長官談話において、「弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこと」としております。また、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。これらを踏まえ、本件日米共同開発において米国への供与が必要となる武器については、武器の供与のための枠組みを今後米国と調整し、厳格な管理の下に供与することとします。
- 5 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ 国際的な認識を広げていくとともに、米国とも政策面、運用面、 装備・技術面における協力を一層推進させ、我が国の防衛と大量 破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めて いく所存です。

区分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 自衛隊法 第76条	外部からの武力攻撃が発生した事態又は 武力攻撃が発生する明白な危険が切迫し ていると認められるに至った事態に際し て、わが国を防衛するため必要があると 認める場合	命令権者:内閣総理大臣 国会の承認:必要(原則として事前承 認)	武力の行使(自衛権発動の三要件を満たす場合に限る) 公共の秩序維持のための権限(治安 出動時と同じ) その他(海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜 等の取扱いなど)
防御施設構築の措置 [自衛隊法] 第77条の 2]	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認められる地域(展開予定地域)があるとき	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:必要(対処基本方針の閣 議決定後)(注1) その他:内閣総理大臣の承認	展開予定地域内における陣地・その 他の防御のための施設の構築 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動 関連措置 自衛隊法 第77条の3	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	命令権者: (物品提供)内閣総理大臣 又はその委任を受けた者、(役務提供) 防衛庁長官 国会の承認: (物品提供)不要、(役 務提供)必要(対処基本方針の閣議決 定後)(注1)	米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 行動関連措置としての役務の提供 行動関連措置としての役務の提供 自己等防護のための武器使用
国民保護等派遣 [自衛隊法]第77条の4	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長(又は緊急対処事態対策本部長)から同法の規定による求めがあったとき	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:不要 その他:内閣総理大臣の承認	警職法(注2)の一部準用(避難、 犯罪の予防・制止、立入、武器使用) (警察官等がその場にいない場合のみ) 海上保安庁法の一部準用(付近にあ る人及び船舶に対する協力要請)
命令による 治安出動 自衛隊法 第78条	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持する ことができないと認められる場合	命令権者:内閣総理大臣 国会の承認:必要(出動命令から20日 以内に付議)	警職法の準用(質問、避難、犯罪の 予防・制止、武器使用など) 海上保安庁法の一部準用(協力要請、 立入検査、武器使用など) 警護又は鎮圧のための武器使用 海上保安庁の統制
治安出動下令前に 行う情報収集 [自衛隊法] 第79条の2]	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:不要 その他:国家公安委員会と協議の上、 内閣総理大臣の承認を得る	自己等防護のための武器使用
要請による 治安出動 [自衛隊法] 第81条	都道府県知事が治安維持上重大な事態に つきやむを得ない必要があると認め、か つ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認 める場合	命令権者: 内閣総理大臣 国会の承認: 不要 その他: 都道府県公安委員会と協議の 上、都道府県知事が内閣総理大臣に要 請	警職法の準用(質問、避難、犯罪の 予防・制止、武器使用など) 海上保安庁法の一部準用(協力要請、 立入検査、武器使用など) 警護又は鎮圧のための武器使用
警護出動 自衛隊法 第81条の2]	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域に おいて、大規模なテロ攻撃が行われるお それがあり、かつ、その被害を防止する ため特別の必要があると認める場合	命令権者:内閣総理大臣 国会の承認:不要 その他:あらかじめ関係都道府県知事 の意見を聴き、防衛庁長官と国家公安 委員会とが協議する	警職法の一部準用(質問、避難などの措置、立入(以上は警察官がその場にいない場合のみ)、犯罪の予防・制止、武器使用) 警護する施設の大規模破壊を防ぐための武器使用
海上における 警備行動 自衛隊法 第82条	海上における人命若しくは財産の保護又 は治安の維持のため特別の必要がある場 合	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:不要 その他:内閣総理大臣の承認	警職法の一部準用(武器使用) 海上保安庁法の一部準用(協力要請、 立入検査、武器使用など)
弾道ミサイル等に 対する破壊措置 自衛隊法 第82条の2	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:不要(事後報告) その他:内閣総理大臣の承認(緊急の 場合にそなえ、総理の承認を受けた緊急 対処要領に従いあらかじめ命令できる)	弾道ミサイル等の破壊のための武器 の使用
災害派遣 自衛隊法 第83条	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合(注3)	命令権者:防衛庁長官又はその指定する者 国会の承認:不要 その他:都道府県知事その他政令で定める者の要請(ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く)	警職法の一部準用(避難、立入など。 警察官がその場にいない場合に限る) 海上保安庁法の一部準用(協力要請) 災害対策基本法に規定する権限(警 戒区域の設定、緊急通行車両の通行確 保など。市町村長、警察官等がその場 にいない場合に限る)

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
地震防災派遣 [自衛隊法 第83条の2]	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合(大規模地震対策特別措置法第13条第2項)	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:不要 その他:地震災害警戒本部長(内閣総 理大臣)の要請	警職法の一部準用(災害派遣時と同じ) 海上保安庁法の一部準用(災害派遣 時と同じ)
原子力災害派遣 自衛隊法 第83条の3	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合(原子力災害対策特別措置法第20条第4項)	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:不要 その他:原子力災害対策本部長(内閣 総理大臣)の要請	警職法の一部準用(災害派遣時と同じ) 海上保安庁法の一部準用(災害派遣時と同じ) 災害対策基本法に規定する権限(災害派遣時と同じ)
領空侵犯に 対する措置 [自衞隊法] 第84条	外国の航空機が国際法規又は航空法その 他の法令の規定に違反してわが国の領域 の上空に侵入したとき	命令権者:防衛庁長官 国会の承認:不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置(誘導、無線などによる警告、武器使用など)(注4)

(図中の権限などについては、すべて自衛隊法に規定されている)

- (注) 1 防衛施設構築の措置及び行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている(武力攻撃事態対処法第9条)。
 - 2 警察官職務執行法の略。
 - 3 このほか、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる(第83条第3項。いわゆる近傍派遣)。
 - 4 武器使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料31 自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武器使用規定

行動 類型 など	条 文	内容
領空侵犯に対する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として正当防衛又は緊急避 難の要件に該当する場合に武器の使用が可能と解される。
	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
治安出	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。
動	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
警護出動	自衞隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
防出衛動	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行 法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用。
国民保護	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安 官補がその場にいない場合に限り警察官職務執行法第7条を準用。
防御施設構築	自衛隊法第92条の4	防御施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
治安出動下令	自衛隊法第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海行	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
上 警 備 動	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を 停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。

行動類型など	条 文	内容
弾道ミサイル	自衛隊法第93条の2	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊について、必要な武器の使用を規定。
武器などの	自衛隊法第95条	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要であると認める相当の 理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避 難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
施設の警護	自衛隊法第95条の2	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
部内の	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	∛法第100条の 8 第 3 項 卟邦人などの輸送	在外邦人などの輸送に従事する自衛官について、自己、若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。 正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
米軍行	<u></u> 動関連措置法第12条	行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海上輔	俞送規制法第37条	海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれに応ぜず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
捕虜耳	双扱い法第152条	防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合について、また、捕虜等警備自衛官について、その職務の 執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度における武器の使用を規定。正当防衛又は緊急 避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	平和協力法第24条 祭平和協力業務	国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防衛のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	事態安全確保法第11条 う地域支援など	後方地域支援としての役務の提供又は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
101-1101111	负查活動法第6条 伯検査活動	船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	対策特措法第12条 り支援活動など	協力支援活動などを命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
	7人道復興支援特措法第17条 道復興支援活動など	人道復興支援活動などを命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくは、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命、身体の防衛のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない規定。

資料32

国民の保護に関する基本指針(概要)

はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた事態対処法が平成15年6月に成立し、これを受けて、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が平成16年6月に成立した。一方、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること及び国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることを我が国の安全保障の目標として掲げた「防衛計画の大綱」が平成16年12月に閣議決定された。このような背景を踏まえ、国民保護法第32条の規定に基づき基本指針を定める。

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、 国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保 護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を 的確かつ迅速に実施

基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限の ものとし、公正かつ適正な手続の下に実施

国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施

武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供

国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公 共団体と防衛庁・自衛隊との連携

啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力

日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重

警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。外国人の安否情報の収集等については、国際人道法の的確な実施を確保

国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連 等施設の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力す る者等の安全の確保に十分配慮

内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県 知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の 是正措置

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を 想定。これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞ れの類型に応じその特徴等を整理

着上陸侵攻

- ・事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを 想定

ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害 が生じることを想定
- ・攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつ つ避難を実施

弾道ミサイル攻撃

・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極め

て短時間で着弾

迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が 中心

航空攻擊

・航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため、屋内 への避難等を広範囲に指示することが必要

第3章 実施体制の確立

(1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部局の事務分担、 職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的 確かつ迅速に実施するための体制を整備。国及び地方公共団体は、 研修制度の充実など人材育成に努めること

地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること。また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること

(2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全 の国民保護措置を実施

内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

1 住民の避難に関する措置

(1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫って いる地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な表現で文書をもっ て発令

警報の通知は、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用。警報の伝達に際しては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域に原則としてサイレンを使用して警報を広く周知

市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなど して、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対 する伝達にも配慮すること

放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送

(2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域 の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対 して避難措置を指示

対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う 場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体 的な要避難地域等について避難措置を指示

- (3) 避難に当たって配慮すべき事項は、次のとおり
 - ・大都市の住民の避難については、多数の住民を遠方に短期間で 避難させることは極めて困難であることから、都道府県知事は、 十分な避難施設の把握及び指定に努め、対策本部長は、直ちに 近傍の屋内施設に避難するよう指示することを基本とし、その 後の事態の推移に応じて適切に指示
 - ・離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体に よる運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を 調査し、必要な支援を実施
 - ・原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本 部長が、事態の推移に応じて、適切に避難措置を指示
 - ・自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武

力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置 をことができるよう、国は必要な調整を実施

- ・半島・中山間地域や原子力事業所近接地域等においては、避難の 指示を行うに当たり、都道府県知事は、地域の交通事情等を勘 案した上で、自家用車等を交通手段として示すことができること
- ・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知
- ・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤又は化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するよう指示
- (4)避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・都道府県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡

市町村長は、市町村防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること

放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送

(5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施 要領を策定し、避難住民を誘導

市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請

市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

2 避難住民等の救援に関する措置

- (1)対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施。この場合、高齢者、障害者等への適切な救援に配慮
- (2) 都道府県は、避難所を開設し、避難住民等の健康状態や生活 環境、プライバシーの確保等に配慮し、適切に運営管理

食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を 参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること

国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること

関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成。防衛庁は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊

を派遣

- (3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品、医療資機材等を活用
- (4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。生物剤による攻撃の場合には、医療関係者に対してワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施
- (5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び 報道の自由に配慮すること

地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集 整理。その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の 収集に協力

総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供

指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共 団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること。

総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人 の安否情報の収集整理に協力

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

(1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施について、その方針を示した上で、直ちに指示

都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが 困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海 上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要 請

(2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると 認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の 指示、警戒区域の設定等の措置を実施

放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やか に放送

(3) 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握

生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁 と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性 に応じた安全確保の留意点を定めること

内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保 のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係 大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施

都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所)について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会等に要請

- (4) 原子力事業所については、生活関連等施設としての安全確保措 置を講ずるほか、次の点に留意
 - ・内閣総理大臣は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関す る通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに 現地対策本部を設置。現地対策本部は、原則としてオフサイト

センターに設置。現地対策本部は、地方公共団体とともに、武 力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織。協議会は、現地対策 本部長が主導的に運営

- ・武力攻撃事態等において、原子力事業者は、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施。警報発令対象地域において、経済産業大臣は、直ちに原子炉の運転停止を命令。地域を定めず警報が発令された場合は、経済産業大臣は、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める原子炉の運転停止を命令。原子力事業者は、特に緊急を要する場合は、自らの判断により原子炉の運転を停止。原子炉の運転停止の際は、国及び原子力事業者は、電力供給の確保等に必要な措置を実施
- (5) NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請

内閣総理大臣の指揮及び都道府県知事からの協力要請等により、 消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のため に必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図 るための措置を講じた上で対処を実施。生物剤による攻撃の場合 にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処措置を実施。

パニック防止のため災害の状況等を広報。生物剤による攻撃の 場合には、ワクチン接種に関する情報等を広報し、厚生労働大臣 は、必要に応じて、都道府県知事に予防接種を指示

都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講 じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察等の 関係機関と連絡調整

厚生労働大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により生活用水が汚染された場合は、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命令

(6)消防庁長官は、武力攻撃災害防御のため消火活動及び救助・ 救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要が あると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、消火活 動及び救助・救急活動について指示

厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染症法上の措置を実施

環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特例を定め、廃棄物を迅速に処理

文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には必要な支援を実施

4 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- (1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の 国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保
- (2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること
- (3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送、 緊急物資の運送等のルートを確保するため、一般車両の通行禁止 等の交通規制を実施
- (4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、

企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること

(5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、 手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、 必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

5 国民生活の安定に関する措置

- (1)国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施
- (2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施
- (3) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮 した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を 宝施

6 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国は、武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施。また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、政府は、速やかに法整備のための所要の措置を実施

7 訓練及び備蓄

- (1) 国及び地方公共団体は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施 に努めること。指定公共機関等は、自主的に国民保護訓練を実施 するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよ う努めること。また、防災訓練との有機的な連携に配慮
- (2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、 防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確 実な把握等に努めること

国は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処のため特別に必要となる化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること

地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

第5章 緊急対処事態への対処

(1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等 における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このよう な事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊急対 処事態としては、次の事態を想定

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が 行われる事態

(ターミナル駅や列車の爆破等)

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(炭疽菌やサリンの大量散布等)

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 (航空機による自爆テロ等)

(2) 国は、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公 共団体及び指定公共機関等と連携協力して、緊急対処事態対策 本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施 内閣総理大臣は、特定地域において現地対策本部を設置する 必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本 部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

(3) 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第4章 までに定める基本的な方針等及び国民保護措置等について準じ た措置を実施

ただし、緊急対処事態における警報の通知・伝達の範囲については、対策本部長が緊急対処事態における攻撃の被害又は影響が及ぶ範囲を勘案して決定

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更に当たっては、 広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務 に従事する者等の意見を聴く機会の確保に配慮

資料33

防衛庁・防衛施設庁国民保護計画のポイント

本計画は、国民保護法第33条第1項等の規定により、国民の保護 に関する基本指針に基づき、全ての指定行政機関が作成するもの。

1 基本的考え方

自衛隊は、武力攻撃事態においては、主たる任務である武力攻撃の排除を全力で実施するとともに、国民保護措置については、これに支障の生じない範囲で、住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を可能な限り実施。

2 実施体制等

- (1) 平素から、庁内の連絡調整体制、隊員の非常参集態勢等を整備。
- (2) 武力攻撃事態等においては、長官は必要に応じて開催される 防衛会議の助言の下、必要な対処を指示。そのため要員の増強等 による長官の補佐体制を確立するとともに、部隊等において、国 民保護措置の実施も想定しつつ、即応態勢を確立(隊員の勤務態 勢の強化、装備品・資器材の点検・整備等)

3 国民保護措置の実施手続

- (1) 都道府県知事からの要請を受け事態やむを得ないと認める場合、対策本部長の求めがある場合は、長官は、総理の承認を得て、部隊等に「国民保護等派遣」を命令し実施。
- (2) 都道府県知事から支援依頼を受け必要と判断する場合等は、 長官は、「防衛出動・治安出動」を命ぜられた部隊等の全部又は一部 により実施。

4 国民保護措置の内容

(1) 住民の避難

必要な情報を収集・提供するとともに、関係機関と連携して、 避難住民の誘導や運送を実施。この他、自衛隊の駐屯地・基地や在 日米軍施設内の避難のための通行に係る調整・手続の実施等。

(2) 避難住民等の救援

人命救助関係(捜索・救助、応急医療の提供等)を中心に、必要に応じて生活支援関係の措置(炊き出し、給水、救援物資の輸送等)を実施。この他、防衛庁の施設の救援のための使用許可等を実施。

(3) 武力攻撃災害への対処

被害状況の確認(モニタリング支援等)人命救助(捜索・救助、応急医療の提供等)被害の拡大防止(周辺住民の退避支援、消火等)NBC攻撃等による危険物質の除染等を実施。この他、生活関連等施設の安全確保の支援(指導・助言、職員の派遣等)等を実施。

5 緊急対処事態への対処

国民保護措置に準じた実施手続や内容で緊急対処保護措置を実施。

資料34

日米安全保障共同宣言 21世紀に向けての同盟 (仮訳)

(東京、平成8年4月17日)

1 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。

この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。

2 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の 政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な 側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、 総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、 即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミ ットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続 き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続 き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

3 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は 遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国の間で政治及び安全 保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が 益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、 アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地 域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし、同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

- 4 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。
 - これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟 関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ 合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(以下、日米安保条約) を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の 目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。
- (a) 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づ

く米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であること を改めて確認した。

(b) 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に 対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終 結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調 整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、 現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るために は、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、 約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持す ることが必要であることを再確認した。

(c) 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

- 5 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の 信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進 させるために努力を払うことで意見が一致した。
- (a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協議を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。
- (b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。

両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。

- (c) 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。
- (d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機(F-2)等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。
- (e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力を行う。

6 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の 円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠で あることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位 に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見 が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相 互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

7 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。

両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにおいて進行中の改革のプロセスは、地域及び世界の安定に寄与するものであり、引き続き慫慂し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であ り、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関 係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際 救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための 協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約(CTBT)交渉の促進並びに 大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含め、軍備管理及 び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う。両首脳は、 国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴースラヴィアにおける和平執行プロセス等の 問題についての協力を行なうことが、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となるとの 点で意見が一致した。

結語

9 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という

日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体現された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

資料35

日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表

(ワシントン、平成17年2月19日)

1 2005年2月19日、ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会(SCC)が開催され、ライス国務長官及びラムズフェルド国防長官は、町村外務大臣及び大野防衛庁長官を同委員会の場で迎えた。閣僚は、日米両国が直面している安全保障上の問題及び日米同盟に係る問題並びに両国関係に関するその他の問題について協議を行った。

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

- 2 閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日 米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁 栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活 的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡 大することを確認した。
- 3 閣僚は、既に成果を生み出している、アフガニスタン、イラク及び中東全体に対する国際的支援の供与における日米両国のリーダーシップの重要性を強調した。閣僚は、インド洋における地震及びそれに続く津波災害の被害者に対する幅広い支援を行うに当たり、日米間の協力が他の国の参加を得て成功裡に行われていることを賞賛した。
- 4 閣僚は、不拡散、特に拡散に対する安全保障構想 (PSI)を推進する上で、日米両国間の協力と協議が中枢的な重要性を有してきたことを認識した。閣僚は、日本、米国及び他の国が主催した多数国間の阻止訓練が成功裡に行われたことを歓迎した。
- 5 閣僚は、弾道ミサイル防衛(BMD)が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコミットメントを再確認した。

共通の戦略目標

- 6 閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。
- 7 閣僚は、アジア太平洋地域においてもこのような脅威が発生しつつあることに留意し、依然として存在する課題が引き続き不透明性や不確実性を生み出していることを強調した。さらに、閣僚は、地域における軍事力の近代化にも注意を払う必要があることに留意した。
- 8 閣僚は、北朝鮮が六者会合に速やかにかつ無条件で復帰すると ともに、検証の下、透明性のある形でのすべての核計画の完全な 廃棄に応じるよう強く要求した。

- 9 国際的な安全保障環境に関するこのような理解に基づき、閣僚は、両政府が各々の努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する必要があることで一致した。双方は、これらの共通の戦略目標に沿って政策を調整するため、また、安全保障環境に応じてこれらの目標を見直すため、定期的に協議することを決定した。
- 10 地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
 - ・日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を 強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するた めの能力を維持する。
 - ・朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
 - ・核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
 - ・中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる。
 - ・台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。
 - ・中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
 - ・アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。
 - ・ 北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
 - ・平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
 - ・地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要さを強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
 - ・不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしない ように促す。
 - ・海上交通の安全を維持する。
- 11 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
 - ・国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基 本的な価値を推進する。
 - ・世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力 活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
 - ・NPT、IAEAその他のレジーム及びPSI等のイニシアティブの信頼 性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及び その運搬手段の削減と不拡散を推進する。
 - ・テロを防止し、根絶する。
 - ・現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望 を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上さ せるための努力を連携させる。
 - ・世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

- 12 閣僚は、日米双方の安全保障及び防衛政策の発展のための努力に対し、支持と評価を表明した。日本の新たな防衛計画の大綱は、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する能力、国際的な安全保障環境を改善するための積極的な取組及び日米同盟関係の重要性を強調している。米国は、幅広い国防の変革努力の中心的な要素の一つとして、不確実な安全保障環境において適切かつ戦略的な能力を保持し得るように世界的な軍事態勢の見直し及び強化を進めている。閣僚は、日米両国が共通の戦略目標を追求する上で、これらの努力が実効的な安全保障及び防衛協力を確保し、強化するものであることを確認した。
- 13 この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正ACSAや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行

われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。

- 14 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に 資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の 基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行 われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに 関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖 縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持すると のコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これ らの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
- 15 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
- 16 閣僚は、現行の特別措置協定が2006年3月に終了することに留意しつつ、特別措置協定が在日米軍のプレゼンスを支援する上で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

資料36 日米同盟:未来のための変革と再編(仮訳)

(平成17年10月29日)

概観

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以上を踏まえ、2002年12月の安全保障協議委員会以降、日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させるための選択肢を作成するため、日米それぞれの安全保障及び防衛政策について精力的に協議した。

2005年2月19日の安全保障協議委員会において、閣僚は、共通の戦略目標についての理解に到達し、それらの目標を追求する上での自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する必要性を強調した。また、閣僚は、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することとし、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

本日、安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮かび上がってきた、安全保障環境に関する共通の見解を再確認した。また、閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとのコミットメントを改めて強調した。

閣僚は、役割・任務・能力に関する検討内容及び勧告を承認した。また、閣僚は、この報告に含まれた再編に関する勧告を承認した。これらの措置は、新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元に与える負担を軽減するものである。これによって、安全保障が強化され、同盟が地域の安定の礎石であり続けることが確保される。

役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想(PSI)、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛(BMD)における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

1 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

- 日本の防衛及び周辺事態への対応 (新たな脅威や多様な事態への対応を含む)
- 国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障 環境の改善のための取組
- 2 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え 方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。

日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、 島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処 を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目 的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に 従って強化される。

米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。

周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。

日本は、米軍のための施設・区域(以下、「米軍施設・区域」)を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。

米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。

また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における 役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下の とおり確認した。

地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際 的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重 要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それ ぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な 態勢を確立するための必要な措置をとる。

迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。 緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する第三 国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。

自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための 国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、 及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増して いることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技 術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを 強調した。

3 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

防空

弾道ミサイル防衛

拡散に対する安全保障構想(PSI)といった拡散阻止活動 テロ対策

海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動

捜索・救難活動

無人機(UAV)や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察(ISR)活動

人道救援活動

復興支援活動

平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築 在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護

大量破壊兵器(WMD)の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応

補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には 空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸 送協力には航空輸送及び高速輸送艦(HSV)の能力による ものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。 非戦闘員退避活動(NEO)のための輸送、施設の使用、医

港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

療支援その他関連する活動

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、 更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠 な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調

整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の連接性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協力に資する。

日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

特に、グアムにおける訓練施設を拡張するとの米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる(下記参照)。

弾道ミサイル防衛(BMD)

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防御する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システムの間の緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。

再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。

柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要であることを認識した。

定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元に与える負担を軽減するとの付随的な利益を得ることができる。

える負担を軽減するとの付随的な利益を得ることができる。 自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。 米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。こ の収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。

米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。

米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

2 再編に関する勧告

これまでに実施された精力的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方に従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の連接性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合 任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令 部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加 的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可 分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が 行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する 陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置すること が追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この 再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果 的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンサー情報が共有される。

横田飛行場及び空域

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

ミサイル防衛

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における 最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有 を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、日本 の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオットPAC-3やスタンダード・ミサイル(SM-3)といった積極防御能力を展開する。

柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

世界的な態勢見直しの取組の一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行ってきている。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に応じて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦域的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置を特定した。

普天間飛行場移設の加速:沖縄住民が米海兵隊普天間飛行 場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施 設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭 に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維 持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。 双方は、米海兵隊兵力のプレゼンスが提供する緊急事態へ の迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、 決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、 双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれ らの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作 戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要で あり続けるということを認識した。このような理由から、 双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐 留する回転翼機が、日常的に活動をともにする他の組織の 近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならな いと結論付けた。

双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普 天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別 行動委員会(SACO)の計画に関連する多くの問題のた めに、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認 識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を 加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多 くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下 を含む複数の要素を考慮した。

- ・近接する地域及び軍要員の安全
- ・普天間飛行場代替施設の近隣で起こり得る、将来的な住 宅及び商業開発の態様を考慮した、地元への騒音の影響
- ・環境に対する悪影響の極小化
- ・平時及び緊急時において運用上及び任務上の所要を支援 するための普天間飛行場代替施設の能力
- ・地元住民の生活に悪影響を与えかねない交通渋滞その他の諸問題の発生を避けるために、普天間飛行場代替施設の中に必要な運用上の支援施設、宿泊及び関連の施設を含めること

このような要素に留意しつつ、双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶ L 字型に普天間代替施設を設置する。同施設の滑走路部分は、大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿った水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南西の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーラ

ンを含み、護岸を除いた合計の長さが1800メートルとなる。 格納庫、整備施設、燃料補給用の桟橋及び関連設備、並び に新たな施設の運用上必要なその他の航空支援活動は、代 替施設のうち大浦湾内に建設される予定の区域に置かれる。 さらに、キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行 場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じ て、再編成される。(参照:2005年10月26日付のイニシャル された概念図)

両政府は、普天間飛行場に現在ある他の能力が、以下の調整が行われた上で、SACO最終報告にあるとおり、移設され、維持されることで一致した。

- ・SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。双方は、最終的な配置の在り方については、現在行われている運用上及び技術上の検討を基に決定することとなる。
- ・緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。この緊急時の使用を支援するため、これらの基地の運用施設が整備される。また、整備後の施設は、この報告の役割・任務・能力の部分で記載されている、拡大された二国間の訓練活動を支援することとなる。
- ・普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の 使用を改善する。

双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

兵力削減:上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊(IIIMEF)司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団(MEB)に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力(航空、陸、後方支援及び司令部)の各組織の部隊から移転される。

日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。

土地の返還及び施設の共同使用:上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。

さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を

実施する意思も強調した。このような共同使用は、この報告の役割・任務・能力の部分に記述されているように、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。

SACO最終報告の着実な実施:双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

海上自衛隊 E P - 3、 O P - 3、 U P - 3 飛行隊等の岩国 飛行場から厚木飛行場への移駐。

すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準 の維持を確保するための訓練空域の調整。

空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。 それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。

KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において 必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟 性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛 隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支 援するためにも活用される。

岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに 民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、イン フラ及び訓練区域の整備。

訓練の移転

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

在日米軍施設の収容能力の効率的使用

在日米軍施設の収容能力の効率的使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探求する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその 関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

(概念図省略)

資料37 日米安全保障協議委員会 (「2+2」) 共同発表

(平成18年5月1日)

日米安全保障関係を中核とする日米同盟は、日本の安全及びアジ

ア太平洋地域における平和と安定にとって不可欠の基礎であり、地域における米国の安全保障政策の要である。この強力なパートナーシップは、グローバルな課題に対応し、また、基本的人権、自由、民主主義及び法の支配といった両国が共有する基本的な価値を促進する上で、ますます極めて重要となってきている。この同盟関係は、地域及び世界の安全保障環境における変化に成功裡に適応してきており、引き続き、将来の課題に対応するため、より深く、より幅広く、発展していく必要がある。このパートナーシップが、強固であり続けるためには、両国の国民一般の確固とした支持を引き続き得ることにより強化されなければならない。

本日の会合において、閣僚は、新たに発生している脅威が、世界中の国々の安全に影響を及ぼす共通の課題を生み出しているとの見解を共有し、幅広い問題に関する二国間のますます緊密な協力に留意した。閣僚は、日米同盟が、地域及び世界の平和と安全を高める上で極めて重要な役割を引き続き果たすよう、協力を拡大したいと考えていることを確認した。閣僚は、イラク及びアフガニスタンを再建し、これらの国々において民主主義を強化するとともに、より広い中東における改革の努力を支援するための、日米の努力の重要性に留意した。閣僚は、イランに対しすべての濃縮関連活動を停止し、IAEAの査察に全面的に協力するよう説得する努力において、緊密に協力することを確約するとともに、国連安全保障理事会の行動が協調してとられる必要性につき合意した。

アジア太平洋地域も、世界の他の地域と同様、不透明性や不確実性を生み出す課題に引き続き直面している。閣僚は、六者会合の共同声明への一致したコミットメントを再確認し、北朝鮮に対して、無条件かつ即時に六者会合の場に戻ること、完全、検証可能かつ不可逆的な形で核計画を廃棄すること、また、すべての不法な活動や拡散の活動を中止することを求めた。閣僚は、外交努力を通じて地域紛争を解決することの重要性を再確認し、地域における軍事力の近代化に関してより一層の透明性を求めた。

このような安全保障環境の中で、閣僚は、2005年2月に安全保障協議委員会が特定した共通戦略目標を実現するに当たり、緊密に協力するとのコミットメントを確認した。閣僚は、2005年10月の安全保障協議委員会文書に記されている両国間の役割・任務・能力に関する勧告に示されているように、弾道ミサイル防衛、両国間の計画検討作業、情報共有と情報協力や国際平和協力活動といった分野で、二国間の安全保障・防衛協力の実効性を強化し、改善することの必要性や、自衛隊と米軍の相互運用性を向上することの重要性を強調した。この文脈で、閣僚は、変化する地域及び世界の安全保障環境において、確固たる同盟関係を確保するとともに、様々な課題に対応するよう同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力の在り方を検討する重要性を強調した。

本日開催された安全保障協議委員会において、閣僚は、本日の同委員会文書「再編実施のための日米のロードマップ」に記されている、2005年10月の再編案の実施の詳細を承認した。閣僚は、これらの再編案の実施により、同盟関係における協力は新たな段階に入るものであり、また、地域における同盟関係の能力強化につながるものであることを認識した。今後実施される措置は、日米安全保障条約の下での日米双方のコミットメントを強化すると同時に、沖縄を含む地元の負担を軽減するとの日米双方の決意を示すものである。これは、安全保障上の同盟関係に対する国民一般の支持を高める基礎を提供するものである。閣僚は、日本国政府による地元との調整を認識し、再編案が実現可能であることを確認した。また、閣僚は、これらの再編案を完了させることが同盟関係の変革の基礎を強化するために不可欠であることを認識し、日米安全保障条約及び関連取るために不可欠であることを認識し、日米安全保障条約及び関連取

極を遵守しつつ、この計画を速やかに、かつ、徹底して実施していくことを確約した。

資料38

再編実施のための日米のロードマップ

(平成18年5月1日)

概観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟:未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編 を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍 のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

- 1 沖縄における再編
- (a) 普天間飛行場代替施設

日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる(別添の2006年4月28日付概念図参照)。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブ の施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標 とされる。

普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上 の能力を備えた時に実施される。

普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛 隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整 備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必 要に応じて、行われる。

民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、 二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の 返還を実現するために適切な措置がとられる。

普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる

米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。

対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘 支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル(2008米会計年度の価格)を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及び グアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖 縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当 規模の土地の返還が可能となる

双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

キャンプ桑江:全面返還。

キャンプ瑞慶覧:部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。

普天間飛行場:全面返還(上記の普天間飛行場代替施設 の項を参照)。

牧港補給地区:全面返還。

那覇港湾施設:全面返還(浦添に建設される新たな施設 (追加的な集積場を含む。)に移設)。

陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム:全面返還。

返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

SACO最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、S ACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。 施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能とな る

航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相 互に結びついている。

特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動 展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了 に懸かっている。

沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1)普 天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グア ムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資 金的貢献に懸かっている。

2 米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度(以下、日本国の会計年度)までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。

在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその 他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設され る。

この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。

相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため(約15へクタール) また、道路及び地下を通る線路のため(約2へクタール)に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分(約35へクタール)は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。

キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部 (1.1ヘクタール) は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3 横田飛行場及び空域

航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田 飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、 施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。

横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空 機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。

横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。

横田空域の一部について、軍事上の目的に必要でないとき に管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するため の手続を2006年度に作成する。

日本における空域の使用に関する、民間及び(日本及び米国の)軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。

この検討は2009年度に完了する。

日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共 同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始か ら12か月以内に終了する。

この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全 及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理 解の下で行われる。

両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民 共同使用に関する適切な決定を行う。

4 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

海兵隊CH-53Dへリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機(隣接する空域内のものを含む)の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5 ミサイル防衛

双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6 訓練移転

双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。 双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛

隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、 在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させること はない。

一般に、共同訓練は、1回につき1~5機の航空機が1~7日間参加するものから始め、いずれ、6~12機の航空機が8~14日間参加するものへと発展させる。

共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(別添概念図省略 掲載図表4-2-11参照)

資料39

在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組に ついて

← 平成18年5月30日 >◆ 閣 議 決 定 〉

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在 日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日 の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認 された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1 日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直 し等についての具体的措置(以下「再編関連措置」という。)を含 む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、 アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安 全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍 の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・ 区域の安定的な使用を確保する必要がある。

米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。

3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還(普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。)横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。

これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された 実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。

4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の 最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要 がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共 団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担 う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大 きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものと する。

また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。

- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米 軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって 極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを 早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。

具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。

これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年 12月28日閣議決定)は廃止するものとする。

なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとす る。

資料40

新世紀の日米同盟

(2006年6月29日、ワシントンDC)

2006年6月29日、ジョージ・W・ブッシュ・アメリカ合衆国大統領は、小泉純一郎日本国総理大臣を公式の賓客としてホワイトハウスに招き、両首脳の間の緊密な友好関係や日米両国民の間の深い絆が強化されていることを祝した。

両首脳は、日米関係が歴史上最も成熟した二国間関係の一つであるとの見解で一致した。両首脳は、双方の指導の下で、より広範でより強化された協力関係が同盟の下で達成されたことを大いなる満足の意をもって振り返り、21世紀の地球的規模での協力のための新しい日米同盟を宣言した。

1 普遍的価値観と共通の利益に基づく日米同盟

日米両国は、共通の脅威に対処するのみならず、自由、人間の尊厳及び人権、民主主義、市場経済、法の支配といった中核となる普遍的価値観を共に推進していく。こうした価値観は、両国の長い歴史的伝統に深く根差したものである。

日米両国は、テロとの闘いにおける勝利、地域の安定と繁栄の確保、市場経済の理念・体制の推進、人権の擁護、シーレーンを含む 航海・通商の自由の確保、地球的規模でのエネルギー安全保障の向上といった利益を共有している。

地域及び世界における日米協力の基盤を形成しているのは、こう

した日米共通の価値観と利益である。

2 政治・安全保障・経済の面での二国間の協力

総理大臣及び大統領は、双方が就任して以来日米の安全保障関係において達成された著しい進展を歓迎した。日米の安全保障協力は、 弾道ミサイル防衛協力や日本における有事法制の整備によって、深 化してきた。

両首脳は、2005年2月の共通戦略目標の策定や、日米同盟を将来に向けて変革する画期的な諸合意が行われたことを歓迎した。米軍及び自衛隊の過去数十年間で最も重要な再編をはじめとして、これらの合意は歴史的な前進であり、米軍のプレゼンスをより持続的かつ効果的にするものである。同時に、変化する安全保障環境において、日米同盟が様々な課題に対処するために必要とする能力を確保するものである。両首脳はまた、これらの合意の完全かつ迅速な実施が、日米両国にとってのみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとっても必要であることについて一致した。

アジアは、民主主義、自由、人権、市場経済、法の支配といった 普遍的価値観に一層拠って立つ地域へと変わりつつある。両首脳は、 アジアのこの歴史的変革を共に形作り支援していくことを表明した。 このため、両国は、個人の自由の促進、政治・経済・軍事分野での 透明性と信頼性の向上、人間の尊厳の保護、拉致問題を含む人道・ 人権問題の解決といった、地域における共通の課題に引き続き対処 していく。

両首脳は、強固な日米協力が、中国の活力を生かし、北東アジアの平和と安寧の維持に資することを確認した。両首脳は、豪州のような地域の友好国や同盟国との戦略的対話を増進する重要性を再確認した。また、両首脳は、北朝鮮に対し、2005年9月の六者会合での共同声明における非核化の誓約を履行し、ミサイル実験モラトリアムを引続き遵守するよう呼びかけた。両首脳は、域内の孤立した政権が、人権と包括的な政治対話を含む民主主義の原則を尊重することが必要である旨話し合った。

両首脳は、テロとの闘いにおける最近の成功や、イラク新政府への支援、イラン問題を含む不拡散面での協力といった幅広い地球的規模の活動に関し、両国の共同の取組みを改めて評価した。大統領は、アフガニスタン及びイラクにおける日本の人道復興支援、並びにインド洋での多国籍軍に対する日本の支援を賞賛した。

日本の国連での重要な役割や貢献にかんがみ、日米両国は協力を 強化し、日本の安全保障理事会常任理事国入りを実現すべく連携する。

両首脳は、戦略的開発協調の下で緊密な協力を継続していくことを表明し、また、自然災害への対応のための能力強化支援や鳥・新型インフルエンザの予防・対処という地球的規模の課題について、連携して取り組んでいくことを確認した。両首脳は、また、エネルギー安全保障、クリーン・エネルギー開発、汚染削減、気候変動といった相互に関連する課題に取り組んでいくことで一致した。

両首脳は、「成長のための日米経済パートナーシップ」の下で過去5年間にわたって達成されてきた進展を基礎として、互恵的な二国間経済関係を更に深化させ、地域や世界の経済問題に関する協力を強化するための方策を探っていくことで一致した。

このような協力の拡大は、成長と経済改革を促進し、開放された市場を維持・推進し、テロの脅威に対処しつつ合法的な物、サービス、人及び投資の効率的な移動を確保し、知的財産権の保護と取締りを強化し、地球的規模でのエネルギー安全保障を強化し、両国における透明性の高い良好なビジネス環境を促進するといったことを含むこととなろう。

両首脳は、また、世界貿易機関(WTO)ドー八開発アジェンダ交渉において、2006年末までに、市場を開放し全般的にバランスのと

れた結果を達成するような野心的な成果を確保するため、力強い貢献を行っていく決意を確認した。両首脳は、アジア太平洋経済協力(APEC)について、地域の安定、安全及び繁栄の促進のためのその極めて重要な役割を認識し、これを共に強化していく決意を表明した。

両首脳は、「世界の中の日米同盟」が一貫して建設的な役割を果たし続けるとの認識を共有した。両首脳は、日米間の友好関係や地球的規模での協力関係が今後とも益々発展していくことを共に希望した。

資料41

日米防衛協力のための指針

(平成9年9月23日)

指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び 周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うた めの、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素か らの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の 在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び 考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並 びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等 を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連 する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協 定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員

会及び日米安全保障高級事務レベル協議 (SSC)を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進する ための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築 に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流 及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これら の活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府 が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場 合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、 自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機 関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・ 訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関 係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素 から構築しておく。

日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き 日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、 日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政 府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に 従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。 日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国 政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化する とともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応する ための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のもの を含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

- 2 日本に対する武力攻撃がなされた場合
- (1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

- (イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれ得る。
- (ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、 双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々 の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空 部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本 の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍 は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊 の能力を補完するための作戦を実施する。
- (八) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進 するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦 自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及 び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺 海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実 施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処する ための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を 実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要 素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦 を支援する。

(二) その他の脅威への対応

- (i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。
- (ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。
- (3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に

従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同 して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の 確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(八) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(二) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、 情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、 処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両 国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、 各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に 活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の 事項に配慮する。

(i)補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、 日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送 及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連 取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦 を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、 自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、 自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施す る。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療 及び後送等の相互支援を行う。

日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を 与える場合(周辺事態)の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、

各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する 際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態 について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及 び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記 に掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に 整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(口) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米国は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(八) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(二) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする 経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切 に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連 合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力 が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(口) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する 米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、 米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可 能とすることを主眼とするものである。そのような性質か ら、後方地域支援は、主として日本の領域において行われ るが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日 本の周囲の公海及びその上空において行われることもある と考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び 地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能 力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩 序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこの ような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。 米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与 を得た協力及び調整により、大きく高められる。

指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組 み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに 共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズム を構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府 のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を

有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗 を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力 小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐 する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合の とれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共 同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、 周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互 協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の 基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階にお ける情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を 明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っ ている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階 が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による 日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、 共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じ

て異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派 遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調 整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、 必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所 を平素から準備しておく。

指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況 に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ 適切な形でこの指針を見直す。

(別表省略 掲載図表4-3-4参照)

資料42 日米共同訓練の実績(平成17年度)

統合幕僚監部

訓	/古	47	₩D	間	+8 50		参加部隊など				/# 	備者	±×			
司川	練	名	期	目	场	場所		日 本	側		米	国側	J	1佣 5	考	
	共同統合 揮所演		18.2.2	0 18.3.3	市ヶ谷駐屯地 空軍横田基地		統幕、 局など		・空幕、F 約1,350名	軍行		令部など	在日米 3,240名	調整要領	の演縛	Į.

陸上自衛隊

訓練名	期間場所		参 加 部	隊など	備考
加 液木 口	州 间	-νης Γ1	日 本 側	米 国 側	MH 5
方面隊指揮所演習	17. 7. 6 ~ 17. 7. 15	米国ハワイ州 米空軍施設	陸幕等 約110名	在日米陸軍 第1軍団等 約100名	調整要領の演練
米国における実動訓練 (米陸軍)	17. 10. 10 ~ 17. 11. 11	米国ワシントン州 米軍訓練場等	富士学校等 約180名	第1軍団 約100名	市街地戦闘などに関する 戦術及び戦闘要領の演練
(米海兵隊)	18. 1. 3 ~18. 2. 3	米国カリフォルニア州 米軍訓練場等	西部方面隊 約125名	第 1 海兵機動展開部隊 約100名	離島侵攻対処に関する演 練
方面隊指揮所演習	18. 1. 23 ~18. 2. 4	健軍駐屯地等	西部方面隊等 約4,400名	在日米陸軍 第 1 軍団等 約1,300名	調整要領の演練
実動訓練	18. 2. 11 ~ 18. 2. 25	岩手山演習場等	東北方面隊等 約300名	第25軽歩兵師団 約200名	連携要領の演練
実動訓練	18. 2. 19 ~ 18. 3. 3	あいば野及び日本原 演習場等	中部方面隊等 約350名	第 4 海兵師団 約250名	連携要領の演練
実動訓練	18. 3. 5 ~ 18. 3. 16	矢臼別演習場等	北部方面隊等 約300名	第41歩兵旅団 約280名	連携要領の演練

この他、在日米軍施設・区域において警護出動訓練を平成15年度以降実施している。

海上自衛隊

5							
訓練名	期間	場所	参 加 部	隊など	 - 備 考		
B/II ₩ 1□			日 本 側	米 国 側	MH .2		
対潜訓練	17. 4. 20 ~ 17. 4. 24	九州南西方海域	艦艇 2隻 航空機 若干	艦艇 2隻 航空機 若干	戦術技量の向上		
掃海訓練	17. 7. 17 ~ 17. 7. 29	むつ湾	艦艇 23隻 航空機(延) 16機		戦術技量の向上		
対潜訓練	17. 10. 3 ~ 17. 10. 8	沖縄周辺海域	艦艇 5隻 航空機 若干	艦艇 10隻 航空機 若干	戦術技量の向上		
掃海訓練	17. 10. 3 ~ 17. 10. 8	日向灘	艦艇 28隻 航空機 5機		戦術技量の向上		
衛生訓練	17. 10. 26	米海軍横須賀基地	横須賀地方隊等約80名	米海軍横須賀病院 約100名	衛生分野における連携要 領の演練		
掃海訓練	18. 2. 15 ~ 18. 2. 27	周防灘	艦艇 18隻 航空機 15機		戦術技量の向上		
基地警備訓練	18. 3. 13 ~ 18. 3. 15	横須賀港	横須賀地方隊等 約320名	米海軍横須賀地方隊等	基地警備における連携要 領の演練		
指揮所演習	18. 3. 13 ~ 18. 3. 23	米海軍大学校	海幕等 約30名	在日米海軍等 約40名	調整要領の演練		

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	参 加 部	隊など	備考
副 粉木 石	州 同	<i>-></i> 30 F/I	日 本 側	米 国 側	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
防空戦闘訓練	17. 5. 9	秋田西方空域	北部航空方面隊等	第35戦闘航空団等	連携要領の演練
戦闘機戦闘訓練	~ 17. 5. 17	及び臨時訓練空域	航空機(延) 48機	航空機(延) 11機	戦術技量の向上
防空戦闘訓練	17. 5. 25	米国アラスカ州アイルソン空軍基地及びエレメンドルフ空軍基地並びに同	航空総隊	第 5 空軍等	連携要領の演練
基地防空訓練	~ 17. 7. 3	周辺空域	航空機(延) 130機	航空機(延) 371機	戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練	17. 6. 3 ~ 17. 6. 10	沖縄周辺空域	南西航空混成団 航空機(延) 20機	第18航空団 航空機(延) 14機	連携要領の演練 戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練	17. 6. 30	沖縄周辺空域	南西航空混成団	第18航空団	連携要領の演練
防空戦闘訓練	~ 17. 7. 8	及び臨時訓練空域	航空機(延) 18機	航空機(延) 22機	戦術技量の向上
戦闘機戦闘訓練 空対地射爆撃訓練	17. 7. 4 ~17. 7. 30	米国グアム島アンダーセン空軍基地、同周辺空域 及びファラロン・デ・メ ディニラ空対地射場	航空総隊 航空機(延) 96機	第 5 空軍等 航空機(延) 16機	連携要領の演練 戦術技量の向上
防空戦闘訓練	17. 10. 3	沖縄周辺空域	南西航空混成団	第18航空団	連携要領の演練
戦闘機戦闘訓練	~ 17. 10. 7	及び臨時訓練空域	航空機(延) 24機	航空機(延) 22機	戦術技量の向上
防空戦闘訓練	17. 11. 7	小松沖空域	中部航空方面隊等	第 5 空軍等	連携要領の演練
戦闘機戦闘訓練	~ 17. 11. 16		航空機(延) 95機	航空機(延) 111機	戦術技量の向上
救難訓練	18. 3. 13 ~ 18. 3. 15	浮原島訓練場周辺海空域 及び那覇南西公海上海空 域	航空救難団 航空機(延) 3機	第5空軍等 航空機(延) 5機	連携要領の演練 救難能力の向上

資料43 武器輸出三原則など

「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第 228号)(注)及び輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)により 経済産業大臣の許可が必要。

(注) 現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42.4.21、衆・決算委 (要旨)

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

共産国向けの場合

国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合 国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51.2.27、衆・予算委 (全文)

(1) 政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはしない。

三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。

三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替

及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

武器製造関連設備(輸出貿易管理令別表第一の第109の項など)の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

(2) 武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類 その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

(注) 平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、(1) の「第109の項」及び(2) の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

(2006. 5. 1現在)							
施設名	範囲	面積		種	別		│ ────────────────────────────────────
	平0 红	(ha)	安保協	軍転協	県知事	米軍	THU TO
[返還済]							
陸 軍 貯 油 施 設	1.浦添・宜野湾市間のパイプライン	4					平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2.地下通信用マンホール等部分(登川)	0.1					平.3.9.30.返還
	3.国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)	480					
北 部 訓 練 場	地区						平.5.3.31.返還
	4 . 県道名護国頭線以南の一部	(256)					
キャンプ・シュワブ	5.国道329号沿いの一部(辺野古)	1					平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6 . 全部	0.1					平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7 . 全部	建物					平.5.3.31.返還
砂辺倉庫	8 . 全部	0.3					平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9. 南側(名護市)及び北側(本部町)	19					平.6.9.30.返還
キャンプ桑江	(19.東側部分の南側)	2					平.6.12.31.返還
恩納通信所	10 . 全部	62					亚 7 44 20 15 温
恩 納 通 信 所	11. 東側部分	(26)					平.7.11.30.返還
嘉手納飛行場	12. 南側の一部(桃原)	2					平.8.1.31.返還
知花サイト	13.全部	0.1					平.8.12.31.返還
キャンプ・ハンセン	14. 金武町内の一部(金武)	3					平.8.12.31.返還
	(21.国道58号沿い東側部分(喜納~比謝)	74					T 44 0 05 15 77
丰 イ 畑 平 本 岸 北 広	南西隅部分(山中エリア))	/4					平.11.3.25.返還
嘉手納弾薬庫地区	15. 嘉手納バイパス(国道58号西側)	3					平.11.3.25.返還
	(21.ごみ焼却施設用地部分(倉浜))	9					平.17.3.31.返還
トリイ通信施設	16. 嘉手納バイパス	4					平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17.全部	4					平.14.9.30.返還
+ . \ - = = :-	18.北側部分(伊平)	38					T 45 0 04 75 77
キャンプ桑江	(19. 国道58号沿い)	(5)					平.15.3.31.返還
		707	6	7	2	3	
[返還合意後、返還未了	事案] 16 施設、 18 事案						
_							平.7.12.21.返還合意、平.11.4.22.及び
+		0.5					平.13.12.21.変更合意(跡地利用計画策
キャノノ ※ 江	19. 東側部分の北側(桑江)	0.5					定時点または南側部分返還時点のいず
							れか早い時点での返還)
							平.8.3.28.返還合意(嘉手納弾薬庫地区
キャンプ瑞慶覧	20. 泡瀬ゴルフ場	47					にゴルフ場を移設後返還、現在、移設
							先地の本工事実施中)
		1					平.8.3.28.返還合意(弾薬庫を移設、泡
嘉手納弾薬庫地区	21. 旧東恩納弾薬庫部分	101					瀬ゴルフ場の移設整備後残地を返還)
							平.8.3.28.返還合意(巡回道路等移設後
普天間飛行場	22. 東側沿いの土地(中原~宜野湾)	4					返還)
							16.2.12.変更合意(地元から跡地利用計
キャンプ・ハンセン	23. 東シナ海側斜面の一部(名護市)	162					画策定のために更に5年間(2回目の延期:
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		102					計10年間延期)の返還延期要請があり、
							返還期限を平成20年末まで延期)
	5 施設、 5 事案	314	3	1	1	0	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
合 計	17 施設、 23 事案	1,021	9	8	3	3	
	ナの数字は、ましの祭典しま作しているよ		_				I .

- (注)1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。 2 種別欄の 印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。 3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。

 - 3 製出側の留では、事業(訂23事業)の区別のため、使且的に表示したもの。 4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち平成 2年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要 望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・ 区域のうち返還可能とした事案である。

資料45 SACO最終報告(仮訳)

(平成8年12月2日)

沖縄に関する特別行動委員会(SACO)は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会(SCC)に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなろう。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなろう。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積(共同使用の施設及び区域を除く。)の約21パーセント(約5,002ヘクタール)が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、 米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる 努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関 連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

普天間飛行場 付属文書のとおり

北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の

過半(約3,987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成 9年度末までを目途に、土地(約38ヘクタール)及び水域(約 121ヘクタール)を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余 の部分に移設する。

安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場(約480ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除し、また、水域(約7,895ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場(約60ヘクタール)を返還する。

楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所(約53ヘクタール)を返還する。

読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、 楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷 補助飛行場(約191ヘクタール)を返還する。

キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分(約99へクタール)を返還する。

瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設(約61ヘクタール)を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分(約0.1ヘクタール)は、保持される。

牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地(約3へクタール)を返還する。

那覇港湾施設

浦添埠頭地区(約35ヘクタール)への移設と関連して、那覇港湾施設(約57ヘクタール)の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

住宅統合(キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧)

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。(キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。)

訓練及び運用の方法の調整

県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、 危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃 訓練を取り止める。

パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティヴの実施

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場 及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、 既に実施されている。

KC - 130ハーキュリーズ航空機及びAV - 8 ハリアー航空機の移駐 現在普天間飛行場に配備されている12機のKC - 130航空機を、 適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場 から米国への14機のAV - 8 航空機の移駐は完了した。

嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC - 130航空機の運用の移 転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC - 130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音 壁を建設する。

普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限 り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の 提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとの米軍の方針の一環として、米軍の 部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保 されるようあらゆる努力が払われる。

日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。 全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全て の米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り 付けられる。

任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払 い手続を改善するよう共同の努力を行う。

・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、 速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。

- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない 過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例 が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋め るため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力 を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告(仮訳)

(この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。)

(平成8年12月2日、東京)

1.はじめに

- (a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会(SCC)において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ベリー国防長官及びモンデール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2)キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- (b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACO の勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配意するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- (c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班(普天間実施委員会(FIG: Futenma Implementation Group)と称する。)を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2 . SCCの決定

(a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路(長さ約1,300メートル)航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、

厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。

- (b) 岩国飛行場に12機のKC 130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要となる可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5万至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短いため同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性(戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等)は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、桟橋 又はコーズウェイ(連絡路)により陸地と接続することが考え られる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は 海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、 経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍 事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受 入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及 び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らか にしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザリ

- ー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。
- (a) 杭式桟橋方式 (浮体工法): 海底に固定した多数の鋼管により 上部構造物を支持する方式。
- (b) 箱(ポンツーン)方式:鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水(セミサブ)方式:潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5.今後の段取り

- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、 施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設へ の運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において 海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとす る。

資料46

イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関す る基本計画

(平成17年12月8日)

1 基本方針

平成15年3月20日、米国を始めとする国々は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段として、イラクに対する武力行使を開始した。その後、イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、同国の復興支援のために、積極的に取り組んできている。

イラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、石油資源の9割近くを中東地域に依存する我が国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要である。

このため、我が国は、イラクがイラク人自身の手により一日も早 く再建されるよう、国際連合安全保障理事会決議1483及び決議1511 により表明された国際社会の意思を踏まえ、主体的かつ積極的に、 できる限りの支援を行ってきた。また、決議1546に示されていると おり、イラクに完全な主権が回復され、イラクの本格的な復興に向 けた新たな局面が開かれる中、このようなイラク人や国際社会の取 組を支え、イラクの国家再建が着実に進展するよう、一層の支援を 継続してきた。新たなイラク憲法が承認される等政治プロセスは進 展し、イラクの治安部隊も育成されてきているが、イラクの復興は 途上であり、イラク移行政府の要請に基づき多国籍軍の権限を1年 間延長する決議1637が採択されたことを踏まえ、我が国としても国 際社会の一員としての責務を果たす必要がある。かかる努力の一環 として、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動 の実施に関する特別措置法」(平成15年法律第137号。この基本計画 において、「イラク人道復興支援特措法」という。) に基づき、人道 復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとする。

2 人道復興支援活動の実施に関する事項

(1) 人道復興支援活動に関する基本的事項 そもそも四半世紀にわたる圧政により疲弊し社会基盤整備が 遅れているイラクにおいては、今次の武力行使を経て、政権が崩壊し、現在、住民が困難な状況に置かれており、人道復興支援の必要性は、極めて大きなものとなっている。特に、医療に関しては、資機材を含め病院の運営・維持管理等の面で不十分な状況にある。また、電力や水の供給に関しては、国全体としての供給網が十分に機能し得る状況になく、地域によっては大きな課題となっている。

したがって、このような分野を中心に、早急な支援が必要であり、さらには、こうした当面の課題の解決のための支援に加え、より本格的な社会基盤の整備につながる支援も必要である。

かかる状況を踏まえ、我が国は、以下のとおり、人道復興支援活動を実施する。

なお、かかる活動を円滑に実施し、現地社会の人々の生活の 安定と向上等に寄与するため、自衛隊の部隊等及びイラク復興 支援職員は、相互に連携を密にするとともに関係在外公館とも 密接に連携して、一致協力してイラクの復興支援に取り組むこ ととする。

また、現地社会との良好な関係を築くことも復興支援にとって極めて重要であり、派遣される我が国の要員、特に自衛隊の部隊等は、宿営地の所在する地域等において、そのためにできる限りの努力を行うこととする。

(2) 人道復興支援活動の種類及び内容

ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動

自衛隊の部隊等による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じた上で、慎重かつ柔軟にこれらの活動を実施することとする。

(ア) 医療(イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動)

病院の運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導を行うとともに、状況に応じ、地域住民等の 診療を実施する。

(イ) 給水(イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規 定する活動)

河川等の水を浄水し、生活用水の不足する地域の住民に 配給する。

(ウ) 学校等の公共施設の復旧・整備(イラク人道復興支援 特措法第3条第2項第3号に規定する活動)

学校、灌漑用水、道路等の公共施設の改修を実施する。

(エ) 人道復興関連物資等の輸送(イラク人道復興支援特措 法第3条第2項第5号に規定する活動)

航空機により人道復興関連物資等の輸送を実施する。

また、(ア)から(ウ)までに掲げる活動に支障を及ぼさない範囲で、車両及び艦艇により人道復興関連物資等の輸送を実施する。

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動

イラク復興支援職員による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、治安状況を十分に見極め、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じ、活動を実施する職員の安全の確保を前提として、慎重かつ柔軟に実施することとする。

(ア) 医療(イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動)

イラク国内の医療環境を改善するため、イラク国内の主要な病院の機能を立て直すことを目指し、その運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導等を行う。

(イ) 利水条件の改善(イラク人道復興支援特措法第3条第2 項第5号に規定する活動)

給水状況、取水源等について調査の上、自衛隊の部隊等によるア(イ)に掲げる給水活動との連携を考慮しつつ、住民自ら維持できる浄水・給水設備の設置等の建設活動を実施する

- (3) 人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指 定に関する事項
 - ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動を実施する区域の 範囲及び当該区域の指定に関する事項
 - (ア) 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動は、現に戦闘 行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期 間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地 域において実施されるものである。また、当該活動の実施 に当たっては、自衛隊の部隊等の安全が確保されなければ ならない。

このため、防衛庁長官は、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域を(イ)に定める範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

(イ) 自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域の 範囲は、次に掲げる場所又は地域に、我が国の領域からこれらに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の 積卸し・調達地、部隊の活動に係る慣熟訓練のための地域、 装備品の修理地及びこれらの場所又は地域の間の移動に際 して通過する地域を加えたものとする。

なお、これに加え、派遣される自衛隊の部隊等の隊員のうち当該部隊の業務に附帯する業務として部隊の活動の安全かつ適切な実施に必要な情報の収集と連絡調整を行う者は、バグダッドの多国籍軍の司令部施設並びにイラクと国境を接する国及びペルシャ湾の沿岸国並びにこれらの場所又は地域相互間及びこれらの場所又は地域と次に掲げる場所又は地域との間で行われる移動と連絡に際して通過する場所又は地域において、当該業務を実施することができることとする。

- a 医療、給水及び学校等の公共施設の復旧・整備 ムサンナー県を中心としたイラク南東部
- b 人道復興関連物資等の輸送

航空機による輸送については、クウェート国内の飛行場施設及びイラク国内の飛行場施設(バスラ飛行場、バグダッド飛行場、バラド飛行場、モースル飛行場等) 車両による輸送については、ムサンナー県を中心としたイラク南東部

艦艇による輸送については、ペルシャ湾を含むインド洋 イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動を実施する区 域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

(ア) イラク復興支援職員による人道復興支援活動は、現に 戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動 の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められ る地域において実施されるものである。また、当該活動の 実施に当たっては、イラク復興支援職員の安全が確保され なければならない。

このため、内閣総理大臣は、イラク復興支援職員が人道

復興支援活動を実施する区域を(イ)に掲げる範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

- (イ) イラク復興支援職員が人道復興支援活動を実施する区域 の範囲は、次に掲げる場所又は地域に、我が国の領域からこ れらに至る地域に所在する経由地及びこれらの場所又は地域 の間の移動に際して通過する地域を加えたものとする。
 - a 医療

イラク国内における病院・医療施設

b 利水条件の改善

ムサンナー県を中心としたイラク南東部

- (4) 人道復興支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等 の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
 - ア 規模及び構成並びに装備
 - (ア) (2)ア(ア)から(ウ)までに掲げる医療、給水及 び学校等の公共施設の復旧・整備を行うための陸上自衛隊 の部隊

この部隊の人員は600名以内とする。ただし、部隊の交替を行う場合は、当該交替に必要な数を加えることができるものとする。

また、この部隊は、ドーザ、装輪装甲車、軽装甲機動車その他の(2)ア(ア)から(ウ)までに掲げる活動の実施に適した車両200両以内、部隊の規模に応じ安全確保に必要な数の拳銃、小銃、機関銃、無反動砲及び個人携帯対戦車弾及び活動の実施に必要なその他の装備を有するものとする。ただし、装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。

(イ) (ア)に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給 等及び(2)ア(エ)に掲げる人道復興関連物資等の輸送 を航空機により行うための航空自衛隊の部隊

この部隊は、輸送機その他の輸送に適した航空機8機以内とし、その人員は、これらの航空機の運航等に要する数の範囲内とする。

また、この部隊は、部隊の規模に応じ安全確保に必要な数の拳銃、小銃及び機関拳銃及び活動の実施に必要なその他の装備を有するものとする。ただし、装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。

(ウ) (ア)に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給 等を艦艇により行うための海上自衛隊の部隊

この部隊は、輸送艦その他の輸送に適した艦艇2隻以内及 び護衛艦2隻以内とし、その人員は、これらの艦艇等の運航 等に要する数の範囲内とする。

また、この部隊は、活動の実施に必要なその他の装備を 有するものとする。

イ 派遣期間

平成15年12月15日から平成18年12月14日までの間とする。

なお、この期間内においても、部隊の活動については、国民議会選挙の実施及び新政府の樹立などイラクにおける政治プロセスの進展の状況、イラク治安部隊への治安権限の移譲など現地の治安に係る状況、ムサンナー県で任務に就いている英国軍及びオーストラリア軍を始めとする多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情を、政府としてよく見極めつ

- つ、現地の復興の進展状況等を勘案して、適切に対応する。
- (5) 国際連合等に譲渡するために関係行政機関がその事務又 は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する に際しての重要事項

イラク復興支援職員が行う利水条件の改善に係る必要な浄水・給水設備については、政府がこれを調達することとする。

- (6) その他人道復興支援活動の実施に関する重要事項
 - ア 人道復興支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に実施することができるよう、我が国は、国際連合、人道復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、密接に連絡をとるものとする。
 - イ イラク復興支援職員による(2)イに掲げる人道復興支援活動については、治安状況を十分に見極め、実施の態様、職員の宿泊場所、警備、携行する器材等も含め安全の確保に十分に配慮し、安全の確保を前提として、平成15年12月15日から平成18年12月14日までの間の必要な期間において、慎重かつ柔軟に実施することとする。
 - ウ 政府として、イラクの社会基盤の整備について、電力施設、セメント工場等の基幹産業施設及び生活関連施設に関し、安全の確保を前提として必要な調査を行い、その結果を踏まえて、イラク復興支援職員による当該施設の復旧・整備等を目指して努力することとする。
 - エ 自衛隊の部隊等による(2)アに掲げる人道復興支援活動の 実施に当たっては、政府として、派遣期間を通じて、現地の治 安に係る状況、多国籍軍の動向等を勘案しながら、安全の確 保のため、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

3 安全確保支援活動の実施に関する事項

- (1) 安全確保支援活動に関する基本的事項、同活動の種類及び 内容、同活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関す る事項並びに同活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の 規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
 - ア 我が国は、1に定める基本方針のとおり、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとするが、イラク国内における安全及び安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動を支援するため、人道復興支援活動を行う2(4)アに掲げる自衛隊の部隊は、その活動に支障を及ぼさない範囲で、イラク人道復興支援特措法第3条第3項に規定する医療、輸送、保管、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒を行うことができる。
 - イ 安全確保支援活動を実施する区域の範囲は、2(4)アに 掲げる自衛隊の部隊が人道復興支援活動を実施するものとし て定めた2(3)アに掲げる区域の範囲とする。

自衛隊の部隊による安全確保支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、自衛隊の部隊の安全が確保されなければならない。

このため、防衛庁長官は、自衛隊の部隊が安全確保支援活動を実施する区域を上記の範囲内で指定するに当たっては、 実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関 の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するも のとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

(2) その他安全確保支援活動の実施に関する重要事項

- ア 安全確保支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に行うことができるよう、我が国は、国際連合、人道 復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、 密接に連絡をとるものとする。
- イ 自衛隊の部隊等による(1)アに掲げる安全確保支援活動 の実施に当たっては、政府として、派遣期間を通じて、現地 の治安に係る状況、多国籍軍の動向等を勘案しながら、安全 の確保のため、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

4 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整及び協力に関 する事項

イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、同法に基づき派遣される自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員の安全を図るため、下記の事項を含め、内閣官房を中心に、防衛庁・自衛隊及び内閣府並びに外務省を始めとする関係行政機関の緊密な連絡調整を図り、必要な協力を行うものとする。

- (1)派遣された自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員並びに関係在外公館は、活動の実施と安全確保に必要な情報の交換を含め、連絡を密にするように努め、一致協力してイラクの復興支援に取り組むものとする。
- (2)関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、 自衛隊の部隊又はイラク復興支援職員がイラク人道復興支援特 措法に基づく活動を実施する区域の範囲及びその周辺における 諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報そ の他の同法に基づく活動の実施と安全確保に必要な情報に関し、 相互に緊密な連絡をとるものとする。
- (3)関係行政機関の長は、内閣総理大臣又は防衛庁長官から、 イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施に必要な技術、 能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換えその 他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じな い限度において協力を行うものとする。
- (4) 内閣総理大臣は、イラク復興支援職員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとし、関係行政機関の長は、このために必要な協力を行うものとする。
- (5) 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、 イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施と安全確保のため必要な協力を行うものとする。

資料47

イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等 について

(平成16年6月18日 · 閣 議 了 解)

平成16年6月8日、国際連合安全保障理事会において決議1546が全会一致で採択された。この決議にあるとおり、イラクにおいては、同月30日をもって占領が終了し、完全な主権が回復されることになる。

我が国としては、イラクに完全な主権が回復され、本格的な復興 に向けた新たな局面が開かれたことを歓迎する。

これまで、我が国の自衛隊は、日本国憲法の下、イラク人道復興 支援特措法及びその基本計画に基づき、イラクの人々のため、人道 復興支援を中心とする活動を行ってきた。その活動は、現地で高い 評価を得ており、イラクへの主権の回復後も、その活動の継続に強 い期待が寄せられている。

今般、イラク暫定政府が国際社会に対し多国籍軍の駐留を含めた

支援を要請していることを踏まえたこの決議が全会一致で採択されたことを受け、イラクの復興と安定が我が国自身の安全と繁栄にとっても重要であるとの認識に立ち、イラクへの主権の回復後も、自衛隊が引き続きこのような活動を継続することとする。

その際、この新たな決議において、これまで我が国の自衛隊が行ってきたような人道復興支援活動が多国籍軍の任務に含まれることが明らかになったこと等を踏まえ、政府として十分な検討を行った上で、自衛隊は多国籍軍の中で今後とも活動を継続する。

6月30日以降、自衛隊は、多国籍軍の中で、統合された司令部の下にあって、同司令部との間で連絡・調整を行う。しかしながら、同司令部の指揮下に入るわけではない。自衛隊は、引き続き、我が国の主体的な判断の下に、我が国の指揮に従い、イラク人道復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラク暫定政府に歓迎される形で人道復興支援活動等を行うものであり、この点については、今般の安保理決議の提案国であり、多国籍軍及びその統合された司令部の主要な構成国である米、英両政府と我が国政府との間で了解に達している。

なお、自衛隊は、これまで同様、憲法の禁じる武力の行使に当たる活動を行うものではなく、イラク人道復興支援特措法に基づき、いわゆる「非戦闘地域」において活動するものであり、他国の武力の行使と一体化するものではない。

以上のとおり、自衛隊が多国籍軍の中で活動を行うことは、憲法 との関係で許されないとしてきたいわゆる多国籍軍への参加に関す る従来の政府見解を変えるものではない。

[参考] イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等 について

(平成16年 6 月28日) 閣 議 了 解)

イラクにおいては、平成16年6月28日に、完全な主権が回復されたことに伴い、「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」(平成16年6月18日閣議了解)中「6月30日」とあるのは、「6月28日」と了解する。

資料48

内閣総理大臣談話

(平成18年6月20日)

本日、政府は、平成16年初めの派遣開始以来、イラク復興支援特別措置法に基づきイラクのサマーワにおいて人道復興支援活動に当たってきた陸自部隊について、その活動目的を達成したと判断し、同地から撤収させることを決定いたしました。一方、空自部隊については、国連及び多国籍軍への支援を行うため活動を継続し、新たにバグダッドやエルビルへの空輸を行うこととしました。また、我が国は、多国籍軍が行うPRT(Provincial Reconstruction Team)とも連携しつつ、円借款による経済活動の基盤整備を中心とする対イラク支援を継続していきます。

国際社会は、イラク人自身による復興と再建を支援するため、一致団結して取り組んできました。我が国も、自衛隊による人的貢献と政府開発援助ODAによる支援を「車の両輪」として着実に実施してきたところです。こうした国際的支援の下、イラクの政治プロセスは着実に進展し、昨年12月には国民議会選挙が実施され、先般、新政府が発足しました。また、多国籍軍からの治安権限移譲プロセスが進行するなど、民主的な政府の下でイラク人自身による自立的な復興に向けて本格的な第一歩が踏み出されました。

ムサンナー県では、約2年半に及ぶ医療、給水、学校・道路等公共施設の改修など多岐にわたる陸自部隊の活動及び我が国ODAによる支援により、現地の生活基盤の整備、雇用の創出など目に見える

成果が生まれました。ムサンナー県民全員の基本的な医療サービスへのアクセスが可能になり、サマーワ母子病院では、新生児死亡率が2002年上半期と比較して約3分の1に改善しました。給水事情や教育環境も改善し、雇用についても、自衛隊やODAによる事業により1日最大6,000人程度、延べ約156万人の雇用を創出しました。さらに、我が国ODAにより、サマーワ大型発電所の建設が着工しており、完成すれば電力事情も大幅に改善されます。このほかにも、サマーワ市内の橋梁建設やムサンナー県内の灌漑事業など、この地域への復興支援を継続していく方針です。こうした支援は、イラク政府及び現地の人々から高い評価と信頼を獲得しています。

今後、我が国とイラクとの関係は、政治対話の強化、経済関係の強化を含む幅広いものに移行すべき時期に来ています。我が国としては、これまでの復興支援の成果を着実に根付かせるとともに、イラクとの幅広い長期的なパートナーシップの構築に向け、取り組んでまいります。

以上の基本的な方針については、イラク政府からも全面的な同意を得ています。この機会に、陸自部隊を温かく迎えてくれたイラク政府・国民と、サマーワでの陸自の活動に協力頂いた、英国、豪州、オランダ及び米国を始めとする関係国に感謝します。

この度の政府の決断について、国民の皆様の御理解と御支援をお願い致します。

資料49

テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画 の概要

(2006(平成18)年4月21日)

1 基本方針

平成13年9月11日に米国において発生したテロ攻撃は、人類全体に対する許し難い行為。現在、世界の国々が力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としては、テロとの闘いを自らの問題と認識し、積極的かつ主体的に寄与するとの立場に立ち、憲法の範囲内でできる限りの支援、協力を行うことが重要。

2 協力支援活動の実施に関する事項

協力支援活動の種類及び内容

補給(艦船による艦船用燃料等及び艦艇搭載へリコプター 用燃料の艦船に対する補給)

輸送(艦船による艦船用燃料等の輸送(ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の輸送) 航空機による人員・物品の輸送)

その他(修理及び整備、医療、(国内における)港湾業務)協力支援活動の実施区域の範囲

艦船による補給及び輸送

- ア 我が国領域
- イ インド洋(ペルシャ湾を含む。)及びその上空
- ウ ディエゴ・ガルシア島及びその領海・領空、オーストラ リア領域
- エ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある 経由地・積卸地(ただし、輸送艦による輸送を行う場合に は、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建 設用重機等及び人員の積卸地又は乗降地)となる国の領域
- オ 上記ア~エ内の2地点間の艦船が通過する海域及びその 上空

航空機による輸送

- ア 我が国領域
- イ グアム島及びその領海・領空、ディエゴ・ガルシア島及

びその領海・領空

- ウ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある 経由地・乗降地・積卸地となる国の領域
- エ 上記ア~ウ内の2地点間の航空機が通過する空域 その他

ア 修理及び整備

我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲及 び航空機による輸送の経由地・乗降地・精卸地

イ 医療

我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲

ウ 港湾業務

我が国領域

協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊 規模及び構成

ア 艦船による補給・輸送

海上自衛隊の部隊 (人員800名以内、交替時は1,600名以内)

ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、このための 海上自衛隊の部隊(随伴する護衛艦の人員を含め、400名以 内)を加えることができる。

イ 航空機による輸送

航空自衛隊の部隊(人員180名以内)

装備

ア 艦船

補給艦1隻以内及び護衛艦2隻以内(交替時はそれぞれ2隻以内、4隻以内)。ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を加えることができる。

イ 航空機

輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内

ウ その他

輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数 量の拳銃等

派遣期間 平成13年11月20日~平成18年11月1日

(ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、当該輸送 については、1回に限ることとし、平成14年12月31日~ 平成15年3月31日)

物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事 項

政府は、艦船用燃料、艦艇搭載へリコプター用燃料及び水の補給を行うため、当該燃料等を調達し、これを米軍等に譲与する。

3 捜索救助活動の実施に関する事項

協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭難者を発見し、又は、遭難者の捜索救助を米国等から依頼された場合には、インド洋及びその上空に属する、協力支援活動又は被災民救援活動を実施する区域の範囲において捜索救助活動を行う。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン国内の難民キャンプでは、UNHCRをはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。かかる状況を踏まえ、被災民救援活動を実施。

なお、パキスタンにおける医療支援等については、パキスタン及び国際連合等と協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指す。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災 民救援のための措置については、今後の情勢の推移を見極めつ つ対応。

被災民救援活動の種類及び内容

UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの 提供

被災民救援活動の実施区域の範囲

我が国領域

パキスタン領域

インド洋の沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある 経由地となる国の領域 上記 ~ 内の2地点間の艦船が通過する海域及びその上空

被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊 規模及び構成

海上自衛隊の部隊120名以内(協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。)

装備

掃海母艦1隻及び護衛艦1隻(護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用)

派遣期間 平成13年11月20日~平成13年12月31日

資料50 自衛隊が行った国際平和協力活動

(2006.5.31現在)

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部等	04.1 ~	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備等
海上自衛隊	ペルシャ湾等	04.2.20 ~ 04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両等の海上輸送
航空自衛隊	クウェート等	03.12~	約200人	・人道復興関連物資等の輸送

(2)テロ対策特措法に基づく協力支援活動等

(-) > HYDY INTROCE	- (IM)/J \ J\X/I \ Z J\X/I \ Z J\X/I			
	派遣地	派遣期間	人 数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋北部等	01 11 ~	約320人	・米英軍等への補給等
航空自衛隊	在日米軍基地等	01.11 ~	-	・物品の輸送

(3)国際平和協力活動

			人 数	延べ人数	主な業務内容
	停戦監視要員	92.9 ~ 93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	施設部隊	92.9 ~ 93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業の ための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5 ~ 95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに 輸送の業務に関する企画及び調整
(GNOWOZ)	輸送調整部隊	93.5 ~ 95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
	ルワンダ難民救援隊	94.9 ~ 12	260人		・医療、防疫、給水活動
ルワンダ難民救援	空輸派遣隊	94.9 ~ 12	118人		・ナイロビ(ケニア)とゴマ(旧ザイール、現コンゴ民主共和国) の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な 国際機関などの要員、物資の航空輸送
ᄝᆂᆮᆛᄀᆛᅔᅘᆝᄧᄱᅄ	司令部要員	96.2 ~	2人	22人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算 の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	輸送部隊	96.2 ~	43人	903人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材 などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11 ~ 00.2	113人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定 行政機構	司令部要員	02.2 ~ 05.6	7人 (1次司令部 要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務 の調整など
(UNTAET) (02.5.20からは国連 東ティモール支援団 (UNMISET))	施設部隊	02.3 ~ 05.6	405人 (1次隊及び 2次隊は各 680人、3次 隊は522人)	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所 の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03.3 ~ 4	50人		・UNHCRのための援助物資の航空輸送
イラク被災民救援	空輸部隊	03.7 ~ 8	98人		・イラク被災民救援のための物資等の航空輸送

⁽注)1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)及び航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

² ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

(4)国際緊急援助活動

(十) 国际系心及助门到					
		派遣期間	人 数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際	医療部隊		80人		・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
がフジュラス国際 緊急援助活動 (ハリケーン災害)	空輸部隊	98.11.13 ~ 12.9	105人		・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの 航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に 必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99.9.23 ~ 11.22	426人		・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資(仮 設住宅)の海上輸送
インド国際緊急援助活動	物資支援部隊	01.2.5	16人		・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
(地震災害)	空輸部隊	~ 2.11	78人		・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動 (地震災害)	空輸部隊	03.12.30 ~ 04.1.6	31人		・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28 ~ 05.1.1	590人		・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
	統合連絡調整所		22人		・国際緊急援助活動等に係る統合調整 ・国際緊急援助活動等に係る関係機関、外国軍隊等との連絡調整
インドネシア国際 緊急援助活動	医療・航空援助部隊	05.1.6	228人		・援助物資等の航空輸送 ・医療・防疫活動
(地震・津波災害)	海上派遣部隊	~ 05.3.23	593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資等の輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資等の航空輸送
ロシア連邦カムチャッカ 半島沖国際緊急援助	海上派遣部隊	05.8.5 ~ 05.8.10	346人		・ロシア潜水艇の救助
パキスタン国際緊急援助	航空援助隊	05.10.12	147人		・援助活動に関する航空輸送
(地震災害)	空輸部隊	~ 05.12.2	114人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の航空輸送

- (注)1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体に故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣。 2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者(11名)も含む。

資料51 二国間防衛交流の主要実績(最近5年間)

(2001. 4. 1 ~ 2006. 5. 31)

国		ハイレク	ベル 交流		
国名		往		来	防衛当局者の定期協議など
韓国	陸幕長	(02.4, 03.3, 05.1) (04.5) (03.9, 05.7) (02.11, 04.2) (02.10, 04.6)	国防部長官 合同参謀本部議長 陸軍参謀総長 海軍参謀総長 空軍参謀総長	(02.11, 03.11) (02.11, 05.2) (02.11) (02.10, 05.1) (03.5)	日韓安保対話 (02.2、03.11) 日韓防衛実務者対話 (01.11、02.9、03.6、03.11、04.8、05.8)
ロシア	防衛庁長官 統幕議長 陸幕長	(03.1, 06.1) (05.5) (02.6, 06.5)	国防大臣 地上軍総局長 海軍総司令官 空軍総司令官	(03.4) (01.4) (01.4) (02.5)	日露防衛当局間協議(02.3、03.10、04.11、05.10、06.4) 日露海上事故防止協定年次会合(02.2、03.2、04.3、06.5) 日露共同作業グループ会合(01.10、02.3、02.10、03.3、03.9、04.3、04.11、05.4、05.10、06.4)
中国	事務次官	(03.9) (04.1, 05.3) (04.4)	副総参謀長	(04.10)	日中安保対話 (02.3、04.2)
東	カンボジア 政務官	(02.8)			
南	インドネシア が衛 原官 副 副 副 副 副 副 副 副 高 に に に は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	(01.9, 05.1) (05.2) (02.8, 04.8) (05.2) (02.11)	海軍参謀長	(02.1)	
アジ	マレーシア 防衛庁長官 政務官 陸幕長	(05.1) (02.8, 04.8) (01.9)	国防大臣 国防次官 国防軍司令官 海軍総長	(01.3) (01.5) (03.3) (02.10)	日・マレーシアMM協議(05.2)
ア	フィリピン 防衛庁長官 事務次官 空幕長	(05.5) (05.11) (03.11)	国防長官 海軍司令官 空軍司令官	(01.8) (02.10) (04.3)	日・フィリピンMM協議(05.2、06.4)

国名			ベル交流		防衛当局者の定期協議など
名		往		来	内間当内日のた別伽藍。なこ
東	政務官 統幕議長 海幕長	(02.5, 03.5, 05.1, 05.6) (02.8) (02.11) (04.11)	第2国防大臣	(01.9、05.2) 5衛分野調整担当首相府相 (04.6) (01.5、02.9)	日・シンガポールMM協議 (02.7、03.11、04.7、05.8)
南	空幕長 タイ	(04.2)	海軍総長 国軍司令官 	(01.8、05.8) (04.5)	
ア	副長官 取務官 事務決官 統幕長 陸幕長	(05.2) (02.8) (02.3) (03.7) (05.8)	国防軍最高司令官 海軍司令官 空軍司令官	宮(01.9、04.10、05.7) (02.4) (05.7)	日・タイPM・MM協議 (01.3、02.3、03.12、06.3)
ジ	空幕長	(05.2)			
ア	ベトナム 政務官 統幕議長 空幕長	(02.8) (03.7) (01.6)	搜索救難国会委員 副委員長兼国	号会 国防次官 (01.4)	日・ベトナムPM・MM協議 (03. 2、05.2)
インド	防衛庁長官副長官官等 事務議長 統幕長 陸幕長 空幕長 空幕長	(03.5) (05.5) (04.5) (05.9) (06.3) (06.2) (02.12, 06.4)	国防大臣 陸軍参謀総長 海軍参謀総長	(02.7、06.5) (01.8) (05.10)	日・インドPM協議 (01.7、04.1、05.3、06. 2) 日・インドMM協議 (01.7、05.3、06.2)
オーストラリア	防衛庁長官 総括政務次官(事務次官 統幕議長 陸幕長 空幕長	(02.8、05.5) 副長官)(00.10、01.8) (04.9) (02.1) (02.10) (03.11、05.11)	国防大臣 国防次官 国防軍司令官 陸軍本部長 海軍本部長 空軍本部長	(03.9) (02.2, 03.9) (04.10) (02.7) (02.10, 03.9, 05.5) (04.9)	日豪PM協議 (01. 12、02.12、03.12) 日豪MM協議 (01. 12、02.12、03.12、05.9、06.5)
ランド ジー	副長官 統幕議長 空幕長	(01.9) (02.1) (05.11)	国防大臣 国防次官 海軍参謀総長 空軍参謀総長	(01.11、03.8、05.6) (03.5) (02.10) (04.9)	日ニュージーランドMM協議(05.12、06.5)
カナダ	海幕長 空幕長	(02.5) (02.4)	国防大臣 国防軍参謀総長 海軍参謀長 航空参謀長	(02.3) (03.7) (04.5) (06.3)	日加PM協議(02.11、05.3) 日加MM協議(02.11、05.3)
英	防衛庁長官 統幕議長 陸幕長	(04.1、06.1) (02.3)	国防大臣国防参謀総長	(02.5, 04.9) (02.7)	日英PM協議(02.4) 日英MM協議(02.7、04.2、06.2)
国	座幕長 海幕長 空幕長	(05.3) (03.9, 05.6) (02.1)	国防参謀次長 陸軍参謀長 海軍参謀長 空軍参謀長	(01.5) (05.5) (02.10) (04.9, 05.10)	
フランス	防衛庁長官 事務次官 陸幕長 海幕長 空幕長	(04.1) (02.9) (03.10) (05.6) (02.1, 05.7)	国防大臣 陸軍参謀長 海軍参謀長	(02.2) (05.1) (04.1)	日仏PM・MM協議(01.6、03.2、04.2、05.1、 06.2)
ドイツ	事務次官 陸幕長 海幕長 空幕長	(02.9, 05.1) (03.11) (02.5) (02.1)	連邦軍総監 海軍総監 空軍総監	(01.7) (05.12) (03.2)	日独PM協議(03.2、04.3、05.1) 日独MM協議(03.2、05.1)

⁽注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。 MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

		項目	実
アジア太平洋地域における	政府間	ASEAN地域フォーラム(ARF) ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合(ARF・SOM) ・信頼醸成に関するインターセッショナル支援グループ (ARF・ISG)	(01.7、02.7、03.6、04.7、05.7) (01.5、02.5、03.4、04.5、05.5、06.5) (01.4、01.12、02.4、02.11、03.3、03.11、04.4、04.10、05.2、05.10、06.3)
域における	民間主催	・IISSアジア安全保障会議	(02.5, 03.5, 04.6, 05.6)
防衛庁主催による	 (す) (す) (す) (す) (す)	アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム 東京ディフェンス・フォーラム) アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会 東京ディフェンス・フォーラム分科会) アジア・太平洋諸国安全保障セミナー 国際防衛学セミナー 国際大官候補生会議	(01.10, 02.10, 03.10, 04.10, 05.6) (02.1, 03.1, 04.1, 05.1, 06.1) (01.11, 02.11, 03.11, 04.11, 05.11) (01.7, 02.7, 04.7, 05.7) (02.3, 03.3, 04.3, 05.3, 06.3)

資料53

第5回IISSアジア安全保障会議における額賀防 衛庁長官スピーチ(原文は英語)

(2006年6月3日、シンガポール)

「国際的な安全保障のための軍の展開」

ご列席の皆様、

まず、先週のインドネシア・ジャワ島中部地震において、亡くなられた方、被害を受けた方に、心からのお悔やみを申し上げます。 私は、医療等の支援のための自衛隊部隊派遣を命じたところです。 現地の一日も早い復興を心から望んでおります。

ご列席の皆様、

アジア太平洋地域における最も重要なハイレベルの安全保障フォーラムの一つとも言える、このIISSアジア安全保障会議においてスピーチを行うことは、私の喜びであり、また光栄とするところです。国際的な安全保障についての日本の防衛政策を皆様の前でお伝えする機会を頂いたことにつき、チップマン所長及び関係者の皆様に感謝致します。また、この会議を当初からホストしてきている、シンガポール政府にも感謝致します。

ご列席の皆様、

この会議が5年目を迎え、名実ともにこの地域の安全保障に関する会議として定着したことを心からお祝いしたいと思います。まだ最初の2セッションを終えたばかりですが、初めて参加する私にもこの会議の重要性が伝わってきます。また、主催者の素晴らしいおもてなしと、シャングリラ・ホテルの豪華な雰囲気にも魅惑されています。

さて、この会議が定着したこと自体が、この地域における安全保障環境の改善への取組が進展していることを示しています。冷戦時代には予想もできなかったことであります。今これが可能になったのは、この地域の国の相互依存が進み、開放された形での経済統合を図る動きがあると共に、国際テロや大量破壊兵器とその運搬手段の拡散といった新たな脅威にどう対応していくかという課題に直面しているからだと思います。日本の周辺にも依然として朝鮮半島や台湾海峡を巡る予測困難で不確実な状況が残っております。また前回のシャングリラ会合以降も、パキスタンでの大地震、フィリピンにおける地滑りをはじめとする大規模自然災害は、この地域に繰り返し大きな犠牲者をもたらしました。我々はこうした新しい脅威や大規模自然災害など、国際社会が共同して取り組むべき実に多くの安全保障上の課題を共有しております。

このセッションのトピックは「国際的な安全保障のための軍の展

開」であります。古典的には、海外への軍の展開は展開する国の側の事情によるものであり、多くの場合において、他国の利益を犠牲にするものでした。しかし今日の世界においては、海外への軍の展開は、軍の展開を受け入れる国及び国際社会全体のためになされるようになってきており、結果として軍を展開する国の利益ともなっているのです。私の国について述べれば、日本の平和と安定は、アジア太平洋地域のそれと不可分の関係にあります。この考え方は、2004年12月に策定された防衛政策の大綱の中で明記されており、国際的な安全保障環境の改善は、安全保障上の目標かつ日本の防衛政策の役割の一つであるとされております。

この関連から、日米同盟の最近の進展について付言したいと思います。過去3年半以上、日本と米国は、9.11後の安全保障環境の変化を踏まえ、同盟関係のより深い、より幅広い強化のために、戦略対話を緊密に行ってきました。日米の共通の戦略目標及びこれらを追求していくための日米の役割・任務・能力について検討を行い、二国間の安全保障・防衛協力を強化していくことを合意しましたが、これらにおいては、日本の防衛及び周辺事態への対応だけでなく、国際平和協力活動への参加のような、国際的な安全保障環境の改善のための努力に大きな重点を置いているところであります。このような観点を踏まえ、先月1日には、在日米軍の兵力構成再編案が承認されました。このような日米両国の努力は、基本的には自由と民主主義の共通の価値観を理念として、日米両国のみならず、アジア太平洋地域と国際社会全体に平和と安定と繁栄をもたらすことを目標としております。

ご列席の皆様、

ここで、自衛隊の海外への派遣の経験について触れたいと思います。1991年の湾岸戦争以前、自衛隊の海外派遣は非常に限定されたものでした。練習艦隊の派遣、米国との共同訓練、南極科学調査の支援のための砕氷艦の運航だけが、当時の主たる自衛隊の海外への部隊派遣でした。戦闘を伴わない平和維持活動のような活動も、法的な根拠がなかったために実施されませんでした。何故、法的根拠が作られなかったために実施されませんでした。何故、法的根拠が作られなかったのか。それは、人々の間にあった、海外への部隊の派遣に対する強い政治的アレルギーがあったうえ、日本の国民全体が当時、特に冷戦下において、「安全保障」や日本の防衛にほとんど関心を持たなかったといっても言い過ぎではない状況でした。平和維持活動のようなことは、日本の安全保障とは無縁なものと思われていたのです。しかしそのような考え方は、冷戦の終了と今日の世界の安全保障情勢により変更を迫られました。我々は、新しい時

代において、我々の安全保障は、自国の領域を守るだけでは達成されず、国際環境を安定化させるための国際的な協力の努力に積極的に参加することが求められていると認識するに至りました。国際的な平和と安定に貢献するための最初の自衛隊の海外派遣は、1991年の湾岸戦争直後に行われました。自衛隊はペルシャ湾で掃海活動を実施しました。1992年に新たに制定された国際平和協力法の下で、自衛隊は同年からカンボジアの国連平和維持活動に参加し、その後モザンビーク、ゴラン高原、東チモールが続きました。特別措置法の下における、インド洋におけるOEF活動を行っている艦船への給油活動による支援や、イラクにおける人道復興支援活動への参加も、最近の我々の主要な国際活動の一部です。自衛隊は一歩一歩、誠実に経験を積み上げていきました。自衛隊の海外活動は、関係国に評価されてきており、日本においては、このような海外の任務への政治的支持が拡大しております。

憲法上、法律上及び政治的な理由により、我々の国際的な派遣に は様々な制約があることは事実であります。何よりも、自衛隊は自 衛のため以外の海外の戦闘活動に参加できないという制約を受けて おり、海外で可能な任務の種類と範囲には限度があります。しかし、 制約の下でも我が国としてなし得ることは多くあり、我々は、最近、 国際的な平和と安定を創り出すためにはどうしたら良いか、という ことについて「創造力」を働かせつつ取り組んでいます。例えば、 一つの例は現地住民との良好な関係の構築です。我々がイラクのサ マーワにおいて宿営地を建設した際、我々は現地の住民を雇用しま した。有刺鉄線を宿営地の周囲に設置した際にも、日本の要員は現 地で雇用された作業者の監督者のように振る舞うことを避けようと しました。その代わりに、自らの作業服をすり切れさせ、多くの切 り傷を作りながら、現地の作業者と共に仕事に従事したのです。そ のような仕事の精神と誠意を見せるというスタイルは、徐々に現地 の人々に理解されていきました。さらにイラクにおける我々の活動 について付け加えると、私自身、昨年12月にサマーワを訪問しまし た。自衛隊によって修復された学校を訪問した時、私は近隣の人々 が改修された教室に自分達の子供達が喜んで学んでいたことに感動 を受けていた姿に心を動かされました。自衛隊が医療支援を行って いる病院では、自衛隊の支援が始まる前の2002年に比べて、新生児 死亡率が3分の1に減ったということでした。最後に、現地住民と の協力の別の例として、東チモールにおける平和維持活動にも触れ たいと思います。2004年に任務を終了して撤退する際、我々は要請 に基づき、東チモールに車両などの機材を譲渡しました。しかし、 我々の過去の経験からすれば、単に譲渡するだけでは不十分です。 その機材を使う現地の人々に適切な訓練が行われなければ、譲渡さ れた機材は結局、がらくたの山になってしまいます。故に部隊は、 撤退前に、政府職員が機材の監督、操作及び補修ができるように、 操作と補修の訓練を行いました。これは大変うまく機能したと聞い ております。

ご列席の皆様、

これらの我々の経験を述べたのは、これが普遍的なやり方であると申し上げたいからではありません。ここで説明したかったことは、以下のことです。アジア太平洋地域には、政治体制、経済発展及び社会条件に大きな多様性があります。故に、個々の国にはそれぞれの制約やセンシティビティがあります。しかし我々が創造的になれ

ば、そのような制約やセンシティビティは必ずしも地域諸国の協力の障害にはなりません。我々は、非常に困難な、高度に組織化された安全保障体制を要求するようなことから始める必要はありません。我々はより受け入れ可能な、容易にできることから始めればよいのです

マラッカ海峡における海上の安全保障についての沿岸国の協力は、 そのような努力の一つであり、高く評価しております。我が国は、 外務省及び法執行機関である海上保安庁を中心にこの分野で沿岸国 に対する協力を行ってきていますが、防衛庁としてもどのような協 力が可能か検討したいと思います。

「ディザスター・リリーフ」、「災害救援」も、アジア太平洋地域の諸国がセンシティビティや様々な制約を有する中で、協力の比較的容易な分野です。各国の軍は、スマトラ沖大地震・津波被害やカシミールにおける大地震被害において、人道支援を協力して行っております。先週のインドネシアにおける大地震では、医療等の支援のための自衛隊部隊派遣を命じたところです。したがって、これも協力を始める新たな分野となりえます。この観点から、昨年、防衛庁は、災害救援における国際協力を、20以上の国と機関の参加を得て毎年主催しているシンポジウムである、東京ディフェンスフォーラムにて取り上げました。同フォーラムの中でも議論されたことですが、この地域において、実際に災害が発生した場合に各国の軍が迅速に対応するための、制度及び手続を整備しておくことを提案したいと思います。我々は災害救援の分野でイニシアティブをとり続けたいと考えております。

一般に、軍は災害に際して、救助活動にあたる体力的能力を有する、一定規模の人員を短い時間内に動員し、急派することができます。さらに、提供する食糧などの補給物資の輸送や、通信などのための資機材を備えています。こうした軍組織の災害救援活動は、将来は内戦後の復興支援や平和構築などの平和支援活動の分野にも広がりを持ちうるものであり、今後の軍組織の国際協力のあり方を考える上でも重要なテーマであります。アジア各国との間でこのような点について共通の認識を持つことができることを期待したいと思います。

日本の平和、安全及び繁栄は、地域や世界のそれと相互依存関係にあり、日本はそれを以前に増して認識するようになってきています。日本は、世界の平和が日本の平和に直結しているとの考えの下、国際社会と積極的に協力を図っていきます。これまで国際平和協力活動は自衛隊の付随的任務でしたが、国際安全保障環境の改善のための努力の重要性に鑑み、これを本来任務に格上げしたいと考えています。私は、アジア太平洋の平和と安定と繁栄のために「人とカネと技術」の協力を惜しまず、自由と民主主義による平和な「アジア太平洋圏」を構築していくことが理想であります。

このシャングリラ・ホテルのホールでは、国際的な安全保障に関して、軍ではなく素晴らしい英知の展開が行われております。その英知から、この地域における国際的な安全保障のための軍の展開を実現しうる考え方や合意が生み出されるものと信じます。未来のために、我々の創造力を展開していこうではありませんか。

ご静聴ありがとうございました。

ご列席の皆様、

資料54 国際機関への防衛庁職員の派遣実績(最近5年間)

派遣期間	派 遣 機 関 名	派遣実績
97.6.9 ~ 02.6.30, 04. 8. 1 ~	化学兵器禁止機関(OPCW)査察局長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (将補)
02. 10. 1 ~	化学兵器禁止機関(OPCW)査察局運用・計画部長(オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (1佐)
02. 12. 2 ~ 05. 6. 1	国連平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)
01. 2. 9 ~ 03. 7. 31	国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)本部分析・評価局分析官(ニューヨーク)	海上自衛官1名 (2佐)
03. 3. 10 ~ 05. 3. 9	国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)本部分析・評価局分析官(ニューヨーク)	航空自衛官1名 (2佐)
05. 7. 11 ~	化学兵器禁止機関 (OPCW) 査察員 (オランダ・ハーグ)	陸上自衛官1名 (3佐)
05. 11. 28 ~	国連平和維持活動局(国連PKO局)軍事部軍事計画課(ニューヨーク)	陸上自衛官1名 (2佐)

資料55 自衛官の定員及び現員

(2006.3.31現在)

X	分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合 計
定	員	156,122	45,806	47,332	2,322	251,582
現	員	148,302	44,528	45,913	2,069	240,812
充 足	率(%)	95.0	97.2	97.0	89.1	95.7

区分			非 任 期 制	副 自 衛 官		任期制自衛官
	Л	幹 部	准尉	曹	±	±
定	員	44,533	5,215	138,649	63,	185
現	員	41,311 (1,623)	4,945 (2)	136,873 (5,092)	18,533 (1,368)	39,150 (3,364)
充 足	學(%)	92.8	94.8	98.7	91	.3

(注)()は女子で内数

資料56 自衛官などの応募及び採用状況(平成17年度)

	X	分		応 募 者 数	採 用 者 数	倍 率
			陸	3,942 (561)	173 (12)	22.8 (46.8)
一般・技術幹部候補生		₽ 4	海	1,714 (207)	94 (8)	18.2 (25.9)
		11生	空	1,715 (245)	63 (4)	27.2 (61.3)
		計	7,371 (1,013)	330 (24)	22.3 (42.2)	
曹	技 術 海	曹	海	206 (27)	27 (5)	7.6 (5.4)
胃	陸上自衛官(着		陸	17 (16)	4 (4)	4.3 (4.0)
			陸	12,275 (2,054)	416 (42)	29.5 (48.9)
加曲设计分件	#	海	4,514 (579)	218 (19)	20.7 (30.5)	
	一般曹候補学生	土	空	5,824 (726)	214 (18)	27.2 (40.3)
			計	22,613 (3,359)	848 (79)	26.7 (42.5)
			陸	4,172	260	16.0
	自衛隊生徒	结	海	805	63	12.8
		1Æ	空	902	70	12.9
			計	5,879	393	15.0
			海	863 (85)	85 (5)	10.2 (17.0)
	航 空 学	生	空	2,430 (129)	67 (2)	36.3 (64.5)
			計	3,293 (214)	152 (7)	21.7 (30.6)
	看 護 学	生	陸	3,874 (3,035)	71 (61)	54.6 (49.8)
			陸	15,675 (2,486)	2,409 (108)	6.5 (23.0)
	曹候補	±	海	6,102 (785)	961 (72)	6.3 (10.9)
		_	空	7,727(877)	802 (65)	9.6 (13.5)
			計	29,504 (4,148)	4,172 (245)	7.1 (16.9)
			陸	17,234	6,465	2.7
		男子	海	4,753	1,501	3.2
),]	空	6,183	2,199	2.8
2	±		計	28,170	10,165	2.8
			陸	2,286 (2,286)	500 (500)	4.6 (4.6)
		女子	海	596 (596)	117 (117)	5.1 (5.1)
		× ,	空	635 (635)	222 (222)	2.9 (2.9)
			計	3,517 (3,517)	839 (839)	4.2 (4.2)

区	分		応 募 者 数	採用者数	倍 率
推		人社	138 (42)	20 (5)	6.9 (8.4)
	推薦	理工	208 (23)	78 (5)	2.7 (4.6)
防衛大学校学生		計	346 (65)	98 (10)	3.5 (6.5)
		人社	5,606 (1,819)	64 (6)	87.6 (303.2)
	一般	理工	8,306 (1,248)	264 (18)	31.5 (69.3)
		計	13,912 (3,067)	328 (24)	42.4 (127.8)
防衛医科大学	校学	生	5,709 (1,574)	76 (24)	75.1 (65.6)

(注)1 ()は女子で内数

2 数値は平成17年度における自衛官などの募集に係るものである。

資料57 予備自衛官補の採用などの状況(平成17年度)

		受験者数	合格者数	採用者数
_	般	1,047人	643人	452人
	衛生・甲	24人	15人	15人
	衛生・乙	66人	49人	47人
技	語 学	55人	38人	38人
1X	整 備	22人	8人	8人
	情報処理	27人	16人	14人
AL	通 信	24人	14人	12人
能	電気	9人	6人	5人
	建 設	35人	21人	17人
	小 計	262人	167人	156人
合	計	1,309人	810人	608人

- (注)1 採用者数欄は、平成17年度内における採用者数
 - 2 衛生・甲: 医師、歯科医師、薬剤師
 - 3 衛生・乙:理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床 検査技師、看護師、救急救命士(准看護師の資格 を併せて保有する者)、栄養士、准看護師、歯科 技工士
 - 4 語学:英 語 外国語短期大学等以上卒業者又は実用英語技能検定(英検)試験準1級以上若しくはこれと同等以上の能力を有する者
 - ロシア・中国・朝鮮語 外国語短期大学等以上卒業者 又はこれと同等以上の能力を 有する者
 - 5 整備: 1級大型・小型自動車整備士、1級・2級二輪自動車 整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自 動車整備士
 - 6 情報処理:システムアナリスト試験、プロジェクトマネージャー試験、アプリケーションエンジニア試験、ソフトウェア開発技術者試験、テクニカルエンジニア(ネットワーク)試験、テクニカルエンジニア(データベース)試験、テクニカルエンジニア(システム管理)試験、基本情報技術者試験、シスエンジニア試験、プロダクションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、第1種又は第2種情報処理技術者試験
 - 7 通信:第1・2・3級総合無線通信士、第1・2級陸上無線 技術士、アナログ第1種・デジタル第1種・アナログ・ デジタル総合種工事担任者
 - 8 電気:第1・2・3種電気主任技術者免状の交付を受けてい る者
 - 9 建設:1・2級建築士、測量士、測量士補、1・2級建設機 械施丁技士

資料58 自衛官の心がまえ

(昭和36年6月28日制定)

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみるとき、国際協力による戦争の防止のための努力 はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器 の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強め ている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各 国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整え てその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平 和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛 隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民 の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りを もたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけて も自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、 祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自 衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、 次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、こ とに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1 使命の自覚

- (1) 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- (2) 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

- (1) 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に 努め、正しい判断力を養う。
- (2) 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

- a 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をていして任 務を遂行する。
- s 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、 その持場を守りぬく。

4 規律の厳守

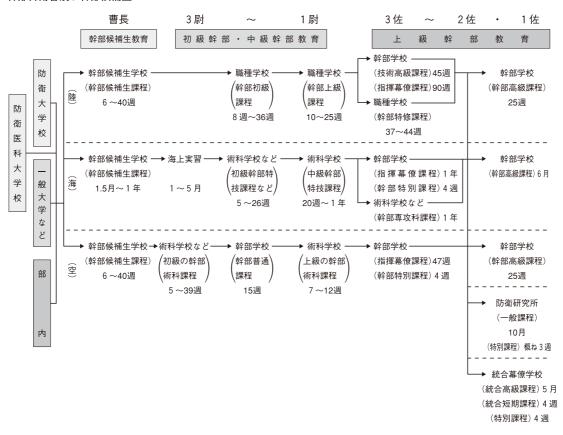
a 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、 誠実厳正に行なう。 s 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

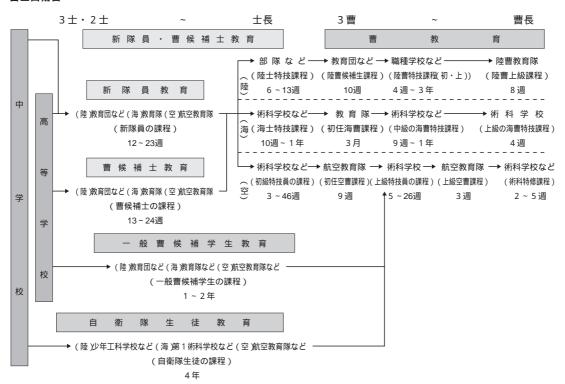
- a 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える 集団としての確信をつちかう。
- s 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立の ため、全力をつくしてその負託にこたえる。

資料59 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



2 曹士自衛官



資料60 留学生受入実績(平成17年度)

(単位:人)

国 名 機関名	米 国	タイ	韓国	豪州	インド ネシア	中国	シンガポール	ベト ナム	ルーマニア	インド	フラ ンス	ドイツ	モン ゴル	小計
防衛研究所	3					1		1		1	1	1		8
防衛大学校		7	7		3		1	3	1	1			3	26
陸上自衛隊 (幹部学校等)	1	1	5				1							8
海上自衛隊(幹部学校等)		1	2							1				4
航空自衛隊(幹部学校等)		4	4	1			1							10
統合幕僚学校														0
合 計	4	13	18	1	3	1	3	4	1	3	1	1	3	56

資料61 │ 近年防衛庁において開発が完了した主要な装備品など

区分	項目	開発期間 (年度)	概 要					
	観測へリコプター(OH - 1)	92 ~ 99	陸上自衛隊の観測用に使用しているOH - 6Dの後継機として開発された、 小型の観測へリコプター。					
航空機	支援戦闘機 (F-2)	88 ~ 00	F - 1の後継機としての支援戦闘機。					
	哨戒ヘリコプター (艦載型)	97 ~ 04	現有のSH‐60Jをベースとして、対潜能力及び対水上作戦能力などを 向上させた艦載型の哨戒ヘリコプター。					
	99式空対空誘導弾	94 ~ 98	2000年代初頭以降の空対空戦闘において脅威となる航空機などに有効に 対処し得る中距離空対空ミサイル。					
誘導武器	01式軽対戦車誘導弾	97 ~ 00	84mm無反動砲の後継として、操作人員の減少と残存性の向上を図った軽量の対戦車ミサイル。					
	03式中距離地対空誘導弾	96 ~ 02	改良ホークの後継として、省人化・省力化を図り、機動性に富んだ中距離 地対空ミサイル。					
	04式空対空誘導弾	98 ~ 03	2000年代初頭に予想される脅威航空機との目視可能距離内での空対空戦闘に有効に対応するために使用する短距離空対空ミサイル。					
	99式自走155mmりゅう弾砲	94 ~ 98	75式自走155mmりゅう弾砲の後継として開発された、遠方から近距離まで広い地域における火力戦闘に使用できる自走可能なりゅう弾砲。					
火器・車両	軽装甲機動車	97 ~ 00	普通科部隊などに装備し、機動的に戦闘を行えるようにするための車両。					
	155mmりゅう弾砲用多目的弾	96 ~ 02	155mmりゅう弾砲から射撃され、主として多数の軽装甲目標を制圧する ために使用する多目的弾。					
艦艇・水中武器	97式魚雷	89 ~ 96	MK46の後継として開発された、航空機及び水上艦に搭載し、敵潜水艦攻撃に使用する魚雷。					
温限・水中氏器	次期潜水艦システム	97 ~ 02	潜水艦に装備し、潜水艦の戦闘能力を効果的に発揮するための新たな推進 システム及び潜水艦統合制御システム。					
電フ機 架	水上艦用新戦術情報処理装置	92 ~ 00	護衛艦に装備し、対空戦、対水上戦及び対潜戦において個艦戦闘能力を効 果的に発揮し得る装置。					
電子機器	基幹連隊指揮統制システム	01 ~ 04	普通科・戦車連(大)隊などに装備し、近接戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達と近接戦闘部隊の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム。					

資料62 調達方法別の装備品などの調達額の推移

(単位:億円)

区分	国内調達額		輸 入		合 計	国内調達額		
年度	(A)	一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D=B+C)	(E=A+D)	の比率(%) (A/E)		
平5 (93)	16,408	1,356	1,574	2,930	19,338	84.8		
6 (94)	17,349	1,195	1,056	2,251	19,600	88.5		
7 (95)	18,131	914	598	1,512	19,642	92.3		
8 (96)	18,725	938	541	1,478	20,204	92.7		
9 (97)	18,479	1,173	376	1,548	20,027	92.3		
10 (98)	17,344	1,127	348	1,474	18,818	92.2		
11 (99)	17,704	1,185	390	1,575	19,280	91.8		
12 (00)	17,685	1,249	439	1,687	19,372	91.3		
13 (01)	17,971	1,156	489	1,646	19,617	91.6		
14 (02)	17,218	1,326	1,101	2,427	19,645	87.6		
15 (03)	17,598	1,292	1,006	2,298	19,896	88.4		
16 (04)	18,233	1,334	979	2,313	20,546	88.7		

- (注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
 - 2 有償援助額とは、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。 3 数値は、四捨五入によっているので、計と付合しないことがある。

(単位:百万円

資料63 日本の防衛生産額などの推移

項目 年度	防衛庁向け生産額 (A)	特 需 額 (B)	防衛生産総額 (C=A+B)	工業生産総額 (D)	比率(%) (C/D)
平5 (93)	1,781,404	1,659	1,783,063	310,130,630	0.57
6 (94)	1,827,273	1,501	1,828,774	298,039,512	0.61
7 (95)	1,856,821	1,090	1,857,911	306,625,837	0.61
8 (96)	1,959,113	1,394	1,960,507	313,617,190	0.63
9 (97)	1,857,573	1,356	1,858,929	323,914,665	0.57
10 (98)	1,739,827	947	1,740,774	305,510,465	0.57
11 (99)	1,802,944	753	1,803,697	289,879,438	0.62
12 (00)	1,841,631	1,174	1,842,805	318,104,966	0.58
13 (01)	1,859,443	1,374	1,860,817	286,045,175	0.65
14 (02)	1,840),037	1,840,037	268,205,996	0.69
15 (03)	1,792	2,869	1,792,869	273,404,240	0.66
16 (04)	1,830),494	1,830,494	284,746,361	0.64

- (注) 1 「防衛庁向け生産額」は、「装備品等の統計調査に関する訓令」により実施された「装備品等調達契約額調査」による。ただし、昭和37年度 以降の「航空機」及び「武器弾薬」については、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による。
 - 2 「特需額」は、昭和44年度までは通商産業省貿易振興局輸出業務課編「特需調査」によっていたが、昭和45年度以降は、同調査が行われなくなったため、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による「航空機」の数値のみを計上した。なお、平成14年度から同年報の「航空機」の数値が「防衛庁及び特需」と統合されたので、「防衛庁向け生産額」に含めて計上している。
 - 3 「工業生産額」は、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「工業統計表」による。ただし、「航空機」及び「武器弾薬」については、「機械 統計年報」による。また、昭和42年度までは、従業者10人以上の事業所について、昭和51年度までは従業者20人以上の事業所について、昭和 52年度以降は従業者4人以上の事務所についての調査となっている。
 - 4 「比率」は小数点第3位で四捨五入している。

自衛隊・防衛問題に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室:平成18年2月調査)

(http://www8.cao.go.jp/survey/h17/h17-bouei/index.html)

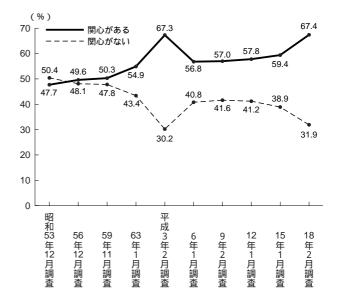
今回の調査の概要

資料64

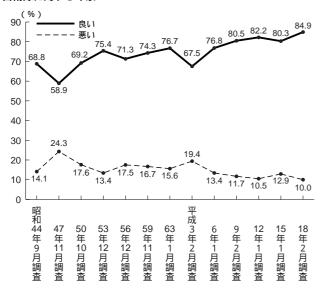
調査時期:平成18年2月16日~2月26日 調査対象:全国の20歳以上の者3,000人 有効回収数(率):1,657人(55.2%) 調査方法:調査員による個別面接聴取

注:結果数値(%)は、表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。

1 自衛隊や防衛問題に対する関心

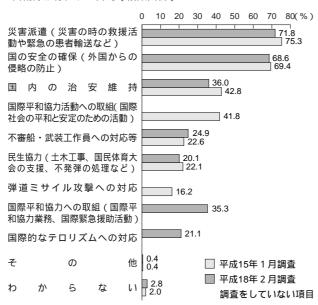


2 自衛隊に対する印象

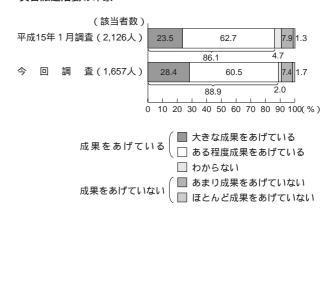


自衛隊の役割と活動に対する意識

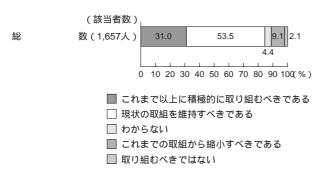
自衛隊が存在する目的(複数回答)



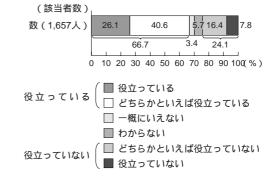
災害派遣活動の印象



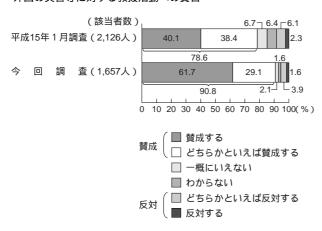
国際平和協力活動の今後の取組



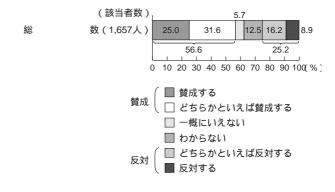
イラク復興における自衛隊の活動の成果



外国の災害等に対する救援活動への賛否

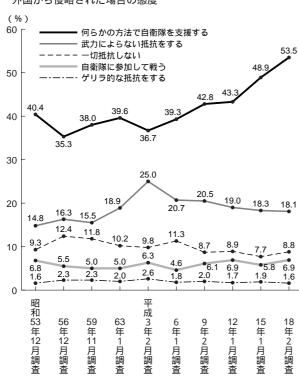


弾道ミサイル防衛(BMD)システム整備への賛否

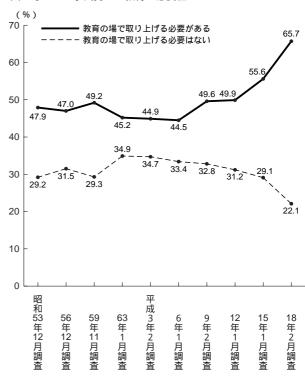


4 防衛についての意識

外国から侵略された場合の態度

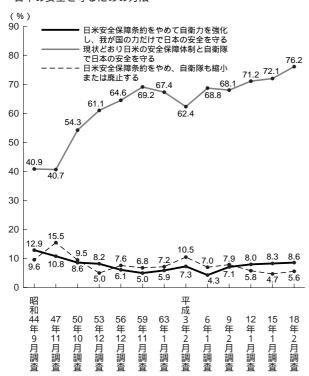


国を守るという気持ちの教育の必要性

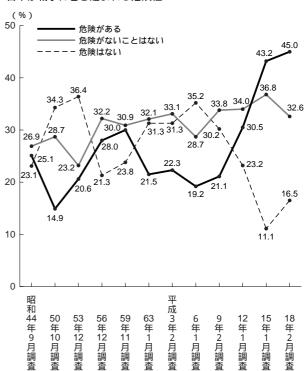


5 日本の防衛のあり方に関する意識

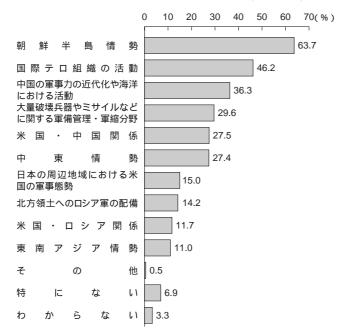
日本の安全を守るための方法



日本が戦争に巻き込まれる危険性



日本の平和と安全の面から関心を持っていること(複数回答)



資料65 防衛庁における情報公開の実績(平成17年度)

1 開示請求件数

	防衛庁	防衛施設庁
開示請求受付件数	648	769

2 開示決定等件数

		防衛庁	防衛施設庁
開示決	定等件数	704	744
	開示決定	346	698
	部分開示決定	294	33
	不開示決定	64	13

3 不服申立て

	防衛庁	防衛施設庁
不服申立て件数	152	0

4 訴訟件数

	防衛庁	防衛施設庁
訴訟件数	0	0

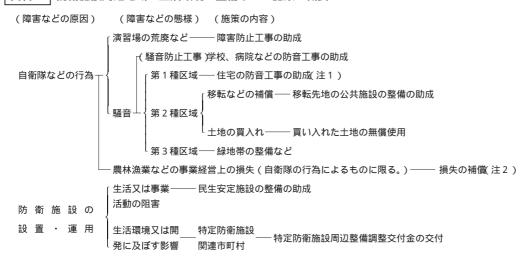
資料66 防衛庁における政策評価の実績(平成17年度)

防衛庁における政策評価は、政策や施策などの効果について、事前、中間又は事後の時点において、その必要性や効率性などの観点から評価を行い、その結果を政策や施策などの企画立案に反映させるほか、防衛庁ホームページへの掲載などにより、広く国民に公表する制度である。

「政策評価及び実施庁の実績評価」 http://www.jda.go.jp/j/info/hyouka/index.html

Σ	分	対
	事前の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が翌年度から新規に実施しようとするもの 「新弾道ミサイル防衛用誘導弾」など18件
事業評価	中間段階の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとするもの 「戦闘機 (F-2)」など 2 件
	事後の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が実施を完了したもの 「哨戒へリコプター(艦載型)」など11件
総	合 評 価	防衛庁の業務遂行のための制度、計画、政策方針など 「国際緊急援助活動」など13件
実	績 評 価	防衛庁の主要な政策の中から、実績評価方式による評価の特性を勘案し、計画的に評価を実施しようとするもの 「防衛庁における環境への配慮」など2件

資料67 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



(注1)1 第1種区域、第2種区域、第3種区域

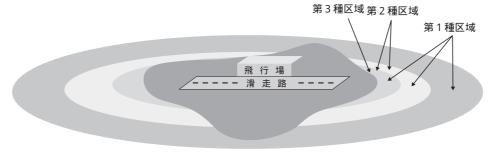
飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。

第1種区域:75WECPNL以上の区域

第2種区域:第1種区域内で、90WECPNL以上の区域 第3種区域:第2種区域内で、95WECPNL以上の区域

2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)

特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。



(注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(1953年制定)により損失の補償を行っている。

参照条文

資料68

日本国憲法(抄)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に 希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行 使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄す る。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを 保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる 内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を 負ふ。

資料69 日米安全保障条約第五条

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、い

ずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、 国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保 障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理 事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な 措置を執つたときは、終止しなければならない。

資料70 日米安全保障条約第六条

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和 及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、 空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを 許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊 の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日 本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政 協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料71 自衛隊法第七条

(内閣総理大臣の指揮監督権)

第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

資料72 自衛隊法第七十六条

(防衛出動)

- 第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律七十九号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。
- 2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、 自衛隊の撤収を命じなければならない。

資料73 自衛隊法第七十七条の四

(国民保護等派遣)

- 第七十七条の四 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。
- 2 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百八十三条において準用する同法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法第百八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

資料74 自衛隊法第八十二条の二

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

- 第八十二条の二 長官は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他 その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認 められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が 我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域に おける人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると 認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域 又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済 水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 2 長官は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、 内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しな ければならない。

- 3 長官は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理 大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等 が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財 産に対する被害を防止するため、長官が作成し、内閣総理大臣 の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部 隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、 長官は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。
- 4 前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。
- 5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

資料75 自衛隊法第八十三条

(災害派遣)

- 第八十三条 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。
- 2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを 得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することが できる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照 らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認めら れるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣すること ができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等 を派遣することができる。
- 4 第一項の要請の手続は、政令で定める。
- 5 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国 民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武 力攻撃災害及び同法第百八十三条において準用する同法第十四 条第一項に規定する緊急対処事態における災害については、適 用しない。

資料76 自衛隊法第九十六条の二

(防衛秘密)

- 第九十六条の二 長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。
- 2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法 により行わなければならない。
 - 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
 - 二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。
- 3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、 国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又 は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは

役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛 秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定め るところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を 講ずるものとする。

資料77 自衛隊法第九十七条

(都道府県等が処理する事務)

- 第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところ により、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。
- 2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関 する事務の一部について協力を求めることができる。
- 3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並 びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、 国庫の負担とする。

資料78 自衛隊法第百二十二条

- 第百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業 務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役 に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後に おいても、同様とする。
- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は 三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動し た者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項 に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その 刑を減軽し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

資料79 自衛隊法別表第四

別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しく
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究

- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を 含む。第八号及び第九号において同じ。) の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれ らの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれ らの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の 方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六 号に掲げるものを除く。)

資料80

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全 保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国 における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条

第二十四条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、 2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、 この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担 することが合意される。
- 2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域 並びに路線権(飛行場及び港における施設及び区域のように共 同に使用される施設及び区域を含む。) をこの協定の存続期間中 合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施 設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうこ とが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理の ため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合 意される。

資料81 国際連合憲章第五十一条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が 発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に 必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を 害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措 置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、こ の措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復の ために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責 任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

防衛年表

年		防衛		国内		国際
1945 (昭20)			10 . 9 10 . 15		10 . 24	国際連合成立
1946 (昭21)			4.5 4.24 5.3 5.22	GHQ、琉球列島・小笠原群島 の日本行政権停止指令 極東委員会成立 第1回対日理事会開催 沖縄民政府発足 極東国際軍事裁判開廷 吉田内閣成立 日本国憲法公布	3. 5 10. 1	国際連合第1回総会開幕(ロンドン、~2.14) チャーチル、「鉄のカーテン」演説 ニュールンベルグ国際裁判判決 第1次インドシナ戦争開始
1947 (昭22)				日本国憲法施行 片山内閣成立 警察法公布(国家地方警察、 自治体警察設置)	6.5	トルーマン・ドクトリン発表 マーシャル・プラン発表 コミンフォルム設置
1948 (昭23)			4 . 27 10 . 15	芦田内閣設立 海上保安庁法公布 吉田内閣成立 極東国際軍事裁判判決	5 . 14 6 . 26 8 . 15	ソ連、ベルリン封鎖 (~49.5.12) 第 1 次中東戦争開始 (~49.2.24) ベルリン空輸開始 大韓民国成立 朝鮮民主主義人民共和国成立
1949 (昭24)			7 . 15	下山事件 三鷹事件 松川事件	4 . 4 4 . 21 5 . 6 9 . 24 10 . 1 10 . 7	コメコン設置 北大西洋条約12か国署名(8.24発効) 国共会談決裂、中共軍総攻撃開始 ドイツ連邦共和国(西独)成立 ソ連、原爆所有を公表 中華人民共和国成立 ドイツ民主共和国(東独)成立 国民党政権、台湾へ移転
1950 (昭25)	8 . 10 8 . 13 8 . 14	マッカーサー元帥、警察予備隊75,00人創設、海上保安庁8,000人増員を可可 警察予備隊令公布・施行 警察予備隊一般隊員募集開始 警察予備隊初代増原長官就任 警察予備隊本部、国警本部から越中へ移転	竹 11.24		2 . 14 6 . 25 7 . 7 9 . 15 10 . 25	米国、NATO諸国とMSA協定署名 中・ソ友好同盟相互援助条約署名 朝鮮戦争(~53.7.27) 朝鮮派遣の国連軍創設 国連軍・仁川上陸 中国人民志願軍、朝鮮戦争に参戦 北大西洋条約防衛委員会、NATO軍創設決定
1951 (昭26)	3.1	大橋国務大臣、警察予備隊担当に決陸士・海兵等出身者(1、2等警察要員)特別募集開始 小月部隊、ルース台風による山口県河内村の災害救援のため初出動	± 9.8 比	第1回吉田・ダレス会談(講和会議交渉) 対日講和49か国署名 日米安全保障条約署名 衆議院、講和・安保両条約を 承認(11.18参議院)	1	米・比相互防衛条約署名 オーストラリア、ニュージーランド、米国間 3 国安全 障(ANZUS)条約署名
1952 (昭27)	4 . 26 7 . 26 7 . 31 8 . 1	日米行政協定署名 海上保安庁に海上警備隊発足 日米施設区域協定署名 保安庁法公布 保安庁設置 吉田首相、保安庁長官を兼務 警備隊発足 保安隊発足 木村長官就任	5. 1	日華平和条約署名 対日講和・日米安全保障条約 発効 極東委員会・対日理事会・ GHQ廃止 メーデー、皇居前広場で暴動 化 破壊活動防止法公布・施行	5 . 26 5 . 27 10 . 3	韓国「隣接海洋に対する主権宣言(李承晩ライン) 米・英・仏、対独平和取極署名 欧州防衛共同体(EDC)条約署名 英国、初の原爆実験 米国、初の水爆実験
1953 (昭28)	4.1	在日米保安顧問団発足 保安大学校(後の防衛大学校)開校 池田・ロバートソン会談、自衛力漸の共同声明	12 . 25	武器等製造法公布 奄美群島復帰	7 . 27	スターリン・ソ連首相死去 朝鮮休戦協定署名 ソ連、初の水爆実験 米・韓相互防衛条約署名
1954 (昭29)	5 . 14 6 . 2 6 . 9 7 . 1	MDA協定署名 日米艦艇貸与協定署名 参議院、自衛隊の海外出動禁止決議 防衛庁設置法・自衛隊法・MDA協 等に伴う秘密保護法公布 防衛庁設置、陸・海・空自衛隊発足 大村長官就任	12 . 10	第5福竜丸事件 鳩山内閣成立	7.21 9.3 9.8	米国、ビキニ水爆実験 インドシナ休戦に関するジュネーブ協定署名 中国人民解放軍、金門・馬祖初砲撃 東南アジア集団防衛条約(SEATO)署名 米台相互防衛条約署名

年		防衛		国 内		国際
1955 (昭30)	7.31	杉原長官就任 米軍北富士演習場で実射・反対闘争激 化 砂田長官就任 船田長官就任	5 . 8 8 . 6 8 . 31 11 . 14 12 . 19	砂川基地闘争始まる 第1回原水禁世界大会開催 (広島) 重光・ダレス会談、日米安保 条約改定について共同声明 日米原子力協定署名 原子力基本法公布	4 . 18 5 . 5 5 . 14	西独、NATOに正式加盟
1956 (昭31)	3 . 23 7 . 2 9 . 20	防衛分担金削減についての日米共同声明 MDA協定に基づく日米特許権及び技 術上の知識交流協定署名 防衛庁置が関庁舎へ移転 国防会議構成法公布 F - 86F戦闘機国内生産第1号機領収 石橋首相、防衛庁長官を兼務	2.9 10.19 12.18 12.23	衆議院原水爆実験禁止決議 (2.10参議院) 日・ソ国交回復に関する共同 宣言 日本、国連に加盟 石橋内閣成立	2 . 14 4 . 17 7 . 26 10 . 23 10 . 29	シチョフ平和共存路線を採択 ソ連、コミンフォルム解散を発表 ナセル・エジプト大統領スエズ運河の国有化宣言 ハンガリー動乱
1957 (昭32)	5 . 20 6 . 14 6 . 21	小滝長官就任 「国防の基本方針」国防会議・閣議決 定 「防衛力整備目標」(1次防)国防会議 決定、閣議了解	2.25 3.15 8.6		5 . 15 8 . 26 10 . 4 11 . 23	英国、初の水爆実験 ソ連、ICBM実験に成功と発表 ソ連、世界初の人工衛星スプートニク1号打上げ成功 世界共産党会議、モスクワ宣言
1958 (昭33)	2 . 17	第1回遠洋練習航海(ハワイ、~2.28) 航空自衛隊、対領空侵犯措置を開始 左藤長官就任	4 . 18 9 . 11 10 . 4	衆議院、原水爆禁止決議 藤山・ダレス会談(ワシントン)、安保改定同意 安保改定日米会談始まる	10 . 23 12 . 17	
1959 (昭34)	1 . 12 6 . 18	伊能長官就任 赤城長官就任	3 . 30	東京地裁、砂川事件について 米軍駐留違憲と判決 最高裁、砂川事件の原判決を 破棄	8 . 25 9 . 18 9 . 27 12 . 1	
1960 (昭35)	I	防衛庁、桧町庁舎へ移転 江崎長官就任 西村長官就任	1 . 19 7 . 19	日米安全保障新条約署名 (6.23発効) 池田内閣成立	2 . 13 5 . 1 7 . 20 12 . 20	米U - 2型機撃墜事件 (ソ連上空)
1961 (昭36)		「陸上自衛隊の部隊改編」(13個師団への改編)国防会議決定、1.20閣議報告 藤枝長官就任 「第2次防衛力整備計画」国防会議・ 閣議決定			5 . 16 7 . 6 7 . 11 8 . 13	
1962 (昭37)	11 . 1	志賀長官就任 防衛施設庁発足 志賀長官、現職長官として初の訪米 (~11.26)			10 . 20 10 . 24 10 . 28	米海軍、キューバ海上隔離 (~11.20)
1963 (昭38)	7 . 18	福田長官就任	8 . 14	日本、部分的核実験禁止条約 署名	6 . 20 8 . 14	米・ソのホットライン協定署名 米・英・ソ、部分的核実験禁止条約署名(10.10発効)
1964 (昭39)	7 . 18	小泉長官就任	6 . 15 11 . 9 11 . 12	部分的核実験禁止条約、日本 について発効 佐藤内閣成立 米原潜(シードラゴン)初め て日本に寄港(佐世保)	8 . 2 10 . 16	
1965 (昭40)	6.3	国会、三矢研究に関する質疑 松野長官就任 砕氷艦「ふじ」、初めて南極観測協力 に出港(~66.4.8)	6 . 22	日韓基本条約署名	2. 7 9. 1	米軍、北爆開始 第2次印・パ紛争(~9.22)
1966 (昭41)		上林山長官就任 「第3次防衛力整備計画の大綱」国防 会議・閣議決定 増田長官就任			5 . 16 7 . 1 10 . 27	中国、文化大革命開始 フランス、NATO軍事機構を脱退 中国、初の核ミサイル実験成功
1967 (昭42)	3.13	「第3次防衛力整備計画の主要項目」 国防会議決定、3.14閣議決定	3.29	札幌地裁、恵庭事件判決	6.5 6.17 7.1 8.8	EC結成

年		防衛		国内		国際
1968 (昭43)	11 . 30	有田長官就任	1 . 19 6 . 26	イズ号)、初めて日本に寄港 (佐世保)	1 . 23 5 . 13 7 . 1 8 . 20 8 . 24	北朝鮮、米海軍の情報収集艦(プエブロ号)をだ捕第1回ベトナム和平公式会談(パリ) 核不拡散条約署名 ソ連・東欧軍、チェコ・スロバキア侵入 仏、南太平洋で水爆初実験
1969 (昭44)	1 . 10	「F - 4E 104機の国産」国防会議決定、 閣議了解	11 . 21	佐藤・二クソン共同声明(安保条約継続、72年沖縄返還)		珍宝島(ダマンスキー島)にて中・ソ武力衝突 南ベトナム臨時革命政府樹立宣言 ニクソン・ドクトリン発表
1970 (昭45)	1 . 14 10 . 20	中曽根長官就任 第1回防衛白書「日本の防衛」発表	I	国産初の人工衛星打上げ成功 「よど号」事件 日米安保条約自動継続	1 . 24 3 . 5 8 . 12	核不拡散条約発効
1971 (昭46)	7.5 7.30 8.2	沖縄防衛取極(久保・カーチス取極) 署名 増原長官就任 全日空機、自衛隊機と衝突(雫石) 西村長官就任 江崎長官就任	6 . 17 11 . 24		10 . 25	海底軍事利用禁止条約署名 核戦争の危険を減少するための措置に関する米ソ間協定 署名 国連総会、中国招請・台湾追放決議 第3次印・パ紛争(~12.17)
1972 (昭47)	4.17	「第4次防衛力整備5か年計画の大綱」 国防会議決定、2.8閣議決定 「自衛隊の沖縄配備」国防会議決定、 4.18閣議報告 増原長官就任 「4次防の主要項目」、「文民統制強化 の措置」など国防会議・閣議決定	4.10		5 . 26 7 . 3	生物兵器禁止条約署名 ニクソン米大統領訪ソ、SALT 署名、ABM制限に関す る協定署名 印・パ平和協定署名
1973 (昭48)	1 . 23 2 . 1 5 . 30 7 . 1	第14回日米安保協議委員会、在日基 地整理統合(関東計画)に合意 防衛庁「平和時の防衛力」発表 山中長官就任 自衛隊の沖縄防空任務開始	9.21	札幌地裁、自衛隊違憲判決(長 沼判決) 日本、北ベトナムと国交樹立 日ソ首脳会談(モスクワ)	3 . 29 6 . 22	ベトナム和平協定署名(1.28停戦) 米軍、ベトナム撤兵完了 ブレジネフ・ソ連書記長訪米、核戦争防止協定署名 第4次中東戦争(~10.25) アラブ石油輸出国機構の10か国、石油の供給削減決定
1974 (昭49)	11 . 12	防衛医科大学校開校 宇野長官就任 坂田長官就任	12.9	三木内閣成立	5.18 7.3	インド、初の地下核実験 ニクソン米大統領訪ソ、地下核実験制限条約署名
1975 (昭50)	8 . 29	日米防衛首脳会談 (坂田・シュレシンジャー、東京)			3 . 26 4 . 30 8 . 1 11 . 15	サイゴン陥落、南ベトナム政府、無条件降伏 欧州安全保障・協力会議(CSCE) 最終文書を採択(ヘ ルシンキ)
1976 (昭51)	9.6	降毎年発表) 防衛協力小委員会設置		核不拡散条約、日本について 発効 福田内閣成立	7. 2 8.18 9. 9	板門店米軍将校殺害事件
1977 (昭52)	8 . 10 11 . 28	防衛計画の体系化確立 防衛庁、有事法制研究を開始 金丸長官就任 「F - 15、P - 3C導入」国防会議決定、 12.29閣議了解	7.1	海洋二法(200海里漁業水域 法、領海12海里法)施行	l .	SEATO解体(条約は存続) 北朝鮮、日本海及び黄海に軍事境界線を設定
1978 (昭53)	11 . 27	防衛庁、有事法制研究のあり方、目的 等を公表 (空)初の日米共同訓練(三沢東方・ 秋田西方、~12.1) 「日米防衛協力のための指針」日米安 保協議委員会了承、11.28国防会議で 審議の上閣議報告了承 山下長官就任	1	日中平和友好条約署名(北京) 大平内閣成立		キャンブデービッド合意 米台相互防衛条約破棄 ベトナム軍、カンボジア侵攻

年		防衛		国 内		国際
1979 (昭54)	1 . 11 7 . 17 7 . 25 11 . 9	「E - 2C導入」国防会議・閣議決定 「中期業務見積りについて(昭和55年度~昭和59年度)」発表 山下長官、現職長官として初の訪韓 (~7.26) 久保田長官就任	11.9	第2次大平内閣発足	1. 1 1. 7 2. 1 2.17 3.26 6.18 10.26 12.27	イラン、イスラム革命 中・越紛争 (~3.5) エジプト・イスラエル平和条約署名
1980 (昭55)		細田長官就任 海上自衛隊、リムパックに初参加 (~3.18) 大村長官就任	7.17	鈴木内閣成立 総合安全保障関係閣僚会議設 置	4 . 11 5 . 18 9 . 22	1
1981 (昭56)	4 . 22 10 . 1 11 . 30	防衛庁、「有事法制の研究について」 で研究対象となる法令の区分等を公表 (陸)初の日米共同訓練(通信訓練) (東富士、~10.3) 伊藤長官就任	11 . 30	鈴木改造内閣発足	12 . 13	ポーランド、戒厳令布告、救国軍事評議会を設置
1982 (昭57)	2 . 15 5 . 15 7 . 23 11 . 27	(陸)初の日米共同指揮所訓練(滝ヶ原、~2.19) 駐留軍用地特措法に基づき、沖縄所在施設・区域内の一部土地の使用を開始「56中期業務見積り」を国防会議に報告、了承谷川長官就任		判決	6 . 6 6 . 29	フォークランド紛争(~6.14) イスラエル軍、レバノン侵攻 第1次米ソ戦略兵器削減交渉(START)開始(ジュネーブ) 中国、SLBMの水中発射実験に成功
1983 (昭58)	1 . 14 12 . 12 12 . 27	政府、対米武器技術供与の途を開くことを決定 (空)初の日米共同指揮所訓練 (府中、~12.15) 栗原長官就任		CCW本体、第 議定書、第 議定書、第 議定書、日本 について発効 第2次中曽根内閣発足	3 . 23 9 . 1 10 . 9 10 . 25	ビルマで北朝鮮のテロ行為により韓国閣僚ら19人爆死
1984 (昭59)	6 . 11	(海)初の日米共同指揮所訓練(横須賀、~6.15) 防衛庁、「有事法制の研究について」で今後の研究の進め方等を公表 加藤長官就任	11 . 1	第2次中曽根改造内閣発足		
1985 (昭60)	9 . 18	「中期防衛力整備計画」国防会議・閣議決定 対米武器技術供与実施細目取極締結	8 . 12 12 . 28	日航機墜落事故 第2次中曽根改造(第2次) 内閣発足		ニュージーランド、米駆逐艦プキャナンの寄港拒否 ゴルバチョフ・ソ連書記長就任 米ソ軍備管理交渉開始 中国、解放軍の100万人削減を発表
1986 (昭61)	7. 1 7.22	初の日米共同統合指揮所演習(~2.28)「安全保障会議設置法」施行 栗原長官就任 対米武器技術供与第1号政府決定 初の日米共同統合実動演習(~10.31)「昭和62年度予算における『当面の防衛力整備について』(昭和51年11月5日閣議決定)の取扱いについて」安全保障会議・閣議決定	7 . 22	第3次中曽根内閣発足	4 . 26 8 . 10 9 . 22 10 . 11	を停止すると発表 欧州軍縮会議(CDE)最終文書を採択(ストックホルム)
1987 (昭62)	1 . 24 1 . 30 11 . 6 12 . 18	「今後の防衛力整備について」安全保障会議・閣議決定 「在日米軍駐留経費負担に係る特別協定」署名(6.1発効) 瓦長官就任 「洋上防空体制の在り方に関する検討」 安全保障会議了承	8.26	ココム規制違反不正輸出事件 で逮捕 「国際緊急援助隊派遣法」成 立	11 . 29 12 . 8	大韓航空機、ベンガル湾上空を飛行中に北朝鮮のテロ行為により爆破される INF条約署名
1988 (昭63)	4 . 12 7 . 23 8 . 24	国に対する一定の防衛分野における技 術上の知識の供与に関する交換公文」 署名 潜水艦・遊漁船衝突事故(横須賀沖)	6 . 1 12 . 27	青函トンネル開業 最高裁、自衛官合祀訴訟判決 第2次竹下内閣発足	3.14 5.29 8.17 8.20 12.7	米ソ首脳会談(モスクワ、~6.1、INF条約批准書交換) 米ソ、初の地下核実験共同検証実施(ネバダ)
1989 (昭64)			1. 7	昭和天皇崩御		

年		防衛		国 内		国際
1989 (平成元)	1 . 27 6 . 3 8 . 10	「防衛力検討委員会」設置 山崎長官就任 松本長官就任	2 . 24 6 . 3 8 . 10	宇野内閣成立	2 . 15 5 . 17 6 . 4 11 . 9	ゴルバチョフ・ソ連書記長、極東ソ連軍の12万人削減等 について発表(北京) 天安門事件 東独、西側への自由出国を許可(ベルリンの壁の実質的 崩壊)
1990 (平成2)	6.19	平成7年度)について」安全保障会議・ 閣議決定	8 . 30 9 . 14 10 . 16	第2次海部内閣発足 政府、湾岸での平和回復活動 に対する10億ドルの協力を 決定 政府、中東貢献策として湾岸 での平和回復活動に対紛争局 10億ドル追加協力、ル経済援 助を決定 「国連平和協力法案」廃案 即位の礼	8.2 9.30 10.3 11.19	イラク軍、クウェート侵攻 韓ソ国交樹立 ドイツ統一 CFE条約・22か国共同宣言、パリ憲章に署名、CSBMウィーン文書承認
1991(平成3)	1 . 25 4 . 26 6 . 3 10 . 9	「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(4.17発効) 「湾岸危機に伴う避難民の輸送に関する暫定措置に関する政令」閣議決定(1.29公布施行) 掃海艇など6隻、ペルシャ湾へ出港雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣(~95.12.16) 国連のイラク化学兵器調査団に初の自衛官派遣	1.17 1.24 11.5	議決定	2 . 28 3 . 31	漠の嵐」作戦を開始 多国籍軍地上部隊、クウェート・イラク進攻 多国籍軍、イラクに対する戦闘行動を停止 WPO軍事機構解体 ユーゴのクロアチア、スロベニア両共和国が独立を宣言 エリツィン・ロシア共和国大統領就任
1992 (平成4)	12 . 11	政府専用機(B-747)防衛庁へ所属替え 国連カンボジア暫定機構(UNTAC)へ自衛隊の部隊等を派遣(~93.9.26)中山長官就任「中期防衛力整備計画(平成3年度~平成7年度)の修正について」安全保障会議・閣議決定	6.29 8.10 10.23	「国際緊急援助隊法改正法」施行 「国際平和協力法」施行 天皇皇后両陛下訪中 (~10.28)	2.7 2.25 5.25 6.16 7.2 8.24 11.9 11.24	中国、尖閣諸島を中国領と明記した「領海法」を公布・発効 北朝鮮で初のIAEA特定査察実施(~6.5) 米・露首脳会談、戦略核兵器の大幅削減につき合意達成 (ワシントン、~6.17) ブッシュ米大統領、米国外の地上、海上配備戦術核兵器 の国内への撤去完了発表 中韓、国交樹立 CFE条約正式発効
1993 (平成5)	7 . 12 8 . 9 10 . 13	国連モザンビーク活動 (ONUMOZ) へ自衛隊の部隊等を派遣 (~95.1.8) 北海道南西沖地震に伴う災害派遣 (~8.12) 中西長官就任 「日露海上事故防止協定」署名 愛知長官就任	6.9	日本、化学兵器禁止条約署名 皇太子徳仁親王殿下の結婚の 儀 細川内閣発足	3 . 12 5 . 29 6 . 11 9 . 1 9 . 13 10 . 3	米露首脳会談(モスクワ)START 署名 化学兵器禁止条約署名 北朝鮮、NPT脱退を宣言 北朝鮮、日本海中部に向けて、弾道ミサイルの発射実験 を実施 米朝協議第1ラウンド共同声明で北朝鮮はNPT脱退を留 保 米国防省、「ボトムアップ・レビュー」発表 イスラエルとPLO、「暫定自治原則宣言」署名 UNOSOM とソマリア武装勢力が武力衝突、米兵18名 が死亡した他、多数の死傷者 EU発足
1994 (平成6)	4 . 28 6 . 30 9 . 17 11 . 9	第1回日中安保対話(北京) 神田長官就任 玉沢長官就任 ルワンダ難民救援のためザイールへ自 衛隊の部隊等を派遣(~12.28) 第1回日韓防衛実務者対話(ソウル) 第1回アジア・太平洋安全保障セミナ ー(防衛研究所主催、~12.17)		羽田内閣発足村山内閣発足	3.31 6.14 6.17 7.8 7.25 8.31 10.21 12.1 12.5	協定採択 IAEA核査察チーム、北朝鮮の申告済み核関連施設 7 か所に対する核査察開始(~3.14) ソマリア派遣の米軍、撤退完了 国連安保理、北朝鮮に核査察完了を促す議長声明採択(4.4 北朝鮮拒否) ココム解体 北朝鮮、IAEAからの脱退を米国に通知 カーター元米大統領訪朝、金日成主席と会談 金日成北朝鮮主席、死亡 第1回ASEAN地域フォーラム(バンコク) ロシア軍、旧東独、パルト3国から撤退完了 米朝「枠組み文書」に署名

年	防衛	国 内	国際
1995(平成7)	1.17 阪神・淡路大震災に伴う災害派遣 (~4.27) 3.20 地下鉄サリン事件に伴う災害派遣 (~3.23) 6.5 自衛隊機と韓国軍機との間の偶発事故 防止措置の書簡交換 6.9 今後の防衛力の在り方についての第1 回安全保障会護開催(以降、12.14までに計13回実施) 衛藤長官就任 9.27 「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(96.4.1発効) 9.29 駐留軍用地特指法による使用権原取得 手続の一部を沖縄県知事が拒否 「平成8年度以降に係る防衛計画の大網について」安全保障会議・閣議決定 11.28 「中期防衛力整備計画(平成8年度~平成12年度)について」安全保障会議・閣議決定(12.15閣議決定)	談(沖縄に関する特別行動委 員会(SACO)設置につき合 意)	1. 1 CSCE、OSCEに発展解消 2. 27 米国防省、EASRを発表 3. 9 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)発足 NPTの無期限延長を採択 李登輝台湾総統、訪米 7. 11 クリントン米大統領、米越国交正常化発表 12. 14 ポスニア和平協定がパリで正式調印 東南アジア10か国、ASEAN首脳会議で東南アジア非核兵器地帯条約に署名 12. 20 NATO主体のIFOR、国連保護隊に代わり正式活動開始
1996(平成8)	1.11 日井長官就任 1.31 日井長官就任 国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)へ自衛隊の部隊等を派遣(~継続中) 3.29 駐留軍用地特措法による使用権原取得のための総理代理署名、裁決申請 4.1 楚辺通信所一部土地使用期限切れ 4.15 日米物品役務相互提供協定及び手続取 極署名 4.17 「日米安全保障共同宣言」 7.26 海自艦艇、初の訪虂(ウラジオストク、~7.30) 9.2 海自艦艇、初の訪虂(ウラジオストク、~7.30) 9.18 駐留軍用地特措法による公告・縦覧手続を沖縄県知事が代行(~10.2) 10.29 第1回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム(~10.31、東京) 11.7 久間長官就任 12.24 「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」安全保障会議・閣議決定	の全部返還について合意) 4.15 SACOの中間報告が日米安全保障協議委員会で了承 4.16 区域に関連する問題の解決促進について」閣議決定 7.20 国連海洋法条約、日本について発効最高裁、駐留軍用地特措法による代理署名についての職務執行命令訴訟判決 9.8 沖縄県民投票 9.17 「沖縄政策協議会の設置について」閣議決定	1.26 米上院、START 批准 フランス、核実験実施(1.29終了宣言) 3.8 中国、3.8~25の期間に計3回、台湾近海においてミサイル発射訓練、海・空軍の実弾演習、陸海空統合演習を実施 3.23 台湾、初の総統直接選挙、李登輝総統再選 7.29 中国、地下核実験実施(45回目)、同日に核実験のモラトリアム(一時休止)の実施を発表 国連総会、CTBT採択 9.18 北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸で座礁、乗員が韓国領土に侵入 9.27 タリパーンはアフガニスタンの首都カブールを制圧、暫定政権樹立を宣言 ロシアとチェチェン、停戦合意 米国大統領選挙、クリントン大統領が再選 NATO、ボスニア駐留IFORの後継部隊(SFOR)を派遣することで基本合意
1997 (平成9)	1.20 情報本部の新設 4.23 情報本部の新設 「駐留軍用地特措法の一部改正法律」 公布・施行 4.25 楚辺通信所一部土地の暫定使用開始 嘉手納飛行場など12施設の一部土地 の暫定使用開始 6.9 化学兵器禁止機関(OPCW)へ自衛官を派遣(査察局長)カンポジアにおける武力衝突に際して、 C-130Hをタイ・ウタバオへ移動 (~7.16) 9.23 新日米防衛協力のための指針を日米安全保障協議委員会了承 中期防衛力整備計画(平成8年度~平成12年度)の見直しについて」安全保障会議・閣議決定	示 12.3 日本、対人地雷禁止条約署名 名護市、米軍のヘリポート基 地建設の是非を問う市民投票 名護市長海上ヘリポート受入 れを正式発表	3.14 4.29 中国、国防法制定 化学兵器禁止条約発効 5.12 ロシアとチェチェン、「平和条約」に署名 7.16 都港、中国へ返還 7.16 北朝鮮兵士、軍事境界線(MDL)越境、韓国軍と銃砲撃戦 7.18 NATO・ロシア常設合同理事会が発足 7.23 CFE条約枠組み修正合意 8.19 KEDO、北朝鮮に供与する軽水炉の着工式 金正日朝鮮労働党書記、党総書記に就任 中露首脳会談、中露共同声明に署名(北京)、中露東部 国境の画定を宣言 12.3 対人地雷禁止条約署名
1998 (平成10)	3.26 即応予備自衞官制度の導入 4.28 協定の署名 5.18 インドネシアにおける暴動に際して、 C-130Hをシンガポール・パヤレバに移動(~5.27) 「国際平和協力法改正法」公布、施行 (武器使用に係る部分は7.12施行) 7.29 海・空各自衞隊とロシア海軍との捜索・救難活動の共同訓練(初の本格的な日 露共同訓練) 7.30 額賀長官就任 8.31 北朝鮮、日本上空を超えるミサイル発射を実施 9.3 調本元幹部、背任容疑で逮捕。防衞庁に対する強制捜査	9.1 ネルギー機構) 労担調印拒否 日朝交渉当面凍結 9.2 北朝鮮に追加制裁(チャーター便不可) 10.21 KEDO署名(協力凍結を解除) 12.3 CCW第 改正議定書、日本について発効 情報収集衛星の導入について閣議決定	2.23 国連とイラク、イラクが即時、無条件、無制限の査察を受け入れるとの了解覚書に署名 4.6 英仏、CTBT批准 5.11 インド地下核実験実施(13日にも実施) 5.14 インドネシアの首都ジャカルタで大規模暴動 バキスタン、地下核実験医(30日にも実施) 6.11 バキスタン政府、核実験の一方的なモラトリアムを発表 6.22 北朝鮮潜水艦、韓国東岸に侵入、韓国軍がこれを拿捕 6.22 韓国東岸で北朝鮮武装工作員の死体等を発見 7.27 中国、初の総合的な国防白書「中国の国防」を発表 8.20 米軍、アフガニスタンとスーダンのテロ施設を爆撃 9.5 金正日朝鮮労働党総書記、国防委員会委員長に再任 10.23 イスラエル・パレスチナ自治政府、ワイリバー合意に調印 12.17 米英両軍・イラクに対し、UNSCOM査察協力拒否への制裁措置として、「砂漠の狐作戦」を開始(~12.20) 12.18 北朝鮮の半潜水艇、韓国南岸に侵入、韓国軍、これを撃 沈

年	防衛	国 内	国際
1998 (平成10)	9.3 沖縄県収用委員会の使用裁決(5.19) に基づき、嘉手納飛行場など12施設の大部分の土地の使用開始 ホンジュラスにおける国際緊急援助活動に自衛隊の部隊等を派遣(~12.9) 3 自衛隊初の統合部隊の演習、陸海空で2,400人規模(硫黄島) 「防衛調達改革の基本的方向について」を公表野呂田長官就任「弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究について」安全保障会議了承		
1999 (平成11)	3.23 能登半島沖不審船事案(3.24海上警備 行動発令) 4.2 「調達改革の具体的措置」を公表 「自衛隊法」の報送)公布・施行 8.5 り 公布・施行 8.5 り 独計のの表別では、100円の機会で、 り、200円のでは、10	9.30 茨城県東海村の民間のウラン加工施設で臨界事故 小渕第2次改造内閣発足 東京地裁、諸富被告人ほか 12名に対し、背任罪等で有罪判決 沖縄県知事、普天間飛行場の 移設候補地を表明 12.1 付山訪朝団と朝鮮労働党は共同 発表に調印(~12.3) 名護市長、普天間飛行場の代替施設の受け入れ表明 「普天間飛行場の移設に係る 政府方針」閣議決定	10.25国連安全保障理事会、東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) 設置の決議案を採択12.17国連安全保障理事会、UNMOVICを設置12.20ポルトガル統治下のマカオ、中国に返還12.31エリツィン・ロシア大統領、辞任
2000(平成12)	3.29 有珠山噴火に伴う災害派遣開始(~7.24) 5.8 防衛庁、市ヶ谷庁舎へ移転 6.16 原子力災害特別措置法(原子力災害派遣の創設)の施行 6.27 三宅島火山噴火に伴う災害派遣(~01.10.3) 7.4 虎島長官就任 9.8 ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいした現職の海上自衛官を逮捕「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(01.4.1発効) 9.11 「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(01.4.1発効) 9.13 中国遺棄化学兵器廃棄処理事業(北安市)に自衛官派遣 防衛庁「秘密保全体制の見直し・強化について」の報告書をとりまとめ斉藤長官就任「中期防衛力整備計画(平成13年度~17年度)について」安全保障会議・閣議決定	乗開始 参議院の憲法調査会初会合 (2.17衆議院) 4.5 7.4 第2次森内閣発足 7.21 九州・沖縄サミット首脳会合 (~7.23) 8.25 普天間飛行場の移設に係る「代替施設協議会」設置 11.20 共産党第22回党大会におい て、「自衛隊の容認」を決定 第2次森改造内閣発足	2.6 プーチン・ロシア大統領代行、チェチェン共和国の首都
2001(平成13)	1.6 管理局、契約本部の新設 インドにおける国際緊急援助活動に自衛隊部隊を派遣(~2.11) 2.9 UNMOVICへ要員派遣(~05.3) 3.1 「船舶検査活動法」施行 4.26 中谷長官就任 9.21 「防衛力の在り方検討会議」発足、第1回会議開催 7フガニスタン難民救援国際平和協力業務の実施(~10.12) 11.2 「テロ対策特措法」「自衛隊法一部改正法」(警護出動、秘密保全のための罰則の強化(防衛秘密)等)公布・施行(秘密保全のための罰則の強化(支のための罰則の強化は02.11.1施行) 11.9 情報収集のための自衛隊艦艇をインド洋に向け派遣 7ロ対策特措法に基づき、海自の補給艦、掃海母艦、護衛艦が協力支援活動等実施のため出港	高等学校実習船(えひめ丸)・ 米潜水艦衝突沈没事故 3.7 ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいした元海上自衛官に実刑判決 「情報公開法」施行 4.26 小泉内閣成立 5.3 北朝鮮人らしき人物らを拘束(偽造旅券で不法入国の疑い)「防衛省設置法案」衆議院に議員提出 8.13 小泉首相、靖国神社参拝 9.19 米国同時多発テロ受け、小泉首相が当面の措置を発表 政府が緊急テロ対策本部を設置し、第1回会議において「緊	アロヨ・フィリピン大統領、就任 イスラエルでシャロン政権が発足 米中軍用機接触事故 6 . 15 「上海協力機構」創設 7 . 15 ムシャラフ・パキスタン大統領訪印、パジパイ・インド首相と会談 9 . 3 江沢民総書記、訪朝(~9.5) 9 . 11 ※国同時多発テロが発生(世界貿易センターピル・米国防省に3機衝突し、数千人死亡) 9 . 12 同時多発テロに対し、国連安保理が非難決議 9 . 14 オーストラリア、ANZUS条約に基づき集団的自衛権発動を決定 10 . 1 ※国、4年毎の国防計画の見直し(QDR)発表 10 . 2 NATO、米国同時多発テロに対し、北大西洋条約第5条(集団防衛条項)の適用を正式決定 10 . 7 米英軍、アフガニスタン攻撃開始 米露首脳会談、ブッシュ米大統領が戦略核弾頭を今後10

年		防衛		国 内		国際
2001 (平成13)	12.2	司法に基づく空自による在日米軍基地間の国内空輪を開始 司法に基づき、海自補給艦によるインド洋における米艦船への洋上給油及び空自による国外空輪を開始「国際平和協力法一部改正法」(PKF本体業務の凍結の解除等)施行「空中給油・輸送機の機種選定について」安全保障会議了承	12. 1	計画を閣議決定	12 . 1 12 . 3 12 . 5 12 . 7 12 . 13 12 . 20 12 . 22	台湾立法委員選挙、陳水扁総統率いる与党・民主進歩党が第一党に 米国、ミサイル防衛実験成功 米国及びロシア、START の履行を完了 アフガニスタンの反タリパーン勢力がカンダハルを奪還 インドで国会襲撃事件発生 国連安保理、国際治安支援部隊(ISAF)を設立する決議 を採択 アフガニスタン暫定行政機構が発足、ハミド・カルザイ 氏が議長に就任 ロシア、キューバ基地より撤兵完了
2002(平成14)	3 . 2 . 3 . 3 . 7 . 3 . 3 . 27 . 4 . 1 . 3 . 4 . 22 . 5 . 4 . 29 . 4 . 29 . 4 . 29 . 30 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 .	テロ対策特措法に基づき、海自補給艦洋によるインド洋における英艦船へののは、一位、6.25)の派遣を開始(一位、6.25)ののH - 6D、2機墜落(陸自、大分県玖珠郡衛浦村の調査・100円 - 60、2機墜落(陸自、大分県玖珠郡衛南市砂川、100円 - 6D、2機墜落(陸自、大分県玖珠郡衛南市砂川、100円 - 6D、2機墜第10円 - 6D、2機運車等分働者労務管理機構2回主催したのでは、100円 - 6D、2根 - 6D、2 - 6D 2	4 . 16 5 . 17 5 . 31 6 . 11 7 . 29 9 . 11 9 . 17 9 . 30 10 . 13 10 . 15 10 . 23	施計画等閣議決定 最高裁、新英型基地訴訟で住民の上告棄益 「安全保験」、「自衛議決定 」、「自衛議決定 」、「自衛議決定 が展立、「自衛議決定 が展立、「自衛議決定 が展立、「自衛議決定 が展立、「自衛議決定 が展立、「自衛議決定 が展立、「自衛法に を が表すを を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	1 . 8 1 . 21 1 . 29 5 . 4 5 . 20 5 . 24 5 . 28 6 . 13 6 . 29 9 . 12 9 . 20 10 . 3 10 . 12 10 . 16 11 . 21 11 . 21 11 . 21 11 . 27 11 . 29 12 . 7 12 . 12 . 13 12 . 17	アフガニスタン復興支援会議(東京、~1.22) ブッシュ米大統領、一般教書演説「悪の枢軸」発言 ロシア軍、カムラン湾軍事基地のペトナム返還完了 東ティモール民主共和国独立。UNTAETからUNMISET へ移行 米露戦略核兵器削減条約調印 NATO - ロシア首脳会談で「NATO・ロシア理事会」設 置で正式合意 米国、ABM条約から正式に脱退 北方限界線を越境した北朝鮮警備艇と韓国側警備艇との間での銃撃戦事件 ブッシュ米大統領、イラクに関する国連演説 米政府、国家安全保障戦略を発表 ケリー米国務次官補訪朝(~10.5) パリ島で爆弾テロ 米政府、北朝鮮がケリー国務次官補訪朝時、核兵器用ウラン濃縮計画を認めたとの声明を発表 チェチェン武装勢力によるモスクワ劇場占拠事件発生 KEDO理事会、12月からの北朝鮮への重油提供の凍結決定 NATO首脳会談、中東欧7カ国の新規加盟を決定、「プラハ宣言」を発表、NATO即応部隊創設を合意 国連査察団バグダッド入り、4年ぶり査察再開 IAEA理事会、北朝鮮に対し核査察受け入れ要求決議 イラク、大量破壊兵器開発計画に関する報告書を国連へ 提出 北朝鮮、核関連施設の再稼働と建設再開を発表 EU首脳会議、東欧10か国の新規加盟を決定
2003(平成15)	3 . 30 . 5 4 . 21 . # 5 . 21 . 7 7 . 17 . 5 # 9 . 11 . 3 11 . 15 . 1 12 . 19 . 5 12 . 26 . 3	自衛隊が保有する対人地雷の廃棄完了 (例外保有を除く) イラク難民救援国際平和協力業務の実 施(イラク難民救援空輸隊、4.2に帰着) 航空自衛隊による空中給油訓練(~5.1) U-36A横転事故(海自除平和協力) イラク被災民救援空輸隊、8.18 総員帰国) メテロ対策自にを選び、8.18 総員帰国) メテロ対策官に危機工の連入政策 デエリアルが事者報のに導入 での導入では、 第000年の が上している。 が、100年の で、100年の に、100年の で、100年の で、100年の で、100年の で、100年の で、100年の で、100年の で、100年の に、100年の で、100年の	7 . 26 9 . 14 9 . 30 10 . 7	替施設建設協議会」設置 「個人情報保統」 「個人情報保統対処関連3法、 参院本会議で可決成立立 不分人人議ででインスを議でをインスでなる。 一、大学のでは、一、大学のは、一、一、大学のは、一、大学のは、一、大学のは、一、大学のは、一、大学のは、一、大学のは、一、大学のは、一、大学のは、一、大学のは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	1 . 24 2 . 25 3 . 7 3 . 15 3 . 17 3 . 20 4 . 30 5 . 1 5 . 22 5 . 31 6 . 1 7 . 13 8 . 5 8 . 6 8 . 19 8 . 27 9 . 12 10 . 23	米英西、国連安保理外相級会合でイラクに大量破壊兵器の武装解除を求める修正決議案を提出中国全人代、胡錦涛氏を国家主席に選出。江沢民氏は国家中央軍事委員会主席に留任 米英両国、イラクに関する安保理修正決議案の採択を断念 米英軍等、対イラク軍事行動開始 米・露・国連・EU、パレスチナ新和平案「ロードマップ」を提示 ブッシュ大統領、イラクにおける主要な戦闘の終結宣言ラムズフェルド米国防長官、アフガニスタンにおける主要な戦闘の終結を宣言 国連加盟国に対しイラク復興支援等を可能とする決議が大多数の賛成を得て採択 米大統領、拡散に対する安全保障構想(PSI)初提唱 米露首脳会談、米霊戦略核兵器削減条約批准 イラク統治評議会発足 ジャカルタで米系ホテルに対する自爆テロ 上海協力機構、対テロ合同軍事演習(~8.12) パクダッドの国連本部事務所に対する爆弾テロ 第1回六者会合(~8.29) 拡散に対する安全保障構想(PSI)初の合同演習、豪北 東サンゴ海で実施(~9.14) 北朝鮮外務省、使用済燃料棒の再処理完了発表

年		防衛		国内		国際
2005	1. 4	インドネシア・スマトラ島沖大規模地	1. 17	ゴラン高原国際平和協力業務	1. 9	スーダン政府とスーダン人民解放運動/軍(SPLMA)が、
(平成17)		震及びインド洋津波被害に際して、国		実施計画変更の閣議決定		包括和平協定調印
		際緊急援助活動を実施するため、イン	1. 19		1. 12	欧州議会、EU憲法を支持する決議採択
		ドネシアへ自衛隊部隊を派遣 (~3.23 帰国完了)	0 47	する対処方針を新たに策定 那覇地裁沖縄支部、第4次嘉	1. 15	中国と台湾が中台直航ルートの臨時チャーター便の運航 で合意
	1. 9		2. 17	那朝地裁冲縄支部、第4次 手納基地騒音訴訟判決(2.28		で言息 アッバス氏がパレスチナ自治政府議長就任
	1. 3	ガポール、マレーシア、韓国歴訪(~		~ 控訴審)	1. 20	プッシュ米大統領、就任(2期目)
		1.13)	2. 26	H2Aロケット打ち上げ成功	1. 30	イラク、国民議会選
	2. 1		3. 8	朝日新聞機が無許可で竹島に	2. 4	韓国、4年ぶりに国防白書を発刊
		テオ、東京)		接近したとして韓国政府抗議	2. 8	シャロン・イスラエル首相とアッパス・パレスチナ自治
	2. 19	日米安全保障協議委員会(「2+2」、 ワシントン)、日米共通の戦略目標を	3. 14	マラッカ海峡で日本の船舶が襲撃を受け、乗員3人拉致	2. 10	政府議長が会談 北朝鮮、「核兵器製造」等を内容とする外務省声明発表
		ひりントン)、日本共通の戦略自標を 確認		(3.20解放)	2. 10	九切牌、 核共命製造」等を内容とするが紡貨店の先後 ベイルートで爆弾テロが発生、ハリリ・レバノン元首相
	3. 5	自走120mm迫擊砲砲弾落達未確認事	3. 16	島根県、「竹島の日」制定		が死亡
		案(陸自、北海道大演習場島松地区)	3. 25	国民保護基本指針、閣議決定		フィリピン、マニラ首都圏等で同時爆弾テロ
	3. 7	イラク・ムサンナー県の治安維持任務		愛・地球博 (~9.25)	2. 22	豪首相、イラク南部への豪軍増派を発表
	2 00	を英軍がオランダ軍から引継ぐ	3. 27 4. 1	日仏首脳会談	2. 26	米、92年から停止のインドネシアに対する軍事教育訓練 再開を発表
	3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震に伴う 災害派遣(~4.25)	4. 1	個人情報保護法全面施行 行政機関個人情報保護法施行	3. 5	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	3. 24		4. 13		0. 0	日に「反国家分裂法」採択
	4. 4	デ・ホープ・スケッフェルNATO事務		開発をめぐる日本の民間事業		アサド・シリア大統領、レバノン駐留軍の撤退方針を表
		総長、防衛庁訪問		者への試掘権付与手続き開始		明
	4. 14	MU-2救難捜索機墜落(空自、新潟	4. 15	214 MAI 707 CO	3. 8	チェチェン独立派のマスハドフ司令官死亡
	/ 10	県阿賀町山岳地) 日スイス防衛首脳会談 (大野・シュミ	4. 20	書を議決 参議院憲法調査会、最終報告	3. 11 3. 13	英議会、テロ防止法を可決成立 │キルギス議会選をめぐり混乱、大統領が正式に辞任(~│
	4. 10	ロス1 人防衛目脳会談(入野・シュミ ート、東京)	4. 20	参議院恵法調宜芸、取終報古 書を議決	3. 13	十ル十人議会選をめてり混乱、人統領が正式に辞任(~ 4.4)
	4. 25	JR西日本福知山線列車事故に伴う災	4. 20	日豪首脳会談	3. 14	タイ、第2期タクシン政権発足
		害派遣	4. 22	テロ対策特措法に基づく基本	3. 20	アナン国連事務総長、国連改革に関する報告書公表
	4. 26	第5次イラク復興支援群から第6次同		計画の変更を閣議決定	3. 23	盧武鉉韓国大統領、日韓関係に関する談話を発表
	F 2	群への部隊交代命令 自衛隊、タイ・チェンマイで行われる	4. 23 4. 29	日中首脳会談日印首脳会談	3. 24	国連安保理、「国連スーダン支援団」(UNMIS)を創設 する決議を採択
	3. 2	多国間共同訓練「コブラ・ゴールド05」	6. 20		4. 4	する/大磯で採が、 豪・インドネシア首脳会談、両国軍の緊密な協力等に合
		に初めて正式参加(~5.13)	7. 5	郵政民営化関連法案が衆院本		意
		日比防衛首脳会談(大野・クルス、マ		会議で可決	4. 7	カシミール地域の印パ両国支配地域を結ぶ直通バスの運
	<u> </u>		7. 7	日露首脳会談		
	5. 3	日豪防衛首脳会談(大野・ヒル、シド ニー)	7. 14	経済産業相が帝国石油に東シ ナ海のガス田の試掘権を許可	4. 9 4. 13	北京の日本大使館前等で、大規模な対日抗議デモ発生 欧州議会、ブルガリアとルーマニアのEU加盟承認
	6. 4	ー		すると表明	4. 16	上海の日本総領事館前等で、大規模な対日抗議デモ発生
		略研主催、シンガポール)への大野防	8. 8	郵政民営化法案の参院本会議	4. 17	パキスタン大統領訪印。印パ首脳会談
		衛庁長官の参加(~6.5)		否決を受け、衆院解散	4. 20	NATO・露間で、NATO軍と露軍が互いの領内を通過す
		日米防衛首脳会談(大野・ラムズフェ	9. 11	衆議院議員総選挙	4 00	ることや、合同演習を可能にする地位協定調印
	6 6	ルド、シンガポール) 日ニュージーランド防衛首脳会談 (大	9. 21 10. 14	第3次小泉内閣発足 郵政民営化法案が参院本会議	4. 22 4. 25	アジア、アフリカ首脳会議(~4.23) プルガリア、ルーマニアが、EU加盟条約調印
	0. 0	野・バートン、東京)	10. 14	で成立	4. 26	レバノン駐留シリア軍が撤退
	6. 28		10. 28	官邸危機管理センター、関係	4. 28	イラク移行政府発足
		ム (~6.29)		省庁、地方自治体が参加した	4. 29	台湾の連戦・国民党主席訪中
	7. 19	第6次イラク復興支援群から第7次同 群への部隊交代命令	10. 31	緊急対処事態図上訓練 第3次小泉改造内閣発足	5. 5	英総選挙、労働党が議会下院の過半数を制して3期連続 での政権維持が決定
	8 5	カムチャツカ沖のロシア海軍小型潜水	10. 31	テロ対策特措法一部改正案施	5. 7	
	"	艇事故に際して、国際緊急援助活動の		行(有効期間を1年間延長)	5. 10	
		ため、海自艦艇を派遣(~8.10)	11. 3	日朝政府間協議が約1年ぶり	5. 11	
	8. 21	第19次ゴラン高原派遣輸送隊から第	44 44	に再開	F 46	し完了を発表
	م ۵	20次同隊への部隊交代命令 台風14号による被害に伴う災害派遣(~	11. 11	「平成17年10月29日に実施 された日米安全保障協議委員	5. 13 5. 20	ウズベキスタンで武装勢力による反政府暴動が発生 UNMISET終了
	5. 0	9.18)		会において承認された事項に	5. 29	フランス、欧州憲法条約批准を国民投票で否決
	9. 12	鳥インフルエンザに係る災害派遣(茨		関する当面の政府の取組につ		レバノン国民議会選挙(~6.19)
		城県小川町、~9.30)	.	いて」閣議決定	6. 1	オランダ、欧州憲法条約批准を国民投票で否決
	10. 11	第7次イラク復興支援群から第8次同群への部隊交代命令	11. 16	日米首脳会談、日米同盟強化	6. 2 6. 10	中印露外相会談(ウラジオストク) 米韓首脳会談(ワシントン)
	10. 12	群への部隊交代のマ パキスタン等大地震被害に際して、国	11. 18	で一致 日韓首脳会談	6. 10	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		際緊急援助活動のため、パキスタンへ	11. 21	日露首脳会談	6. 16	EU首脳会議 (ブリュッセル、~6.17)
		自衛隊部隊を派遣(~12.2帰国完了)	11. 27	福井県で国民保護法に基づく	6. 21	南北閣僚級会談 (ソウル、~6.24)
	10. 20	陸上自衛隊と北海道警がテロに備え、	40 -	初の実動訓練	0.0:	米越首脳会談(ワシントン)
	10 20	初の共同実動訓練を実施 日米安全保障協議委員会(「2+2」、	12. 5 12. 8	日イラク首脳会談 自衛隊イラク派遣の1年延長	6. 24 6. 28	イラン大統領選、保守派アフマディネジャド氏当選 米・印両国防相、武器の共同生産、ミサイル防衛での協
	10. 29	ロボダ王体障励磁安員云(2 + 2] 、 ワシントン)、「日米同盟:未来のた	12. 0	日間除了フグ派遣の「牛延長」を閣議決定	0. 20	湖を内容とする軍事協定に調印
		めの変革と再編」を発表			7. 5	上海協力機構首脳会議(カザフスタン)、加盟国内の対
	1	額賀長官就任			_	テロ連合国軍基地の駐留期限を求める声明を発表
	12. 1	防衛庁職員給与法の一部改正(給与改			7. 6	グレンイーグルズ・サミット (~7.8)
	12. 3	定)を施行 額賀長官、イラク・クウェートを訪問			7. 7 7. 12	ロンドンで連続爆破テロが発生 米とシンガポール、安全保障協力強化を内容とする「戦
					7. 12	木とシノガが一ル、女主休障励力強化を内谷とする・戦 略枠組み合意」に署名
		ミサイルに関する日米共同開発につい			7. 16	
		て」安全保障会議及び閣議において決			7. 19	
		定				を発表

年	防衛		国内		国際
2005 (平成17)				7. 20	米・印両国、「グローバル・パートナーシップ」構築を 目指すと共に印の原子力平和利用への米の協力強化等を 内容とする共同声明を発表
				7. 21 7. 23	ロンドンで連続爆破テロが発生 エジプト・シナイ半島のシャルムエルシェイクでホテル
					等連続爆破テロ
				7. 26 7. 29	第4回六者会合(~8.7) ASEAN地域フォーラム(ARF)閣僚会議
				8. 4 8. 17	カムチャツカ沖でロシア海軍の小型潜水艇事故(~8.7) バングラデシュのダッカなど350カ所以上でほぼ同時に
					爆発が発生
				8. 18 8. 28	初の中露合同軍事演習「平和の使命2005」(~ 8.25) イラク国民議会、憲法草案を公表
				9. 1	中国国務院は「中国の軍備管理、軍縮、拡散防止への努 カ」と顕する白書を発表
				9. 8	インドネシア・マレーシア・シンガポール3ヵ国、マラッカ海峡を通過する船舶の共同監視システムの構築に合
					意。また、航空機による初の合同パトロールの実施を決 定
				9. 9	東シナ海の日中中間線付近の「樫」ガス田周辺海域で、 中国海軍のソブレメンヌイ級駆逐艦など5隻が航行して
				0 13	いるのを海自のP - 3C哨戒機が確認 第4回六者会合再開 (~9.19)
					南北閣僚級会談(平壌、~9.16)
				9. 16	国連首脳会合、包括的な国連改革の方向性を示す「成果 文書」を採択
				9. 18 10. 1	アフガニスタン、下院選などを実施 インドネシア・バリ島で同時爆弾テロが発生
					パキスタン北部でM7.6の地震が発生 中国、「神舟6号」の打ち上げに成功
				10. 15	イラク、憲法草案の国民投票実施
				10. 16	インド・ロシア両国陸軍による初の大規模合同軍事演習 「インドラ2005」が開始 (~ 10.19)
				10. 18 10. 28	ラムズフェルド米国防長官、就任後初めて中国を訪問 胡錦濤中国国家主席、訪朝(~10.30)
				10. 29	インド・ニューデリーで連続爆弾テロ発生
				10. 31	ベトナム、中国とトンキン湾の油田共同開発を含む経済・ 貿易・エネルギー分野等での協力に合意
				11. 7 11. 8	ミャンマー情報相、首都をピンマナに移転したと発表 仏政府は、10月下旬から同国各地で発生した暴動で非常 事態を宣言
				11. 9	ョルダン・アンマンでホテル連続爆破テロ 第5回六者会合 (~11.11)
				11. 14	ロシアとウズベキスタン、同盟関係条約に調印
				11. 16	インド・パキスタン両国、パキスタン等大地震の被災者 救援活動のため、カシミール地方の実効支配線上の5地 点の解放を完了
				11. 18 11. 21	アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議(~11.19) ウズベキスタン駐留米軍基地、撤退完了
				11. 22	l
					メルケル独新首相就任
				12. 2	旧ソ連、東欧圏11ヵ国で構成する「民主的選択共同体 」 (DCC)設立
				12. 4 12. 6	シン印首相、ロシア訪問(~12.7) 米国とルーマニア、ルーマニア国内に4ヵ所の米軍施設
					を設置する協定を締結 ASEANプラス3首脳会議
				12. 13	南北閣僚級会談(済州島、~12.16)
				12. 14 12. 15	第1回東アジア首脳会議開催 イラク、恒久憲法に基づく国民議会選挙を実施
				12. 16 12. 22	国連総会、北朝鮮の人権状況を非難する決議案を採択 キロ級潜水艦2隻がロシアから中国に引き渡し
2006	1. 6 平成18年豪雪による雪害に対する災	1. 23		1. 1	
(平成18)	害派遣 (1.28までの間の延べ20日間で 1道5県に派遣)		国に不正輸出した疑いでヤマ 八発動機を家宅捜索	1. 9 1. 10	中国、ナイジェリアの油田開発権を買収 イラン、ウラン濃縮実験を開始
	1. 10 額賀防衛庁長官、英露米歴訪 (~1.19) 1. 20 第8次イラク復興支援群から第9次同	2. 4	拉致問題、国交正常化、核・ ミサイル問題を議題とする日	1. 17 1. 20	訪中した北朝鮮の金正日総書記、胡錦涛国家主席と会談 イラク国民議会選挙の最終結果発表、シーア派与党連合
	群への部隊交代命令	3 6	朝交渉開催 (~2.6)		が第一党
	協定」署名(06.4.1発効)	3. 6	日中政府間協議で中国が東シーナ海ガス田の共同開発を提案		パレスチナ評議会選挙でイスラム原理主義組織ハマスが 単独過半数を獲得
	1.30 防衛施設庁幹部、談合事件で逮捕 1.31 防衛施設庁に対する強制捜査	3. 11	(~3.7) 岩国市で、在日米軍の兵力態	1. 26 2. 3	ハマスに対し、米、露、国連、EUが武装解除を要求 アラブ諸国のほぼ全域で、欧州各紙が掲載した風刺画に
	2. 13 第20次ゴラン高原派遣輸送隊から第 21次同隊への部隊交代命令		勢再編に伴う米空母艦載機移 転の賛否を問う住民投票		対する抗議デモ
	- 1041 310. The Bibliot And A				

年		防衛		国内		国際
2006	2. 28	海上自衛隊と海上保安庁が不審船対処	3. 31	24都県の国民保護計画が閣	2. 3	米国、4年毎の国防計画の見直し(QDR)発表
(平成18)		に係る共同訓練を実施(舞鶴沖)		議決定され、47都道府県の	2. 4	イラン、IAEAの査察への協力を拒否
	3. 8	ハワイ沖で日米共同で実施された次世		国民保護計画が出揃う		IAEA緊急理事会は、イラン核問題を国連安保理に付託
		代型海上配備迎撃ミサイル(SM3)の	4. 7	名護市長、辺野古沖に普天間		する決議を採択
		性能実験に成功		飛行場代替施設を移設する案		タイのタクシン首相の辞任を求める集会開催
	3. 27	防衛庁設置法等の一部改正法(弾道ミ		に合意		イラン、ウラン濃縮活動を再開したことをIAEAに通知
		サイル等に対する破壊措置、統合幕僚	5. 11	沖縄県知事と防衛庁長官との		フィリピン・レイテ島で大規模な地滑り発生
		監部の新設等)施行		間で在日米軍再編に関する基		パレスチナ自治政府首相にハニヤ氏が決定
		統合幕僚監部が発足し、自衛隊は新た		本確認書に調印		イラク・サマラでシーア派聖廟「黄金のドーム」が爆破
		な統合運用体制へ移行	5. 30	「在日米軍の兵力構成見直し	2. 24	アロヨ・フィリピン大統領、反政府活動摘発をめぐり、
	4. 1	防衛庁職員給与法の一部改正法(給与		等に関する政府の取組につい		非常事態宣言を発令(3.3解除)
	4 00	構造改革)施行	0 00	て」閣議決定	3. 1	ブッシュ米大統領、アフガニスタンを訪問し、カルザイ
	4. 23	日米防衛首脳会談(額賀・ラムズフェ	6. 20	政府、陸自イラク派遣部隊の	2 0	│大統領と会談 │ ブッシュ米大統領、シン印首相と会談(ニューデリー)
		ルド、ワシントン) 、在日米軍再編に 伴う在沖縄米海兵隊のグアム移転経費		活動の終結を決定。空自部隊 は国連及び多国籍軍への支援		ブッシュ木人統領、シブ印目相と会談(ニューデリー) ブッシュ米大統領、ムシャラフ・パキスタン大統領と会
		中づ任冲縄木海共隊のグアム移転経員 の負担について日米が合意		は国連及び多国精単への又接 を継続	3. 4	フッシュ不入航視、ムシャフノ・ハイスタン入航視と云 談(イスラマバード)
	1 28	第9次イラク復興支援群から第10次同	6 20	で 地		映(イスフマハート) 中国、2006年の国防費が前年実績比14.7%増の約4兆
	4. 20	群への部隊交代命令	0. 23	世紀の日米同盟・発表		1000億円と発表
	5. 1	日米安全保障協議委員会(「2+2」、ワ		[三元60日八月五] 光表	3 16	米国、国家安全保障戦略を発表
	0	シントン)、「再編実施のための日米の				フランスで政府の雇用促進策への抗議デモ
		ロードマップ」発表				中露首脳会談(北京)
	5. 3	日米防衛首脳会談(額賀・ラムズフェ				イランに「30日以内の濃縮活動停止」を求める国連安保
		ルド、ワシントン)				理議長声明の発出
	5. 25	日印防衛首脳会談(額賀・ムカジー、			3. 31	パレスチナ自治政府のハマス新内閣が発足
		東京)共同発表に署名				タイ、タクシン首相が辞任を表明
	5. 29	オーストラリアへP - 3C初訪問				イランが3.5%の低濃縮ウランの製造に成功したと発表
	6. 1	インドネシア・ジャワ島中部地震に際				米中首脳会談(ワシントン)
		して、国際緊急援助活動のため、イン				南北閣僚級会談(平壌、~4.24)
		ドネシアへ自衛隊部隊を派遣(~6.22			4. 25	盧武鉉韓国大統領、昨年に続き、日韓関係に関する談話
		帰国完了)				を発表
	6. 2	第5国アジア安全保障会議(IISS主催、				IAEA事務局長がイランの対応を安保理に報告
		シンガポール)への額賀防衛庁長官の				ダルフール紛争で政府と反政府勢力の一派が和平合意 第1回ASEAN国防相会議
	6 0	参加(~6.4) 「防衛庁設置法等の一部を改正する法				第1回ASEAN国防相会議 米国、リビアのテロ支援国家指定解除
	6. 9	律案」(防衛庁の省への移行や国際平				不国、りことのテロ支援国家指定解除 イラク新政府発足
		和協力活動などの本来任務化等)閣議				イング 新成的 先足
		決定し、国会に提出			5. 27	
	6 20	第10次イラク復興支援群に対し、対				イラク政府、ザルカウィ殺害を発表
	0. 20	応措置の終結命令を発出				ブッシュ米大統領、イラクを訪問し、マーリキー首相と
	7. 5	北朝鮮、日本海に向けて弾道ミサイル			00	会談(バクダッド)
		計7発を発射			6. 15	上海協力機構首脳会議
						イラク・マーリキー首相、ムサンナー県の治安権限が多
						国籍軍からイラクに移譲されると発表

⁾本白書の対象期間にかかる直近の2年(2005~2006年)については、詳しく記載してある。